

2019 年度SDGs未来都市等提案書(提案様式1)

平成31年3月6日

川崎市長 福田 紀彦 印

提案全体のタイトル	成長と成熟の調和による持続可能な SDGs未来都市かわさき
提案者	川崎市
担当者・連絡先	

1. 全体計画（自治体全体でのSDGsの取組）

1.1 将来ビジョン

(1) 地域の実態

(地域特性)

1. 優れた立地と充実した交通ネットワーク

- 日本列島のほぼ中央に位置し、北は多摩川を挟んで東京都と南は横浜市にそれぞれ隣接し、西は多摩丘陵地帯を控え、東は東京湾に臨んでいる。
- 新幹線や羽田空港等へのアクセス性が高く、利便性の高い交通ネットワークが構築されている。



2. 交通・物流の高い利便性

- 東京都心から放射状に広がる東名高速道路、国道1号などが市内を横断し、市臨海部においては、東京湾アクアライン、首都高速道路によって周辺都市と結ばれており、利便性の高い交通アクセスを誇る。
- 市内には鉄道駅が55駅あり、大都市の中で4番目に鉄道密度の高い都市である。
- 市内を縦貫するJR南武線上には、交通結節点となる複数の鉄道路線が乗り入れる駅が5駅あり、東京都心をはじめ各地との鉄道によるアクセスが至便である。
- 18か国・32都市の就航先を誇る羽田空港と多摩川を挟んで近接しており、現在整備中の(仮称)羽田空港連絡道路の完成により、さらにアクセス性が高まる。
- 原油からコンテナまでを取り扱う国際貿易港である川崎港を有し、超大型船から小型船まで1日平均60隻が入港する。

3. 市の歴史とともに培われた多様なステークホルダーとの連携

- 川崎市は、明治時代の京浜工業地帯造成開始から100年にわたる発展の過程で直面した、深刻な公害問題、右肩上がりの経済成長の終焉など困難な諸局面を打開するため、市民、事業者、大学・研究機関、行政が連携・協働し、技術やノウハウといった知的資源の開発や人材育成などを行ってきた。
- 市民・事業者・行政の各主体が歴史の中で育ててきた技術やノウハウを活かし、環境、福祉、医療をはじめとする様々な分野において、市域のみならず世界が直面する課題の解決に資する「地域の仕組み・基盤づくり」に取り組んできた。
- 併せて、全国に先駆けて「多文化共生」を進めてきた土壤を強みとし、多様なステークホルダーとともに地域の仕組みを変革する風土が根付いており、多様な生き方や考え方を寛容に認め合い、誰もが社会参加し活躍できる「社会環境づくり」を進めている。
- 2019年2月現在で、315の企業・団体、72の大学・研究機関と連携協定等を締結し、多様な主体とのパートナーシップによる地域活性化や地域課題解決に向けた協働の取組を進めている。

4. 大都市中最も若い都市

- 平均年齢は42.8歳と大都市中最も若いことに加え、出生率は最も高く(27年連続)、死亡率が最も低い(11年連続)。(平成27(2015)年国勢調査)
- 全国的に人口が減少に転じる中、本市は人口の増加が続き、住民基本台帳の平成27(2015)年人口増加数によると、人口増加比率は大都市中3年連続で最も高くなっています。平成19(2007)年10月から10年間での人口増加率は9.80%と福岡市に次いで2位となっている。平成29(2017)年4月には人口が150万人を超えた。
- 高齢化率は、平成27(2015)年国勢調査によると19.5%と、大都市の中で最も低いが、平成32(2020)年には「超高齢社会(65歳以上の人口比率が21%超)」が到来し、人口のピークとなる平成42(2030)年を経て、平成72(2060)年には現役世代約1.5人で1人の高齢者を支える状況となることが見込まれる。



5. 先端産業・研究開発機関の集積

- 川崎市は、日本有数の製造業集積都市である。臨海部の京浜工業地帯には高付加価値化が進んだ重化学工業・素材産業、公害問題の経験を通じて培われた環境・エネルギー産業が集積している。
- 東芝、富士通、NEC、日立製作所、キヤノン、昭和電工、JFE、味の素、サントリーといった日本を代表する企業やグローバル企業の日本法人などの約400の研究開発機関が集積する先端技術開発拠点都市でもある。
- 羽田空港の多摩川対岸に位置する殿町地区では、2004年いすゞ自動車川崎工場の移転に伴い跡地の利活用が進められ、ライフサイエンス分野の研究開発エリア「キングスカイフロント」として、60以上の生命科学・医療分野の企業・研究機関が集積している。
- 新川崎・創造のもり地区には、最先端の研究開発を行う50者強の研究開発型の企業・大学研究室が立地している。オープンラボやインキュベーション施設を整備し、オープンイノベーションを推進することで、最先端技術の研究開発に取り組む企業・団体の更なる集積を図っている。
- 産業別に市内総生産の構成をみると、臨海部を中心に集積する製造業が最も大きく、次いで不動産業、サービス業の順となっており、これら3業種で産業活動による生産額の7割弱を占めている。
- 平成26(2014)年経済センサス基礎調査によると、「情報通信業」「学術研究、専門・技術サービス業」「石油製品・石炭製品製造業」「運輸業、郵便業」などにおいて、全従業者に占める従業者割合が大都市中1位となっている。

6. 文化・芸術、スポーツ、自然などの魅力ある地域資源

- 「音楽のまち・かわさき」
市内には2つの音楽大学をはじめ、4つの市民オーケストラ、100を超える市民合唱団・吹奏楽団などがあり、音楽家、舞台芸術家に従事する人の割合が全国平均の約2倍である。日本有数の音楽ホールで世界的にも評価の高い「ミューザ川崎シンフォニーホール」や音楽関係人材を活かした地域の魅力づくりを進めている。
- 「スポーツのまち・かわさき」
「川崎フロンターレ」「川崎ブレイブサンダース」といったホームタウンスポーツが盛んであり、これらの競技チームやアスリートと連携しシビックプライドの醸成や都市イメージの向上を進めている。
- 多摩川
市域を沿って流れる多摩川は、高度成長期にはゴミの浮かぶ濁った川であったが、市民、企業、行政が連携して、アユが遡上する都市部における貴重な自然空間を取り戻した。多摩川の水と緑は、本市の自然、産業、歴史、文化に深い関わりを持ち、この魅力を流域で共有して連携を深めるなど、更なる魅力の向上が期待されている。

○生田緑地

生田緑地は、昭和16(1941)年に都市計画決定された都市計画緑地で、首都圏を代表する緑豊かな自然環境を有する。市民協働で生態系の保全・育成を進めており、雜木林や湿地、湧水等の貴重な自然資源のほか、かつての里山環境や、周辺の農地、樹林等と一体となった美しい風景が今に引き継がれるとともに、伝統文化・科学・芸術など個性豊かな施設を多く有する観光拠点として潜在的な集客性も有している。

○日本が誇るユニークな文化を享受できるまち

日本の伝統的古民家を移築した野外博物館「日本民家園」、「ドラえもん」で有名な藤子・F・不二雄の作品を展示した「藤子・F・不二雄ミュージアム」、川崎生まれの世界的芸術家である岡本太郎の多面的な活動を体感できる「岡本太郎美術館」など、日本が誇るユニークな文化や作品を鑑賞できる施設を有し、インバウンドのポテンシャルも高い。

(今後取り組む課題)

1. 少子高齢化の更なる進展、人口減少への転換、生産年齢人口の減少

本市は、首都圏の中心に位置する立地や交通利便性といった優位性で、多くの人々に選ばれ、活力ある都市として人口の増加が続いているものの、将来人口推計では、少子高齢化の進展、人口減少への転換、生産年齢人口の減少が予測されており、今後も継続した住みよいまちづくりに向けた取組が求められている。

2. 超高齢社会に向けた対応

全国的な傾向よりも高い要介護・要支援認定率であることに加え、ひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦のみの世帯の増加も見込まれ、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる自助・互助・共助・公助のしくみづくりや、いきがいや健康づくり、要介護度の改善・維持に向けた取組が求められている。

3. 子ども・若者を取り巻く環境の変化への対応

多様化する子育て世帯のニーズに適切に対応するため、就労と子育てを両立できる社会の実現に向けた子育て環境の整備や、さまざまな体験ができる機会の提供、さらには「子どもの貧困」への対応として、子ども・若者の成長段階に応じた切れ目のない支援を行うなど、子ども・若者が安全・安心に過ごせる環境づくりが求められている。

4. 一人ひとりが尊重され、能力を発揮できる環境づくり

人口減少などさまざまな社会環境の変化の中で、女性、外国人、障害者その他マイノリティへの社会環境的障壁を取り払い、一人ひとりが尊重され能力を発揮できる環境の整備が必要となっている。

5. 都市インフラの老朽化と有効活用

上下水道施設、道路、橋りょう、公園施設なども含めた都市インフラの老朽化に、限られた財源で計画的に対応していく必要がある。また、公共空間を活用したまちの賑わい・交流の創出や、民間活力の活用による公共施設の維持管理の方策を検討し、魅力あふ

れる持続可能なまちづくりを進める必要がある。

6. 産業経済を取り巻く環境変化への対応

成長産業の育成により産業集積の維持・強化を図るほか、AI、IoT 等の次世代技術の活用による経営革新や働き方改革への対応など、産業を取り巻く環境の変化を的確に捉え、市内産業をさらに活性化させていくことが課題である。

川崎臨海部については、石油産業を中心とした業界再編の動きや、コンビナート全体の設備老朽化、低未利用地の分散的な発生などの現状を打破し、力強い産業都市の中心として地域の発展を牽引するとともに、地球規模の課題を解決する新しい価値の創出を先導することが求められている。

7. 地球規模での環境問題・エネルギー問題等への対応

川崎の強みである環境技術を利活用しながら、市民・事業者など多様な主体の連携により、市域における温室効果ガス排出量削減、ごみ減量化、資源循環などを一層推進する。また、市内企業の海外展開支援などにより、国際的な環境活動も推進することで、地球規模での気候変動や途上国の生活環境改善に貢献し続ける必要がある。

8. 災害対策の一層の強化

今後 30 年間に約 70% の確率で発生するとされている「東海・東南海・南海地震」や、いわゆる「首都直下地震」に備え、東日本大震災や阪神・淡路大震災等の教訓を踏まえ、自助・共助(互助)・公助の各視点から地域防災力の強化につなげる必要がある。

9. 市民の主体的な取組を促し、地域でお互いに助け合うしくみの強化

コミュニティ運営の担い手が固定化・減少する一方、地域に関わることなく生活している人々が増え、従来のコミュニティ施策では新たな担い手を見出しにくい状況がある。これまでの社会の枠組みでは対応することが困難な問題に対し、行政の果たすべき役割を捉え直した上で、市民の主体的な取組を促し、地域でお互いに助け合うしくみを強化するとともに、新たな都市型コミュニティを目指す施策を展開する必要がある。

10. 労働環境の改善と生産性向上の一体的な実現に向けた「働き方改革」の推進

男性の子育てや介護への関わりや女性の能力発揮を促進するなど、仕事と生活の調和を推進し、性や年齢にかかわらず誰もが意欲と能力を発揮して働く環境を整えることで、経済の活力と成長力も同時に高め、持続可能な社会の実現に資するさまざまな取組が求められている。

11. 選ばれ続ける都市・かわさきに向けて

歴史の中で培われた、多様なステークホルダーとともに地域の仕組みを変革する風土を今後さらに発展させ、本市に集積するヒト・モノ・技術の新たな出会いや組み合わせを促し、市域や世界が抱える課題に対し多角度からの解決アプローチを創りしていく。

また、課題の解決を図ることで新たなビジネスを生み、地方や世界に波及する経済的価値の創出につなげ、この課題解決の成果や経済基盤の底上げを世界全体の豊かな生活の実現に結びつけていく必要がある。

(2) 2030年のあるべき姿

【2030年のあるべき姿】

めざす都市像 「成長と成熟の調和による持続可能な最幸(※)のまち かわさき」

まちづくりの基本目標 「安心のふるさとづくり」「力強い産業都市づくり」

※「最幸」とは、川崎を幸せあふれる最も幸福なまちにしていきたいという思いを込めて使用している。

<全体像>

- これまで築いてきた産業の集積や、首都圏の中心に位置する恵まれた立地条件などのポテンシャルを活かして、今後成長が見込まれる分野の産業振興がさらに進んでいる。
- 暮らしの質を向上させるような新たな価値を、企業・団体などの多様な主体と共に創造するなど、地域経済の活性化を図りながら、環境問題をはじめとする国際的な課題解決へ貢献し、我が国の持続的な成長を牽引する「力強い産業都市づくり」が進んでいる。
- 成長と成熟が調和した持続的な発展を通じて、我が国、アジア、世界の平和と繁栄に貢献し、誰もが幸せを感じられる川崎をめざしたまちづくりが進んでおり、この素晴らしいまちが、未来を担う子どもたちに引き継がれている。

<分野ごとの将来像>

1 生命を守り生き生きと暮らすことができるまち

- 従来の防災の取組だけでは対応が困難な大規模な災害や、世界的規模で見られる気候変動による影響など、安全が脅かされるような出来事が増加していることから、誰もが安心して暮らせるよう、市民の身近な安全や生活基盤の確保に取り組むとともに、都市全体の安全性の向上を図り、大規模災害にも耐えられるまちづくりが進んでいる。
- 超高齢社会にあっても、誰もが自立と尊厳を保ちながら、住み慣れた地域や自らが望む場で、安心してすこやかに生き生きと暮らせるまちづくりが進んでいる。

2 子どもを安心して育てるこことできるふるさとづくり

- 子どもや若者が、夢や希望を抱いて、安心して生きていける社会の実現のために、出産・子育てから、子どもの成長・発達の段階に応じた「切れ目のない」支援を進め、子どもや子育て家庭に寄り添い、共に、幸せに暮らすことができる地域づくりが進んでいる。
- 未来を担う子どもたちが、乳幼児期には、情緒の安定とともに、他者への愛着や信頼感を醸成し、学齢期には、社会の中で自立して主体的な人生を送る基礎を築くとともに、個人や社会の多様性を尊重し、共に支え、高め合いながら成長し、若者として社会に力強く羽ばたいていく姿を市民が実感できるような社会が実現している。
- 生涯を通じた、市民の学びや活動を支援することで、それぞれの市民が持つ経験や能力が地域の中でつながり、さまざまな世代が交流しながら、社会的な役割として活かされるような環境づくりが進んでいる。

3 市民生活を豊かにする環境づくり

- 地球温暖化や資源・エネルギー問題など地球規模での環境問題がより深刻化する中で、環境変化に対して柔軟に適応するとともに、市民、事業者などと協働しながら、地球や地域の環境保全を進め、健康で快適に暮らし続けることができる持続可能なまちづくりが進んでいる。
- 川崎がこれまで培ってきた優れた環境技術や、環境を改善する過程で得られた経験を活かして、新たな環境技術を創り出すとともに、多くの市民にとって母なる川とも言える多摩川や、多摩丘陵など、生活にうるおいとやすらぎをもたらす市民共有の貴重な財産である緑を次世代に継承するなど、人と自然が共生する社会を、さまざまな主体と力を合わせてつくりだしている。

4 活力と魅力あふれる力強い都市づくり

- 我が国が直面している少子高齢化やエネルギー政策の転換、地球温暖化などの課題を新産業の創出に結びつけるとともに、成長を続けるアジアをはじめ、世界と競いながら、付加価値の高い、活力ある産業の集積等を促進することなどで、国際的な課題解決に貢献する、環境と調和した持続可能な産業都市づくりが進んでいる。加えて、意欲ある人が自らの能力や個性を活かして働くことができるよう、人材育成や多様な就業が可能な社会が実現している。
- 首都圏における、近隣都市の拠点との適切な連携のもとで、それぞれの地域特性を活かし、魅力にあふれ多くの人が市内外から集まる広域的な拠点整備を推進するとともに、まちの成熟化に的確に対応し、誰もが安全で安心して暮らせる身近なまちづくりが進んでいる。
- これらの拠点を結び・支える基幹的な道路や鉄道と、自転車や徒歩も含めて、少子高齢化の急速な進展などの社会状況の変化を見極めながら、誰もが快適に利用できる身近な交通環境の強化をバランスよく進めるまちづくりを基本として、民間活力を活かした、総合的な整備が進んでいる。
- それぞれの地域の歴史や文化に根ざした川崎らしさを大切にするとともに、スポーツや音楽などの地域資源を磨き上げ、それらが融合しながら変貌を遂げる国際都市川崎の多彩な魅力を発信する。こうしたことにより、都市ブランドを確立し、市民が愛着と誇りを持ち、一層多くの人々が集い賑わう好循環のまちづくりが進んでいる。

5 誰もが生きがいを持てる市民自治の地域づくり

- 地方への分権が進む中、まちづくりの主役は、そこで暮らし、活動するすべての市民、団体、企業などであることから、市民と行政の「情報共有」「参加」「協働」を基本としながら、市民が主体となって、地域の身近な課題解決を促進するとともに、多様な人々が生涯にわたって生きがいを感じ、共に認め合い、支え合いながら個性と能力を發揮することができる地域社会が実現している。

(3) 2030 年のあるべき姿の実現に向けた優先的なゴール、ターゲット

<KPIの考え方>

SDGsが「川崎市総合計画」の基本構想に掲げるめざすべき都市像「成長と成熟の調和による持続可能な最幸(※) のまち かわさき」と同様の方向性であることから、現時点では総合計画に位置付けられた 2025 年度の成果指標を KPI とし取組を推進する。(参考資料「総合計画に設定する成果指標一覧」参照)。

なお、2030 年の目標については必要に応じて設定していく。

※「最幸」とは、川崎を幸せあふれる最も幸福なまちにしていきたいという思いを込めて使用している。

(経済)

ゴール、ターゲット番号	KPI(任意記載)		
 8.2	指標: ー		
	8.3	現在: ー	2030 年: ー
 9.4	指標: ー		
	9.5	現在: ー	2030 年: ー
 17.17	指標: ー		
	現在: ー	2030 年: ー	

これまで築いてきた産業の集積や、恵まれた立地条件などのポテンシャルを活かし、革新的な技術、製品、サービスが生まれる知性と創造性のあふれる地域として、市民・企業などの多様な主体と共に、主に医療・福祉・環境・エネルギー分野の産業振興をさらに進め、国際的な課題解決への貢献、地域経済の活性化及び我が国の持続的な成長が統合的に達成可能な、暮らしの質を向上させる新たな価値を創出していく。

(社会)

ゴール、ターゲット番号	KPI(任意記載)		
 17.17	指標: ー		
	現在: ー	2030 年: ー	
 10.2	指標: ー		
	現在: ー	2030 年: ー	
 11.7	指標: ー		
	現在: ー	2030 年: ー	
 5.1	指標: ー		
	現在: ー	2030 年: ー	

様々なステークホルダーが有機的につながることで、自助・互助・共助・公助のバランスのとれた地域運営を進め、誰もが多様な生き方や考え方を寛容に認め合いながら、寄り添い、支え合い、社会に貢献することで生きがいを持ち、日常生活の質的な充足を強く感じじうことができる成熟したまちを実現する。また、様々な個人や団体が出会い、それぞれの思いを共有・共感することで生まれる相互作用により、これまでにない活動や予期せぬ価値を創出していく。

(環境)

ゴール、 ターゲット番号	KPI(任意記載)		
 13.3	指標: 市域の温室効果ガス排出量の削減割合(1990 年度比)		
	現在(2016 年 3 月暫定値): ▲16.8%	2030 年: ▲30%以上	
 12.5 12a	指標: 一 現在: 一 2030 年: 一		
 7.1 7.3	指標: 一 現在: 一 2030 年: 一		
 17.17	指標: 一 現在: 一 2030 年: 一		

地球温暖化対策等が、産業振興、防災対策、健康維持などの多様な便益(マルチベネフィット)をもたらすことに着目しながら、エコ暮らし(スマートライフスタイル)の実践、低炭素型ビジネススタイルの普及、再生可能エネルギーの導入とエネルギーの最適利用などの温室効果ガス排出量削減や、気候変動への適応策を推進する。

また、取組に当たっては、市民・事業者をはじめとした多様な主体の連携により進めるとともに、川崎の特徴と強みである環境技術の集積を活かし、地球温暖化対策等に資する製品・サービスの国内外への提供などにより、低炭素さらには将来の脱炭素社会の構築に向け、市域のみならず地球規模の環境問題の解決に寄与する。

1.2 自治体SDGsの推進に資する取組

※SDGs未来都市選定後の3年間(2019~2021年度)に実施する取組を記載すること。

(1)自治体SDGsの推進に資する取組

<KPIの考え方>

KPIについては、代表的なものを記載している。その他のKPIについては、参考資料「総合計画に設定する成果指標一覧」参照。

①生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり

1. 災害から生命を守る取組

ゴール、ターゲット番号	KPI(任意記載)	
    	1.5, 9.1, 11.5 11.7, 11.b, 13.1 17.17	指標:住宅の耐震化率 現在(2017年3月): 92.7% 2021年: 95%以上

●災害・危機事象に備える対策の推進

- ・「国土強靭化地域計画」や「地域防災計画」等の各種防災計画に基づいたハード・ソフト両面からの防災・減災対策
- ・地域防災力の更なる強化を目的とした、市民への効果的な啓発や実践的な防災訓練の充実
- ・職員一人ひとりの防災意識の高揚と災害対応能力の向上に向けた取組
- ・市民の防災意識を高め、「備えていない人が備えていく」ための環境づくりと、「防災から始まる、力強いまち」の実現に向けた危機管理体制の充実

●地域の主体的な防災まちづくりの推進

- ・不燃化重点対策地区における各種補助事業等の推進による建築物の不燃化の促進
- ・火災延焼リスクの高い地区における減災対策に向けた地域住民との協働による防災まちづくりの推進

●まち全体の総合的な耐震化の推進

- ・「耐震改修促進計画」に基づく特定建築物や住宅の耐震化の促進
- ・大規模盛土造成地における震災被害軽減に向けた取組などによる宅地の耐震化の推進
- ・「橋梁耐震化計画」に基づく計画的な橋りょう耐震対策の推進

●消防力の総合的な強化

- ・消防力の基盤となる防災活動拠点の整備等による消防体制の充実強化
- ・大規模災害やテロ・NBC災害等の各種災害を見据えた災害対応能力の向上
- ・消防団活動の充実強化や町内会等との連携による地域防災力の向上

●安全・安心な暮らしを守る河川整備

- ・河川改修等の計画的な整備推進
- ・市民防災意識の向上などソフト対策と連携した取組の推進

2. 安全に暮らせるまちをつくる取組

ゴール、ターゲット番号	KPI(任意記載)
 3 すべての人に 健脚と福祉を	3.6, 11.2, 11.7
 11 住み続けられる まちづくりを	12.7, 16.4, 16.5
 12 つくる責任 つかう責任	17.17
 16 和順と公正を すべての人に	現在(2017年3月): 58%
 17 パートナーシップで 目標を達成しよう	2021年: 100%

●防犯対策の推進

- ・防犯設備の設置促進による安全・安心な生活環境の整備
- ・多様な主体と連携した防犯対策による地域の防犯力の強化
- ・消費者被害の未然防止に向けた関係機関との連携による取組の推進

●交通安全対策の推進

- ・交通事故防止に向けたライフステージごとの啓発の推進
- ・歩道、交差点及び道路安全施設の継続的な整備
- ・地域の実情に応じた駐輪場の整備や駐輪場への誘導と放置自転車の撤去活動の実施

●ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

- ・ソフト・ハード両面からのバリアフリーの取組の推進
- ・誰もが利用しやすいユニバーサルデザインタクシーの普及の促進
- ・鉄道駅の安全性・利便性の確保に向けたホームドア等整備の促進及び片側改札駅の改良の推進

●地域の生活基盤となる道路等の維持・管理

- ・予防保全の考え方による計画的な維持管理の推進
- ・適切な維持管理による施設等の長寿命化の推進
- ・道水路の効率的な管理や災害復旧等に寄与する道路台帳図のデジタル化の推進

3. 水の安定した供給・循環を支える取組

ゴール、ターゲット番号	KPI(任意記載)
 1 貧困をなくそう	1.5, 3.9, 6.1
 3 すべての人に 健脚と福祉を	6.2, 6.3, 6.4
 6 飲む水とトイレ を世界中に	6.5, 7.2, 9.1
 7 積極的にエネルギーに 取り組んでいこう	11.5, 13.1, 14.1
 9 産業と创新基盤の 基礎をつくろう	現在(2017年3月): 79.6%
 11 住み続けられる まちづくりを	2021年: 97.5%以上
 13 気候変動に 具体的な対策を	
 14 海の豊かさを 守ろう	

●安定給水の確保と安全性の向上

- ・経年化した水道施設・管路の更新及び耐震化の推進
- ・配水池・配水塔と市立小中学校への開設不要型応急給水拠点の整備
- ・良質で安全な水の安定供給に向けた水質管理の徹底
- ・経年化した工業用水道施設・管路の更新・耐震化及び主要管路の更新に向けた検討

●下水道による良好な循環機能の形成

- ・下水道の管きょ・施設の地震対策の推進
- ・重点化地区等における浸水対策の推進
- ・水処理センターの高度処理化の推進
- ・下水道法施行令への対応に向けた合流式下水道の改善
- ・下水道の管きょ・施設の老朽化対策の推進とアセットマネジメントの導入

4. 誰もが安心して暮らせる地域のつながり・しきみをつくる取組

ゴール、ターゲット番号	KPI(任意記載)	
 3 手の人に 健康と福祉を 4 賀の高い教育を みんなに 8 繁きがいも 経済成長を 10 人や国の不平等 をなくす 11 住み分けられる まちづくりを 16 平和と公正を すべての人々 17 パートナーシップで 目標を達成しよう	3.4, 3.5, 3.a, 4.7 8.5, 10.2, 10.3 10.4, 11.1 11.7, 16.b 17.17	指標: 地域包括ケアシステムの考え方の理解度 現在(2017年3月): 9.9% 2021年: 32.0%以上

●総合的なケアの推進

- ・「地域包括ケアシステム推進ビジョン」に基づく、市民が、住み慣れた地域や本人の望む場で、安心して暮らし続けることができるしきみづくりの更なる推進
- ・地域包括ケアシステムの必要性や「地域包括ケアシステム推進ビジョン」の考え方の地域全体での共有
- ・地域資源の活用によるセルフケア意識の醸成や地域の支え合い・助け合いなど、日常生活支援・介護予防の取組の推進
- ・医療・看護・介護の連携による地域における包括的かつ継続的な在宅療養のしきみづくりの推進

●高齢者福祉サービスの充実

- ・高齢者が住み慣れた地域や本人が望む場所で安心して暮らし続けることができる、質の高い介護サービス基盤の整備とサービスの着実な提供
- ・老朽化した高齢者福祉施設の長寿命化や、建て替えに合わせた再編・統合、公設施設の運営手法等の見直しなどによる、介護サービスの提供基盤の確保
- ・専門性を有する介護人材が、質の高いケアを継続して提供できるよう、限られた人的資源の効率的・効果的な活用

●高齢者が生きがいを持てる地域づくり

- ・さまざまな経験や知識を有する高齢者の地域づくりへの参加や、高齢者の生きがい、健康づくりを支援するしくみや環境の整備
- ・子どもから高齢者までの多世代による日常的な交流を促進し、あらゆる世代の多様な人材が活動する地域コミュニティの拠点づくりに向けた取組の実施

●障害福祉サービスの充実

- ・行政と民間事業者等との役割分担と連携のもと、ライフステージや障害の状況に合わせた支援体制の構築
- ・障害者の地域生活の支援に向けた、居宅支援や短期入所、日中通所などのサービスの提供や、地域における住まいの基盤の整備
- ・老朽化した障害児者福祉施設の長寿命化や、建替えに合わせた再編・統合、公設施設の運営手法等の見直しなどによる、障害福祉サービスの提供基盤の確保

●障害者の自立支援と社会参加の促進

- ・障害者が就労することで社会的・経済的に自立し、豊かな地域生活を送ることができるよう、障害者雇用を取り巻く環境の変化に対応した取組の推進
- ・多様な主体が連携して、さまざまなイベントや場面などをとらえた共生社会に向けた取組の推進

●誰もが暮らしやすい住宅・居住環境の整備

- ・高齢者や子育て世帯等が安心して住み続けられる住まい・住まい方の構築
- ・既存住宅の活用強化と流通促進に向けた誘導、高経年の住宅地や団地型マンションの維持・再生に向けた支援の推進
- ・重層的な住宅セーフティネットの構築に向けた市営住宅の活用と居住支援協議会の適切な運営

●生き生きと暮らすための健康づくり

- ・地域団体・企業等の多様な主体と連携しながら、介護予防の取組と一体となった、生涯を通じた主体的な健康づくりとそれを支える環境づくりの推進
- ・「がん」の早期発見・早期治療に向けたがん検診の受診率向上と、生活習慣の改善等がんにならないための取組の推進

5. 確かな暮らしを支える取組

ゴール、ターゲット番号	KPI(任意記載)	
 1 障害者  2 食費を 各自に  3 「すべての人に」 健康と福利を	1.1, 1.2, 1.3 2.1, 3.8	指標: 国民健康保険料収入率(現年分) 現在(2017年3月): 94.12% 2021年: 95.0以上

●確かな安心を支える医療保険制度等の運営

- ・国の制度改革への対応や医療費の適正化を図りながら、国民健康保険や後期高齢者

医療制度の安定的かつ持続的な運営を確保

- ・県から移譲される難病関連事務の円滑な実施と公平かつ安定的な助成制度等の整備

●自立生活に向けた取組の推進

- ・真に保護が必要な人に対する最低限度の生活の保障と、就労など自立のための支援や医療扶助の適正化に向けた取組の推進
- ・生活保護受給世帯の子どもの自立を支援するための取組として、「貧困の連鎖防止」に向けた学習支援の実施
- ・生活保護に至る前の生活困窮者に対する社会的・経済的自立に向けた就労・生活支援の実施

6. 市民の健康を守る取組

ゴール、ターゲット番号	KPI(任意記載)	
   	2.1, 3.1, 3.2, 3.3 3.5, 3.8, 3.d, 6.1 11.7, 11.b	指標: 感染症予防の実施率 現在(2017年3月): 94% 2021年: 95%以上

●医療供給体制の充実・強化

- ・医療機関における必要な病床機能の確保や、地域の医療機関の機能分担・連携による医療供給体制の充実
- ・資質の高い看護人材の養成や看護職員の市内医療機関等への定着促進と、安定的な看護師の養成・確保に向けた取組の推進
- ・緊急性の高い傷病者に対する確実な救急医療資源の提供
- ・救急車の適正利用の促進や救急需要の高まりにあわせた救急体制の整備

●信頼される市立病院の運営

- ・三次救急を中心とした救急医療体制の強化など、今後の医療需要を見据えた川崎病院の医療機能再編整備の推進
- ・川崎南部医療圏で初めてとなる PET-CT の導入など、がん診療機能等の強化・拡充
- ・地域医療機関との連携、機能分担の推進や、地域包括ケアシステム・地域医療構想を踏まえた取組の推進
- ・安定的かつ継続的な医療提供体制づくりの推進

●健康で快適な生活と環境の確保

- ・新型インフルエンザ等への対応など、感染症の発生予防とまん延の防止に向けた取組の推進
- ・動物愛護センターの供用を開始し、ボランティアや市民団体等の多様な主体と連携・協働しながら、人と動物が共生する社会の実現に向けた取組の推進

②子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり

1. 安心して子育てできる環境をつくる取組

ゴール、ターゲット番号	KPI(任意記載)		
<p>1 賢く生きる 2 健康を 3 すべての人に 4 美の高い教育を 5 ジャンダー平等を 実現しよう 11 法で抜けられる まちづくり 16 平和と公正を すべての人々</p>	1.2, 1.3, 2.1, 2.2 3.1, 3.2, 3.7, 3.8 4.2, 4.3, 4.a 5.2, 5.6, 11.7 16.1, 16.2	指標: 子育てが楽しいと思う人の割合 現在(2017年3月): 97.2%	2021年: 97.7%以上

●子育てを社会全体で支える取組の推進

- ・地域における親子で遊べる場づくりや、互いに支え合う子育て援助活動など子育て家庭を地域社会全体で支える取組の推進

- ・小児医療費助成制度の運用状況の分析及び検証を踏まえた事業の推進

●質の高い保育・幼児教育の推進

- ・保育需要の高まりに対応するための多様な手法による保育受入枠確保の継続
- ・保育所の新設整備等に伴い、新たに必要となる保育人材確保に向けた取組の充実
- ・公立保育所を拠点とした保育の質の維持・向上と地域における子育て支援の充実
- ・一時預かりの拡大や認定こども園への移行など、幼稚園における就労家庭児の受入れの推進

●子どものすこやかな成長の促進

- ・妊娠・出産期から乳幼児期までの切れ目のない支援の継続
- ・児童数の増加に対応した、小学生が放課後等において安全・安心に過ごせる場づくりの推進
- ・こども文化センターと老人いこいの家の連携による多世代交流の促進

●子どもが安心して暮らせる支援体制づくり

- ・児童虐待の未然防止や早期発見のための子育て支援や専門的な支援の推進
- ・ひとり親家庭の自立の促進に向けた生活・子育て・就業支援等の総合的な取組の推進
- ・子どもの貧困対策の視点から、さまざまな分野が連携した総合的な子ども・若者への支援の推進
- ・地域社会全体で、子ども・若者を見守り、支えるしくみの構築

2. 未来を担う人材を育成する取組

ゴール、ターゲット番号	KPI(任意記載)		
<p>1 賢く生きる 3 すべての人に 健康と福祉を 4 美の高い教育を みんなに 5 ジャンダー平等を 実現しよう 8 繰きがいも 経済成長 10 人や国の平和 をなくそう</p>	1.2, 3.5, 3.6 3.d, 4.1, 4.3 4.4, 4.5, 4.6 4.7, 4.a, 5.1	指標:「授業が分かる、どちらかと言えば分かる」と回答した児童生徒の割合 現在(2018年3月): 90.9%(小6)	2021年: 93.0%以上(小6)

	8.6, 10.2, 11.7 12.3, 12.8 16.1, 16.2 17.17	77.2% (中 2) 12.3, 12.8 16.1, 16.2 17.17	80.0%以上 (中 2)
--	------------------------------------------------------	--------------------------------------------------	---------------

●「生きる力」を伸ばし、人間としての在り方生き方の軸をつくる教育の推進

- ・小学校から高等学校までの計画的・系統的な「キャリア在り方生き方教育」の推進
- ・「分かる」が実感できる授業づくりの充実による学力の更なる向上
- ・小学校における外国語教育の教科化など、学習指導要領改訂への適切な対応
- ・小中9年間にわたる「健康給食」の推進及び学校給食を活用した更なる食育の充実

●一人ひとりの教育的ニーズへの対応

- ・障害の有無に関わらずすべての子どもが共に学び合えるインクルーシブ教育システムの構築
- ・一人ひとりの教育的ニーズに応じた、きめ細やかな支援を実施するための校内支援体制の構築
- ・福祉部門等との連携強化など、教育分野における子どもの貧困対策の推進

●安全で快適な教育環境の整備

- ・登下校時の交通事故減少をめざした交通危険か所対策の推進
- ・「学校施設長期保全計画」に基づく取組の着実な推進
- ・児童生徒・保護者からのニーズを踏まえた学校トイレ改修の加速化
- ・地域ごとの児童生徒数の動向を踏まえた良好な教育環境整備の推進

●学校の教育力の向上

- ・さまざまな教育課題への対応力向上を図るための学校運営体制の再構築
- ・教職員の長時間勤務の解消に向けた、学校における働き方・仕事の進め方改革の推進

3. 生涯を通じて学び成長する取組

ゴール、ターゲット番号	KPI(任意記載)	
4 親の高い評価をみんなに 	指標: 親や教員以外の地域の大人と知り合うことができた割合	現在(2017年3月): 88.6%
11 収み抜けられないまちづくり 		
17 パートナーシップで目標を達成しよう 	2021年: 92.0%	

●家庭・地域の教育力の向上

- ・福祉部門や企業等と連携した情報提供など、これまで支援の場への参加機会が少なかった家庭の参加促進
- ・地域ぐるみで子どもを育てる「地域の寺子屋事業」の全小・中学校への展開に向けた取組の推進

●自ら学び、活動するための支援

- ・地域におけるつながりや、社会参加・生きがいづくりを促進するための、市民の主体的

な学び・活動への支援の充実

- ・市民館や図書館等のサービス向上や、老朽化対策など、市民の生涯学習を支える環境整備の推進
- ・市民に身近な活動の場としての、学校施設の更なる活用の推進

③市民生活を豊かにする環境づくり

1. 環境に配慮したしくみをつくる取組

ゴール、ターゲット番号	KPI(任意記載)	
        	<p>4.7, 7.2, 7.3, 7.a 7.b, 8.2, 8.4, 9.4, 9.b, 11.6, 11.7 12.6, 12.7, 12.8 12.a, 13.1, 13.3 14.3, 17.6, 17.7 17.9, 17.16, 17.17</p>	<p>指標: 市域の温室効果ガス排出量の削減割合(1990年度比) 現在(2016年3月) 暫定値): ▲16.8%</p> <p>2021年: ▲20.3%</p>

●地球環境の保全に向けた取組の推進

- ・パリ協定や国の地球温暖化対策計画を踏まえた、温室効果ガス排出量の更なる削減に向けた取組の推進
- ・「環境」と「経済」の視点に加え、防災対策など多様な課題の解決にも貢献する視点を重視した取組の推進

2. 地域環境を守る取組

ゴール、ターゲット番号	KPI(任意記載)	
       	<p>3.9, 6.3, 7.3, 9.4 11.6, 11.7, 12.3 12.4, 12.5, 12.8 14.1, 14.2 15.1, 15.5</p>	<p>指標: 市民1人1日あたりのごみ排出量 現在(2017年3月): 947g 2021年: 917g以下</p>

●地域環境対策の推進

- ・環境基準等の達成維持及び更なる改善に向けた工場・事業場への監視・指導と、事業者の自主的な取組の促進
- ・多様な主体との広域連携等による空気や水などの地域環境対策の推進

●持続可能な循環型のまちをめざした取組の推進

- ・市民・事業者・行政の協働によるごみの減量化・資源化の推進
- ・安定性・安全性を確保した効率的・効果的な廃棄物処理事業の推進

3. 緑と水の豊かな環境をつくりだす取組

ゴール、ターゲット番号	KPI(任意記載)	
 2 脱炭素社会に  6 安全な水とトイレを世界中に  11 持続可能な都市をつくろう  12 つくる責任 つかう責任  15 森林を守る  17 パートナーシップで目標を達成しよう	2.4, 6.6, 11.7 12.8, 15.1, 15.2 15.3, 15.4, 15.5 15.6, 17.17	指標: 緑地保全面積 現在(2017年3月): 241ha 2021年: 285ha

●協働の取組による緑の創出と育成

- ・市民や事業者との協働による緑豊かなまちづくりに向けた取組の推進
- ・身近な公園のルールづくりなど、地域が主体となる公園緑地づくりの推進
- ・民間の発想や運営ノウハウを活用したパークマネジメントの取組の推進

●魅力ある公園緑地等の整備

- ・公園や地域の特色を活かしたテーマ性のある公園緑地づくりの推進
- ・周辺のまちづくりと連携した大規模公園緑地の整備推進
- ・予防保全型の維持管理など公園施設の適切な維持管理の推進

●多摩丘陵の保全

- ・さまざまな制度を活用した緑地保全の取組の推進
- ・市民等による効果的な緑地・里山の保全・活用の推進

●農地の保全・活用と「農」とのふれあいの推進

- ・多面的な機能を有する都市農地の保全・活用に向けた取組の推進
- ・多様な主体との連携による、市民が「農」にふれる場の提供促進
- ・都市農業に対する理解の促進に向けた効果的なPRの実施

●多摩川の魅力を活かす総合的な取組の推進

- ・民間活力の導入など多摩川の利活用による賑わいの創出に向けた取組の推進
- ・市民との協働や流域自治体等との連携による多摩川の魅力向上に向けた取組の推進

④活力と魅力あふれる力強い都市づくり

1. 川崎の発展を支える産業の振興

ゴール、ターゲット番号	KPI(任意記載)	
 2 脱炭素社会に  6 安全な水とトイレを世界中に  7 持続可能なエネルギーをみんなにそしてクリーンに  8 繁栄のための雇用と経済成長  9 産業と创新基盤の強化  11 持続可能な都市をつくろう  12 つくる責任 つかう責任  17 パートナーシップで目標を達成しよう	2.3, 2.4, 2.c, 6.a 7.a, 7.b, 8.2, 8.3 8.4, 9.2, 9.4, 9.a 9.b, 11.6, 11.7 12.5, 17.7, 17.17	指標: グリーンイノベーションクラスターのプロジェクトの年間件数 現在(2017年3月): 5件 2021年: 7件以上

●アジアを中心とした海外での事業展開支援の強化

- ・市内企業の海外へのビジネス展開に向けた支援の実施

- ・医療機器や環境などの成長分野における海外販路開拓の支援の実施
- ・水関連企業の海外展開支援による上下水道分野の国際展開の推進
- 魅力と活力のある商業地域の形成
 - ・商店街等が抱える課題解決を通じた魅力と活力のある商業地域の形成
 - ・商店街の魅力を高めるイベント開催等への支援による魅力あるまちづくりの推進
 - ・持続可能な卸売市場の構築や国の動向を踏まえた機能強化に向けた取組の推進
- 中小企業の競争力強化と活力ある産業集積の形成
 - ・市内中小企業の活性化に向けた経営力・技術力強化、生産性向上のための支援の推進
 - ・知的財産交流の推進による市内中小企業の新事業展開の促進
 - ・中小製造業の操業環境整備への支援の推進
- 都市農業の強みを活かした農業経営の強化
 - ・都市農業の振興に向けた多様な担い手の育成・確保の推進
 - ・農業者の経営改善のための技術・経営支援の実施
 - ・企業や大学等との連携による新たな農業価値創造に向けた取組の推進

2. 新たな産業の創出と革新的な技術による生活利便性の向上

ゴール、ターゲット番号	KPI(任意記載)	
 7 これからのまちづくりで 「太陽エネルギー」  8 繁荣がいる、経済成長も 「まちづくり」  9 農業とIT技術の 「農業とIT技術」  11 日本だけの 「まちづくり」  12 つくる責任 「つかう責任」  16 幸福な社会を 「すべての人」  17 パートナーシップで 「目標達成しよう」	7.1, 7.3, 7.a, 8.2 8.3, 8.4, 9.2, 9.4 9.5, 11.6, 11.7 12.5, 12.a, 16.9 16.10, 17.8 17.17	指標: ウエルフェアイノベーションフォーラムでのプロジェクト稼働件数 現在(2017年3月): 21件 2021年: 30件以上

- ベンチャー支援、起業・創業の促進
 - ・開業率の向上に向けた、市内での起業促進
 - ・「かわさき新産業創造センター」を拠点とした、新産業の創出に挑戦する市内ベンチャー企業等に対する成長支援の推進
- 地域を支える産業の育成・市内事業者等の新分野への進出支援
 - ・超高齢社会を見据えた新たなライフスタイル等の創造・発信に向けたウェルフェアイノベーションの更なる推進
 - ・新たな福祉製品・サービスの創出・活用のための「かわさき基準」の一層の推進
 - ・コミュニティビジネスやソーシャルビジネスの起業や就業、経営支援の促進
- 科学技術を活かした研究開発基盤の強化
 - ・新川崎・創造のもりを拠点としたオープンイノベーションの取組の推進
 - ・ライフイノベーションの推進に向けた「ナノ医療イノベーションセンター」の運営支援
 - ・川崎市コンベンションホールにおける民間のノウハウを活用した産業交流の促進

●スマートシティの推進

- ・低炭素で持続可能な社会の構築に向けて、多様な主体と連携したスマートシティの取組の推進
- ・水素エネルギーの積極的な導入と利活用に向けた「川崎水素戦略」に基づく取組の実施

●ICT(情報通信技術)の活用による市民利便性の向上

- ・行政施設や民間のアクセスポイント・接続アプリケーション等を活用した効率的な「かわさき Wi-Fi」の利用範囲の拡張に向けた取組の推進
- ・「かわさきアプリ」の安定的な運用や利用拡大、AIなど新たなICTを活用したサービスの提供に向けた取組の推進
- ・電子申請の利用による市民や企業の各種手続きに係る負担の軽減、更なるオープンデータの公開と民間情報を合わせた利活用の推進
- ・市役所内部事務の効率化に向けた働き方・仕事の進め方改革や新庁舎建設を見据えたICT導入、新たなICT活用の取組の推進
- ・マイナンバー制度の円滑な運用とマイナンバーカードの利活用に係る取組の推進

3. 生き生きと働き続けられる環境をつくる取組

ゴール、ターゲット番号	KPI(任意記載)		
 5. ボンバー平等を実現しよう  8. 繁栄がいい、経済成長も  11. 基本避けられないまちづくりを	5.b, 8.5 8.6, 8.8 11.7	指標: ワークライフバランスの取組を行っている事業所の割合 現在(2017年3月): 68%	2021年: 75%以上

●人材を活かすしくみづくり

- ・雇用情勢や社会的ニーズに対応した就業支援の実施
- ・「かわさきマイスター」制度をはじめとする技能の振興、継承の取組の推進

●働きやすい環境づくり

- ・中小企業における従業員の福利厚生の充実に向けた取組の推進
- ・市内事業所でのワークライフバランス等の「働き方改革」の取組の推進

4. 臨海部を活性化する取組

ゴール、ターゲット番号	KPI(任意記載)		
 8. 繁栄がいい、経済成長も  9. 産業と地域革新の基礎をつくろう  11. 基本避けられないまちづくり	8.2, 8.3 9.1, 9.4 9.5, 11.7	指標: 川崎区の従業者1人あたりの製造品出荷額 現在(2015年3月): 1億4,527万円	2021年: 1億7,000万円以上

●臨海部の戦略的な産業集積と基盤整備

- ・臨海部の持続的発展に向けた臨海部ビジョンに基づく戦略的マネジメントの推進
- ・臨海部の持続的発展と日本の成長を牽引する戦略拠点の形成に向けた取組の推進

- ・臨海部の交通機能強化を図る交通結節機能やネットワークの強化に向けた取組の推進
- ・川崎市民の臨海部に対する誇りや期待感の醸成に向けた取組の推進

●広域連携による港湾物流拠点の形成

- ・国際競争力の強化策として取扱貨物量の増加を図るための取組の推進
- ・川崎港の港湾物流機能の強化に向けた取組の推進
- ・港湾貨物の円滑な輸送、防災機能の強化等に向けた取組の促進

●市民に開かれた安全で快適な臨海部の環境整備

- ・臨海部の活性化に向けた、各種イベントの開催や新たな賑わい創出による川崎港の魅力発信
- ・川崎港の魅力向上に向けた、港湾緑地の特徴を活かした利用促進策や効率的な管理運営手法の検討
- ・市民が快適に利用できる川崎港の形成に向けた美化対策等の推進

5. 魅力ある都市拠点を整備する取組

ゴール、ターゲット番号	KPI(任意記載)		
 11.3	指標: 広域拠点(川崎駅・武蔵小杉駅・新百合ヶ丘駅)の駅周辺人口 現在(2017年3月): 13.1万人 2021年: 13.9万人以上		

●魅力にあふれた広域拠点の形成

- ・川崎駅周辺地区における川崎の玄関口としてふさわしい都市機能の誘導・都市基盤の整備の推進と賑わいの創出等に向けた取組の推進
- ・小杉駅周辺地区におけるコンパクトに集積した都市機能の誘導と賑わい等の創出、安全性・利便性の向上に向けた交通基盤の強化の推進
- ・新百合ヶ丘駅周辺地区における周辺環境等の変化を見据えた土地利用転換の誘導と交通結節機能の強化に向けた取組の推進

●個性を活かした地域生活拠点等の整備

- ・利便性の高い都市機能の集積や交通結節機能の強化などをめざした市街地開発事業等による地域生活拠点の整備
- ・地域特性に応じた多様な主体との連携による鉄道沿線まちづくりの推進と身近な駅周辺等の整備

6. 良好的な都市環境の形成を推進する取組

ゴール、ターゲット番号	KPI(任意記載)		
 7.3, 11.3 15.2, 17.17	指標: 「景観計画」等に位置付けられる景観形成基準が遵守されている割合 現在(2017年3月): 20.1% 2021年: 31%以上		

- 安全で安心して快適に暮らせる計画的なまちづくりの推進
 - ・地域特性を活かした市民参加による「都市計画マスター プラン」区分構想の改定等の取組の推進
 - ・持続可能なまちをめざした良好な市街地環境の形成や環境に配慮した建築物の普及促進
- 地域の主体的な街なみ形成の推進
 - ・景観をめぐる社会環境の変化に対応した個性と魅力あふれる良好な都市景観形成の推進
 - ・良好な住環境形成に向けた住民発意の地区まちづくり活動への支援の推進

7. 総合的な交通体系を構築する取組

ゴール、ターゲット番号	KPI(任意記載)		
   	指標: JR 南武線の最混雑時間帯における混雑率 現在(2017年3月): 188% 2021年: 185%以下		
   	3.6, 11.2 11.7, 11.a 17.17		

- 広域的な交通網の整備
 - ・鉄道事業者や周辺自治体等との連携による鉄道ネットワークの形成に向けた取組の推進
 - ・本市の都市機能の強化などに資する広域的な道路ネットワークの形成に向けた取組の推進
- 市域の交通網の整備
 - ・効率的・効果的な幹線道路等の整備の推進
 - ・連続立体交差事業の計画的な推進
- 身近な交通環境の整備
 - ・路線バスサービスの充実に向けた取組の推進
 - ・多様な主体との連携によるコミュニティ交通導入等に対する支援の推進
 - ・安全・安心な自転車通行環境の整備とまちの魅力向上に資する自転車活用の推進
- 市バスの輸送サービスの充実
 - ・輸送安全性やお客様サービス・移動空間の快適化のさらなる向上に向けた取組の推進
 - ・人口増加・高齢化やまちづくりの進歩に対応した市バスネットワークのさらなる充実

8. スポーツ・文化芸術を振興する取組

ゴール、ターゲット番号	KPI(任意記載)		
   	指標: 週1回以上のスポーツ実施率 現在(2018年3月): 40.6%		
   	4.7, 10.2 11.4, 11.7 17.17		

●スポーツのまちづくりの推進

- ・誰もが身近な地域でスポーツを楽しめる環境づくり
- ・スポーツをはじめとするさまざまな活動を通じて、誰もが自分らしく暮らし自己実現をめざせる地域づくりに向けた「かわさきパラムーブメント」の推進
- ・英国オリンピック・パラリンピック代表チームの事前キャンプ受入れに向けたおもてなし機運の醸成と交流事業の実施

●市民の文化芸術活動の振興

- ・東京 2020 オリンピック・パラリンピックや市制 100 周年を見据えた、地域資源を活用した特色ある文化芸術活動の推進
- ・文化芸術の市民生活への更なる浸透に向け、誰もが文化芸術に親しめる環境づくりの推進
- ・市内文化関連施設の効率的・効果的な運営と更なる魅力の発信

●音楽や映像のまちづくりの推進

- ・誰もが身近に音楽を楽しめる環境づくりと音楽を通した活力と潤いのある地域社会づくりの推進
- ・ミューザ川崎シンフォニーホールなどの音楽資源を活かした「音楽のまち・かわさき」の魅力の発信
- ・映像資源を活かした映像文化の振興と次世代の映像文化の担い手の育成

9. 戦略的なシティプロモーション

ゴール、ターゲット番号	KPI(任意記載)		
 8 都市がいも 経済成長 11 住み続けられる まちづくり 17 パートナーシップで 目標を達成しよう	8.9, 11.7 17.17	指標: 主要観光施設の年間観光客数 現在(2017 年 3 月): 1,549 万人	2021 年: 1,856 万人以上

●都市イメージの向上とシビックプライドの醸成

- ・市内外に向けた、さまざまなメディアの効果的活用による、本市の多彩な魅力の情報発信の強化
- ・ブランドメッセージを核とした、多様な主体を巻き込んだ民間発の取組を伴うシビックプライドの醸成
- ・これまで良好な関係を築き上げてきた海外都市等とのお互いの強みや特性を生かした更なる交流の推進

●川崎の特性を活かした観光の振興

- ・観光協会、民間企業、近隣自治体等との連携による「オール川崎」での観光振興施策の推進
- ・川崎の特性を活かした産業観光の取組の推進
- ・競輪事業における持続可能な事業運営の確立に向けた施設整備及び効率的な運営の推進

⑤誰もが生きがいを持てる市民自治の地域づくり

1. 参加と協働により市民自治を推進する取組

ゴール、ターゲット番号	KPI(任意記載)
  	<p>11.7, 16.7, 16.9 17.17</p>
	<p>指標: 地域貢献活動に関する取組にかかわったことがある人の割合 現在(2017年3月): 15.3% 2021年: 23%以上</p>

●市民参加の促進と多様な主体との協働・連携のしくみづくり

- ・「参加と協働による地域課題の解決の新たななしきみ」の検討と推進
- ・地域と多様な主体をつなぐ中間支援組織の機能強化
- ・新たな地域課題解決の担い手の発掘と市民活動促進に向けた支援の推進

●迅速での的確な広報・広聴と市民に開かれた情報共有の推進

- ・市民のさまざまな「声」の個別・集団・調査広聴などの手段を用いた戦略的な収集と、市民意見の市政運営や政策立案への一層の活用の推進
- ・『伝える広報』から『伝わる広報』への転換による職員の広報に対する意識の醸成や広報媒体・手法の強化・充実
- ・個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法の改正を踏まえた個人情報の適正な管理の推進

●共に支え合う地域づくりに向けた区役所機能の強化

- ・コミュニティづくりなどを通じて市民の主体的な取組を促す役割を踏まえた区役所機能の更なる強化
- ・利便性が高く分かりやすい窓口サービスの提供とマイナンバー制度の普及促進
- ・区役所等庁舎の効率的・効果的な整備・長寿命化への対応

2. 人権を尊重し共に生きる社会をつくる取組

ゴール、ターゲット番号	KPI(任意記載)
      	<p>1.2, 1.b, 4.3, 4.7 5.1, 5.2, 5.5, 5.c 8.5, 8.7, 8.8 10.2, 10.3, 10.4 11.7, 16.1, 16.b</p>
	<p>指標: 平等と多様性が尊重されていると思う市民の割合 現在(2018年3月): 35% 2021年: 41%以上</p>

●平等と多様性を尊重した人権・平和施策の推進

- ・さまざまな差別をなくし、ダイバーシティ(多様性)が尊重される地域社会の実現に向けた取組の推進
- ・多様な文化的背景を持つ外国人市民が共に生きる社会の実現に向けた取組の推進
- ・子どもの権利を尊重する社会づくりに向けた取組の推進

- ・平和意識の更なる普及に向けた取組の推進

●男女共同参画社会の形成に向けた施策の推進

- ・男女の人権尊重及び家庭・教育における男女共同参画の推進
- ・働く場における男女共同参画の推進に向けた取組の充実
- ・地域で生き生きと暮らすための男女共同参画の推進

(2)情報発信

SDGsの理念の共有や理解の向上に向け、優れた環境技術を川崎から国内外に広く情報発信する国際展示会「国際環境技術展」をはじめ、SDGsとの親和性が高い事業（心のバリアフリー、食品ロス、再生可能エネルギーなど）はもちろん、本市が主催する各種イベント、講座、広報紙、ホームページ、国内外からの視察、国際会議など、あらゆる機会を通じて、SDGsの理念や意義、各主体にとってのメリット、必要性、関連情報を積極的に発信し、各主体が自分ゴトとして捉え実践に結びつく情報発信・普及啓発に取り組む。

(域内向け)

1. イベント・講座等を活用した普及展開

行政主催の参加型市民イベント、ワークショップ、講座をはじめ、企業、市民団体、大学、他都市等と連携、連動しながら実施する事業も含めて、各事業がどのようにSDGsの目標達成に資するか、また、各主体による実践へどのようにつなげるかを意識して事業構成するとともに、事業を周知する際や開催当日の装飾等にもSDGsのロゴなどを活用して発信する。

2. 市の広報事業を活用した普及展開

市政だよりをはじめ、事業所管部署が発行する各種広報紙などで、周知する事業がSDGsのどの目標を達成するものであるかSDGsのロゴ等を活用して関心を喚起するとともに、主体的な活動が促進されるよう工夫した発信を行う。

3. 施設を活用した普及展開

市民向け普及啓発拠点を活用し、SDGsの理解を深める展示を行うとともに、施設の見学会、社会科見学受入、施設で開催する講座などを行う中で、SDGsについても連動させ啓発・発信していく。

4. 事業者向けの普及展開

主に中小企業や起業・創業希望者に、SDGsが新たなビジネスチャンスとなること、SDGsの視点からの事業化、事業活動そのものをSDGsの達成に結び付け稼いでいく重要性、SDGsを企業の強みやイノベーションにつなげる方策などについて、セミナーやシンポジウムなどの機会を捉えて情報提供と啓発を行う。

(域外向け（国内）)

全国から人が集まる展示会（海外も含む）や、他都市との連携による事業、特に臨海部

への視察(海外も含む)などを活用することで、本市における多様な主体が持つSDGs達成に資する先駆性を発信し、SDGsの普及啓発のみならず、新たなソリューションを生み出すきっかけづくりにも展開させる。

(海外向け)

- 市内企業の優れた環境技術や国内外の環境課題への取組についての情報交換の場や、参加都市間との信頼関係の醸成を目的として本市が主催する国際フォーラム「川崎国際エコビジネスフォーラム（2005年～）」において、SDGsをテーマに本市の事業の取組等を発信するとともに、課題の共有や課題解決に向けた連携を図り、環境技術を活かした国際貢献などに繋げていく。(2018年2月「都市と産業の共生に向けて～川崎発！持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けたアジア各都市との連携～」をテーマに情報交換)
- 国際会議の場を積極的に活用し、本市の多様な主体によるSDGs達成に寄与する先進的な取組を海外に発信していく。(2019年1月21・22日、SDGsハイレベルセミナーにおいて、二国間クレジット制度の成果についてプレゼンテーション)
- 海外からの視察受け入れ時において、前頁「域外向け（国内）」と同様に活用していく。

(3) 普及展開性(自治体SDGsモデル事業の普及展開を含む)

(他の地域への普及展開性)

市民や企業などの多様な各主体一人ひとりがSDGsの目標達成に向けた自立的な活動を行えるよう社会全体に広げていくには、行政がリーダーシップを發揮し、SDGsがより身近になり自分ゴト化できる環境や意識を醸成する必要がある。市民生活や企業活動に密接な関わりを持つ行政が実施する事業を通して、SDGsのどのゴールを目標としているかを明確化したうえで、アイコンとセットで発信することにより、社会への草の根レベルでの意識醸成に寄与するとともに、行政の事業をSDGsの視点から見直すことにもつながる。地域性に関わらず、全ての自治体において展開可能な手法と考える。

また、企業が自らの事業活動を通じて稼ぎながらSDGsの目標を達成していく視点も重要なポイントであり、特に中小やベンチャー企業に対しては、日頃から近い関係で支援を行っている自治体から情報提供・啓発を行うことで、一層のSDGsの普及が可能となる。

(自治体SDGsモデル事業の普及展開策)

自治体SDGsモデル事業で創出された新たな製品・サービスや日常生活で実践可能なソリューションを、三側面をつなぐ統合的取組で整備する「SDGs創発プラットフォーム」で発信するとともに、事業ごとに立ち上げている既存のプラットフォームで開催する情報交換会やフォーラム、自治体間・海外連携の会議等で発表することで、分野・業種の垣根を超え、日本全体やグローバルに新たな連携を呼び、その連携がさらに新たな価値を創出するという好循環を生むことで普及展開していく。

1.3 推進体制

(1)各種計画への反映

1. 川崎市持続可能な開発目標(SDGs)推進方針

2030年を取組期間とし、SDGsの推進に関する基本的な方針を定める「川崎市持続可能な開発目標(SDGs)推進方針」について、SDGsの理念や国の動向を踏まえながら、川崎市総合計画を推進することを基本に、全庁をあげてSDGs達成に寄与する取組を推進することを明記した。本方針は、総合計画と連動させた内容で構成している。(2019年2月策定済)

2. 川崎市総合計画(第2期実施計画)

総合計画は、今後30年程度を展望し、本市が目指す都市像などを定めた「基本構想」、今後概ね10年間を対象として政策の方向性等を明らかにする「基本計画」、2021年度を計画期間とし、中期の具体的な取組を定める「第2期実施計画」の3層構造としている。

第2期実施計画の推進に向けた考え方として「持続可能な開発目標(SDGs)を踏まえた施策・事務事業の推進」を明記し、SDGsの理念や目標、国の動向等を踏まえながら、各施策・事務事業を実施するとともに、関連の深い分野別計画等との連携を図ることで、SDGs達成に向けた取組を推進することとした。(2018年3月策定済)

3. 川崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略改定版

2019年度を計画期間とし、本市が将来にわたって発展していくよう、都市部ならではの地方創生に向けた取組を推進するための戦略を定めた「川崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略改定版」について、「『持続可能な開発目標(SDGs)』を踏まえた施策・事務事業の推進」を明記し、SDGsの理念や目標、国の動向等を踏まえながら具体的な施策を実施し、SDGs達成に向けた取組を推進することとした。(2018年3月策定済)

4. 臨海部ビジョン

「臨海部ビジョン」では、30年後を見据えた川崎臨海部の目指す将来像やその実現に向けた戦略、取組の方向性をステークホルダーと共有したうえで、バックキャスティング手法により、直近10年以内に取り組むリーディングプロジェクトとして、Society5.0を先導する新産業拠点の形成、水素エネルギーの利用推進、低炭素型インダストリーエリアの構築、交通機能の強化など13のプロジェクトを設定した。各プロジェクトはSDGsの目指すゴールを踏まえ、経済面と環境面・社会面の統合を意識して推進していく。(2018年3月策定済)

5. かわさきパラムーブメント第2期推進ビジョン

2021年度を取組期間とし、東京2020オリンピック・パラリンピックを契機として、誰もが暮らしやすいまちづくりを進めていくため、未来へ遺していくレガシーを明らかにし、市民と共有し計画的に進めていくための理念や取組の方向性を定めた「かわさきパラムーブメント第2期推進ビジョン」について、SDGsの理念や目標、国の動向等を踏まえながら進めることを明記し、多様なステークホルダーとともにレガシーを形成する中でSDGsの目標達成にも寄与していくこととした。(2018年3月策定済)

6. 川崎市環境基本計画

2020年度が計画期間となっている、総合的かつ計画的に環境行政の運営を図るための基本構想や基本指針を定める環境基本計画について、SDGsの目標等も踏まえ、計画の全体系を整理して新たに策定する予定。(2021年3月策定予定)

7. 川崎市地球温暖化対策推進基本計画

目標年次である2030年度までに30%以上の温室効果ガス削減を目指した本市の地球温暖化対策を定める「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」について、産業振興、防災対策、健康維持など、地球温暖化対策等によって得られる「多様な便益(=マルチベネフィット)」に着眼し、こうしたSDGsに沿った考え方を基本理念に位置付け、取組を推進していくこととした。(2018年3月策定済)

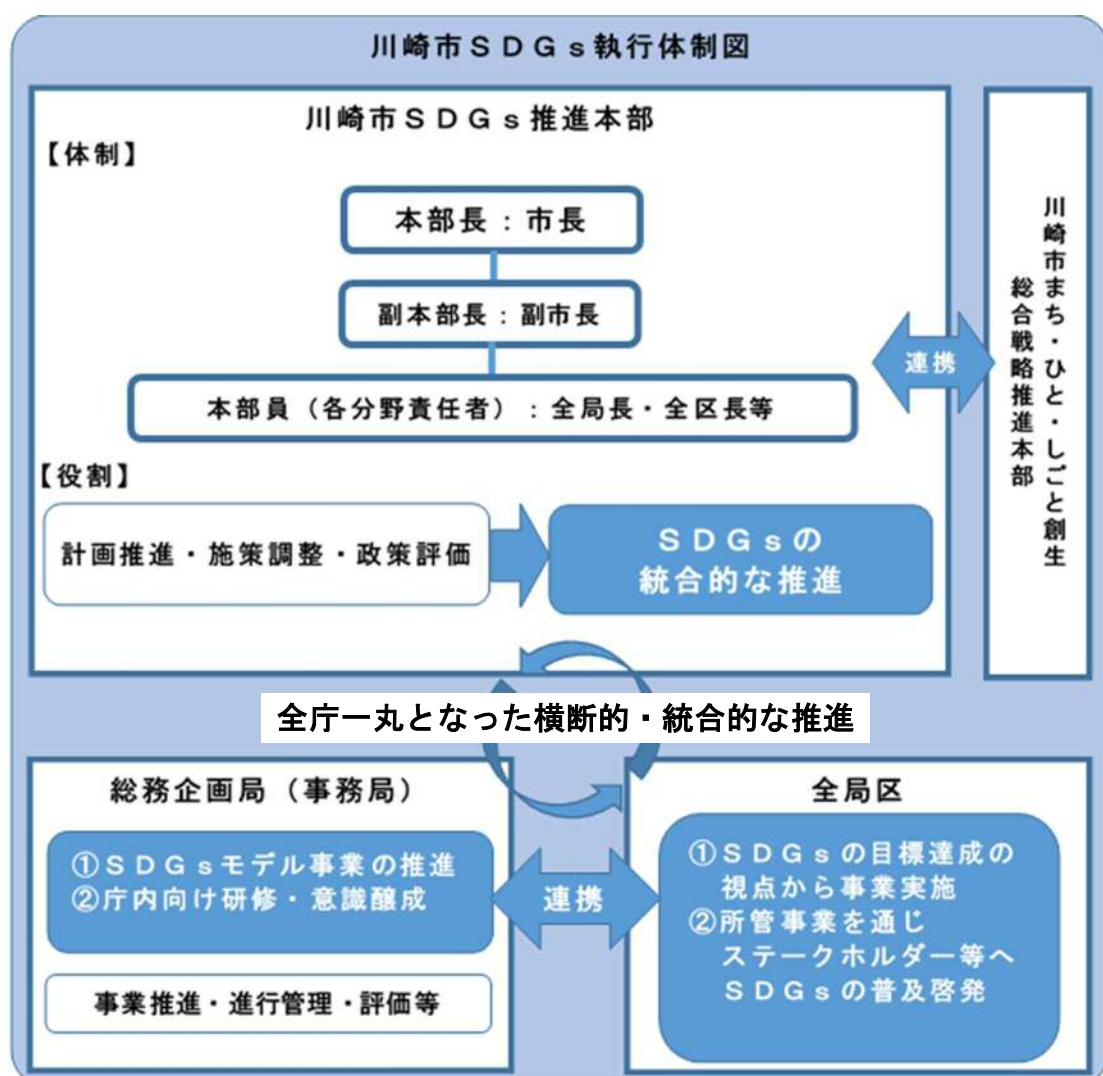
8. 川崎市一般廃棄物処理基本計画(第2期行動計画)

「川崎市一般廃棄物処理基本計画」の実効性を確保するため、2021年度までを計画期間とし具体的な施策を位置づけた「川崎市一般廃棄物処理基本計画第2期行動計画」では、3Rの取組による廃棄物の減量化・資源化の促進や、世界全体の一人あたりの食品廃棄の半減に向けたステークホルダーとの連携など、SDGsのゴール・ターゲットを踏まえ、取組を進めることを位置付けている。(2018年3月策定)

9. その他の計画等

「川崎市上下水道ビジョン」「川崎市国際施策推進プラン第2期実行プログラム」については、既にSDGsの考え方やゴールを計画内に明記し、これを踏まえた取組を行うこととしている。このほかの計画等についても、SDGsの目標にどのように寄与する施策かの議論を多様な主体と深め、改定時などの機会を捉えて、計画上での反映に向けた検討を進めしていく。

(2)行政体内部の執行体制



【体制図のイメージ】

「川崎市SDGs推進本部」において、SDGsに係る企画・立案や、施策等の横断的かつ統合的な調整を行う。

川崎市総合計画に位置付ける全事務事業にSDGsの視点を取り入れ、全市一丸となって推進することを可能とするため、総合計画に基づく各施策・事務事業等の進捗管理や事業調整を通じて、SDGsのゴール達成に資する目標と成果を可視化するとともに、課題や改善点を明確化し、PDCAサイクルを効果的に機能させて推進していく。また、川崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略とも連携を図りながら、SDGsのゴール達成に向けて、地方創生の視点も踏まえて統合的に取り組んでいく。

(3)ステークホルダーとの連携

1. 域内外の主体

<主に経済面>

●かわさきグリーンイノベーションクラスター(企業、金融、経済・産業団体、NPO 等)

産学官民の連携によって環境改善に取り組み、産業振興と国際貢献を推進して新たな社会の形成を目指すネットワークを 2015 年に設立。事業者、行政等が蓄積してきた環境に関するノウハウを活用したビジネス創出支援や国内外への事業展開支援を行う。

●かわさき水ビジネスネットワーク(企業、経済・産業団体、金融、教育、官公庁等)

水ビジネスを通じて世界の水環境改善に貢献していくため、民間企業の技術・製品・ノウハウと川崎市の上下水道分野における事業運営の技術・ノウハウとの連携を図り、関係省庁・団体の協力を得ながら水ビジネスを推進している。2012 年設立。

●ウェルフェアイノベーションフォーラム(企業、大学、福祉事務所等)

産業と福祉の融合で新たな活力と社会的価値を創造することを目指し、将来的な福祉課題を解決する新たな製品・サービスの創出・活用に取り組んでいる。2013 年設立。

●公益財団法人川崎市産業振興財団

市内中小企業の総合的支援機関として、中小企業の情報化や企業交流のサポート、技術・経営情報の提供などを展開し、地域経済の活性化に寄与している。また、ナノ医療イノベーションセンター(iCONM)(P38 参照)の運営主体として、ライフイノベーションを促進する研究プロジェクトを産学共同で進めている。

●国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)

本市と締結した連携・協力に関する協定に基づき、研究開発型を中心幅広い産業における起業家の支援を行う拠点の運営を本市、NEDO に産業振興財団を加えた 3 者で行い、起業家支援、イノベーション創出に取り組む。

●新川崎地区ネットワーク協議会(企業、教育、官公庁、経済・産業団体等)

産学官連携の先端研究開発拠点「新川崎・創造のもり」に集積する企業・大学・支援機関の情報交換を促進し、新たな産業連携・産学連携の創出を目指す。2012 年設立。

●川崎臨海部活性化推進協議会(企業、住民、官公庁、経済・産業団体等)

産業構造の転換など川崎臨海部を取り巻く状況が目まぐるしく変化する中で、「臨海部ビジョン」(P29 参照)の進捗状況の共有・意見交換を行うとともに、課題解決や新たな取組の検討を産学公民の連携で進め、川崎臨海部のさらなる活性化を図る。

●NPO法人産業・環境創造リエゾンセンター

川崎臨海部の立地企業を中心とする 13 社の有志等により 2004 年に設立。京浜臨海部を主なフィールドとし、産官学、市民との連携のプラットフォーム機能を発揮し、産業の活性化や環境・エネルギー問題の解決への貢献を目指して活動を推進する。

●キングスカイフロントネットワーク協議会(企業、官公庁、教育、金融)

殿町国際戦略拠点キングスカイフロントの持続的な発展を目指し、研究者や従業者同

士の「顔の見える関係づくり」を進め、エリアマネジメントに取り組み、魅力的なまちづくりを進めるとともに研究や事業活動の活性化を図っている。2018年設立。

＜主に社会面＞

●川崎市地域包括ケアシステム連絡協議会(福祉関係団体等、市民、企業、金融等)

川崎版地域包括ケアシステムの構築を目指し、介護、予防、生活支援などの生活に必要な要素が包括的に確保された体制づくりに向けて、「顔の見える関係づくり」を進め、地域での新たな活動の創出に取り組む。

●かわさきパラムーブメント推進フォーラム(市民、企業、教育、スポーツ・産業団体等)

持続可能なまちづくりに向けて、様々な価値を持つ東京2020オリンピック・パラリンピックを契機に、特にパラリンピックに重点を置き、誰もが自分らしく暮らし、自己実現を図れる地域づくりを目指す運動「かわさきパラムーブメント」を広め、市民、団体、企業等の多様な主体がつながり、各主体の事業活動における具体的な実践を進めている。

●かわさきパラムーブメント かってにおもてなし大作戦(市民)

人々の意識や社会環境のバリアを取り除き、誰もが社会参加できる環境の創出を目指し、市民参加型ワークショップで生み出された市民主体のプロジェクト。住民が自らの意思で地域づくりに参加し、自助・互助意識の高い自立性のあるまちの構築に取り組む。

●川崎市木材利用促進フォーラム(建築設計事務所、木材資材メーカー、学識者等)

フォーラム参加者等と連携して建築物等への木材利用の促進を図るとともに、事業者の技術力の向上や新たな産業創出につなげる取組を行い、首都圏における消費地である本市の特徴と強みを活かした国産木材の利用促進・普及を推進する。

＜主に環境面＞

●川崎臨海部水素ネットワーク協議会(企業、官公庁)

川崎臨海部をフィールドに、エネルギー分野等への水素利用をはじめ、市民生活分野への更なる展開など、水素ネットワークの構築に向けた技術的・制度的課題等を協議するとともに、水素関連施設の情報共有など、水素社会の実現を目指した取組を行っている。

●川崎温暖化対策推進会議(CC川崎エコ会議)(市民団体、経済・産業団体、企業、金融、官公庁、教育)

2008年に設立。市民・事業者・行政が一体となって地球温暖化対策に取り組む組織であり、市内の温暖化対策の取組等について、国内外への情報発信や会員間の情報共有、ネットワークづくりに取り組んでいる。

●低CO₂川崎ブランド等推進協議会(経済・産業団体、NPO、金融、官公庁等)

優れた環境技術を有する企業が集積する本市の特性を活かし、「低CO₂川崎ブランド」及び「川崎メカニズム認証制度」により、ライフサイクル全体の温室効果ガス削減に貢献する企業の製品・技術等を評価し、広く発信することを通じて地球規模での温室効果ガス削減に貢献することを目指している。

2. 国内の自治体

●宮崎県をはじめとした地方都市との連携

国産木材を活用した「まち」「産業」「人」づくりに向けて、宮崎県と連携し、互いの持つ資源や特性、強みを活かしながら人やモノなどの好循環化させる仕組みとして、都市と地方の連携・協力による新しい価値の創造モデル「崎一崎モデル」を確立し、全国に示すとともに、それぞれの地域の活性化及び持続的成長に向けた取組を推進している。その他の林産地である自治体とも国産木材活用をテーマに連携していく。

●世田谷区など多摩川流域自治体との連携

隣接する自治体と連携し、新たなエネルギー施策などによる持続可能なまちづくり、多摩川など多様な地域資源の活用による賑わいのあるまちづくり、災害対策などの相互連携による安全・安心のまちづくりを一体的に推進している。

●国際戦略総合特区の取組での連携

2011年12月、神奈川県・横浜市・川崎市の3県市共同で、京浜臨海部においてライフイノベーションの国際戦略拠点形成を進める旨の申請を行い、国際戦略総合特区に指定された。個別化・予防医療時代に対応したグローバル企業による革新的医薬品・医療機器の開発・製造と健康関連産業の創出に向けて連携した取組を進めている。

●国家戦略特区の取組での連携

2014年5月、神奈川県・横浜市・川崎市の3県市共同での「健康・未病産業と最先端医療関連産業の創出による経済成長プラン」の提案により本市を含む東京圏が国家戦略特別区域に指定された。最先端医療関連産業の創出などに向けて連携した取組を進めている。また、東京都、神奈川県、大田区と連携し、東京圏の重要なエリアの連携強化に必要となる交通インフラとして、羽田連絡道路の整備を推進している。

●その他の連携

九都県市首脳会議においては、防災や子育て等の広域的課題に対して協調して積極的に広域行政を推進している。また、指定都市市長会においては、共同調査及び研究、国家予算、大都市制度及び大都市財源拡充等について政策提言等を行っている。

3. 海外の主体

●国連環境計画(UNEP)との連携

・川崎国際エコビジネスフォーラム

産業と環境が調和した持続可能な都市モデル形成を目指し、市内企業の優れた環境技術や本市の環境保全の経験を活かし、工業化の著しい都市の環境対策や環境配慮への国際貢献の推進に向けて、参加都市間との信頼関係の醸成、国内外の環境課題への取組について情報交換を行っている。2005年から15回の開催を数える。

・UNEP エコタウンプロジェクト

国連環境計画国際環境技術センターが実施する、環境上適正な技術情報の普及や技

術移転を目的とした、アジア太平洋地域におけるエコタウン開発のためのプロジェクトに協力し、川崎エコタウンで蓄積された経験を開発途上国でのエコタウン形成に役立てるべく、関係者が集まるプロジェクト会議の実施支援を行っている。ペナン市(マレーシア)、バンドン市(インドネシア)、ダナン市(ベトナム)やムンバイ市(インド)の実務家を対象に、研修からワークショップまで幅広い形式での会議開催実績がある。

●川崎環境国際技術展を通じた連携

環境分野での産業交流や、技術移転による国際貢献の推進を目的とする「川崎国際環境技術展」を2009年から11回開催している。国内外の企業の有する優れた環境技術、生産工程に組み込まれた環境技術等の情報を広く国内外へ発信し、世界に誇れる環境技術・製品等を有する企業と国内外の企業等とのビジネスマッチングを行うことで、海外の多様な主体と市内企業等との個々の事業活動での連携を創出している。

●ドイツ・ミュンヘンのバイオクラスター・マネジメント組織「BioM」との連携

キングスカイフロントでのライフサイエンス分野のオープンイノベーション拠点形成をきっかけに、ドイツ・ミュンヘンのバイオクラスター・マネジメント組織「BioM」と覚書を締結し、産業・産学連携の促進を目指し、健康・医療・福祉分野を中心とした双方の地域における経済交流を進めている。

●英国との連携

2020オリンピック・パラリンピックにおいて英国のホストタウンとして、代表チーム事前キャンプの受け入れのほか、スポーツ科学、教育、文化などの分野での交流や、地域との交流を行っていく。「かわさきパラムーブメント」の更なる意識醸成に向けて、英国代表パラリンピアンとの交流などを通じて共生社会の実現につなげる。

●二国間クレジット制度を活用した都市間連携

途上国への温室効果ガス削減技術の普及を通じて実現した排出削減等を日本の排出削減目標の達成に活用する「二国間クレジット制度」を活用し、国際機関・企業等と連携し醸成してきた都市間の連携・協力関係に基づき、川崎に蓄積された環境技術を活用し国際貢献を行っている。インドネシア国ジャカルタ特別州、ミャンマー国ヤンゴン市で低炭素都市形成支援を行い、人材育成や現地での事業案件形成を推進している。

●JICA草の根技術協力事業地域活性化特別枠を活用した都市間連携

2016年にインドネシア国バンドン市と、低炭素で持続可能な都市形成に向けた都市間連携に関する覚書を締結し、バンドン市の廃棄物管理能力向上を支援している。

●友好都市：瀋陽市との連携

環境と経済の好循環を推進し、協力して環境課題に取り組むことを目指し、2009年に「循環経済発展協力に関する協定」を締結し、共通する環境課題の解決に向けて協力しているほか、瀋陽市から環境技術研修生の受け入れや、環境省が実施する中国の大気環境改善事業に両市で参画し、PM2.5共同研究を通じて実態把握調査や発生源解析等を実施し、瀋陽市の大気環境の改善に貢献する取組を進めている。

2. 自治体SDGsモデル事業（特に注力する先導的取組）

2.1 自治体SDGsモデル事業での取組提案

（1）課題・目標設定と取組の概要

（自治体SDGsモデル事業名）

市民創発によるソリューション発信都市推進事業

（課題・目標設定）

ゴール 5 ターゲット 5.1



ゴール 7、ターゲット 7.1・7.3



ゴール 8、ターゲット 8.2・8.3



ゴール 9、ターゲット 9.4・9.5



ゴール 10、ターゲット 10.2



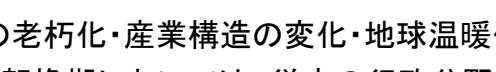
ゴール 11、ターゲット 11.7



ゴール 12、ターゲット 12.5・12.a



ゴール 13、ターゲット 13.3



ゴール 17、ターゲット 17.17

人口減少・超高齢化・都市インフラの老朽化・産業構造の変化・地球温暖化といった諸課題が山積する、時代の大きな転換期においては、従来の行政分野ごとの対応では解決が困難な状況が出現しており、各分野で活躍する様々な主体や、複数の政策を有機的につなぎ統合化した取組が必要不可欠となっている。

各主体が持っている力を最大限効果的・効率的に發揮するには、社会ニーズや地域・地球規模の課題を踏まえたうえで異業種・異分野など異なる立場の人々が持つ技術・知的資源・人的ネットワークなどの情報が融合することで新たな価値を生み出す「仕組み」をつくり地域社会に根付かせる必要があり、これが行政の役割と考えている。この仕組みが浸透し市場を含む社会生活の中で好循環化させる取組を行い、各主体の自主的な行動を活発化させることで、イノベーションの創出を促し、将来の世代に対する負債を残さずに現世代が抱える課題を解決するとともに、我が国のみならず世界に波及する経済的価値の創出を目指す。

同時に、教育、健康等の面から誰一人取り残さない社会システムの構築と、多様性と社会的包摂の意識醸成により、誰もが活躍できる社会環境づくりを行政とし

て先導して行うことで、あらゆる場面での市民参加や多角度からの意見交換につなげ、SDGs の各目標の達成に資するイノベーションや相乗効果をさらに生み出す好循環をつくりだし、市民創発により世界へソリューションを発信していく持続可能な都市を目指した取組を推進する。

(取組の概要)

●三側面の取組

行政・市民・企業など多様な主体が有機的に連携することによる創発と、政策間連携を強化した行政運営により、経済・社会・環境の三側面において相乗効果を得られる可能性の高い、次の事業を推進していく。

＜経済面＞ 国際競争力の強化と新たな産業の創出

　　臨海部の戦略的な産業集積と基盤整備

＜社会面＞ 誰もが暮らしやすく、誰もが活躍できるまちづくり

　　市民創発による都市型コミュニティの形成

＜環境面＞ 低炭素・循環型の持続可能なまちづくり

　　環境技術と環境行政の知見を活用した国際貢献

●三側面をつなぐ統合的取組

行政と市民・企業などがそれぞれの領域で何が起きているかを互いにキャッチするネットワークを形成し、見える化することで、各主体が行う日常生活や事業活動を通して、地域から世界規模までの課題解決と経済成長に結びつけるツール「SDGs創発プラットフォーム」を構築するとともに、行政運営上の政策間連携の強化を併せて行い、地域における各業界関係者の連携の深化につなげることにより、三側面の統合を推進し相乗効果を創出する。

(2)三側面の取組

※各取組における（ ）内は取組を推進する主なプラットフォームを記載

① 経済面の取組

革新的な技術の実用化を目指す起業・創業の促進やベンチャー企業の支援、中小企業の競争力強化による地域経済の活性化に加え、国際的な課題の解決と我が国の持続的な経済成長を同時に実現するイノベーションの創出に向けて、様々な取組を推進する。

ゴール、 ターゲット番号	KPI	
  	8.2・8.3	指標: グリーンイノベーションクラスターのプロジェクトの年間件数 現在(2017年3月): 5件 2021年: 7件以上
	9.4・9.5	指標: ウェルフェアイノベーションフォーラムのプロジェクト稼働件数 現在(2017年3月): 21件 2021年: 30件以上
	17.17	指標: 新川崎・創造のもり地区における特許保有累計件数 現在(2017年3月): 144件 2021年: 160件以上
		川崎区の従業者1人あたりの製造品出荷額 現在(2014年3月): 1億4,527万円 2021年: 1億7,000万円以上

①－1 國際競争力の強化と新たな産業の創出

●グリーンイノベーションの創出（かわさきグリーンイノベーションクラスター）

事業者、行政等が蓄積してきた環境に関する知見やノウハウを活用し、官民連携による海外展開支援や、国際的なビジネスマッチングの場を提供することで、環境関連ビジネス、水ビジネスを創出し、地球規模の環境改善と産業振興を同時に達成する。

●ライフイノベーションの創出

最先端医療関連産業の創出に向け、「ナノ医療イノベーションセンター(iCONM)」において、京浜臨海部のものづくり企業群、羽田空港との近接性や特区制度の活用により、ナノ医療技術の国内外ネットワークのハブを構築するとともに、医療的・産業的インパクトの大きい3領域(医薬品、診断・治療機器、再生医療支援)において、体内的ナノマシンが自力で異常を検出し診断・治療を行う「体内病院」の実現など、ナノ医療技術の実用化に向けた研究を実施する。

また、医療・医療機器分野のニーズと企業が有する技術のシーズとの融合を図り、事業化を推進するため、先進事例の紹介や、医療関係機関、医療機器製造販売企業等とのニーズ・シーズマッチング機会の提供を行うなど、事業者の医療産業分野への参入支援に取り組む。

●ウェルフェアイノベーションの創出（ウェルフェアイノベーションフォーラム）

産業と福祉の融合で新たな活力と社会的価値を創造することを目的に、企業、大学、福祉事業所など幅広い関係者のネットワークで構成されるウェルフェアイノベーションフォーラムを運営し、共創型プロジェクトの推進による新たな製品・サービスの創出、活用や、将来を先取りする新たな社会モデルの創造・発信を進めている。また、独自の福祉

製品の基準「かわさき基準(KIS)」を設け、新たなライフスタイル・ワークスタイルの創出など人の生活全般を豊かにしていくことを通じて、新産業の創出へ導くことを推進する。

●科学技術を活かした研究開発基盤の強化（新川崎地区ネットワーク協議会）

「新川崎・創造のもり」を拠点として、産学連携による研究開発を促進するとともに、オープンイノベーションによる新たな産業の創出や新製品の開発を促進する。

●環境調和型まちづくり(エコタウン)の推進

資源・エネルギーの循環・有効利用に向けて、川崎臨海部全体(約 2,800 ヘクタール)を対象エリアとして、1997 年に政府から国内第 1 号のエコタウン認定を受け、排出資源や市内で発生する廃棄物を立地する企業間で循環し有効に活用する世界的モデルを形成し、市内産業の活性化とともに、国内外の資源循環の促進に向けた取組を進める。

●中小企業の競争力強化

大企業等が保有する特許やノウハウ等の知的財産の活用や、ものづくり企業とICT産業等異業種間の連携による技術開発等の支援を行うことで、中小企業の新事業展開の促進や、販路拡大につなげる。また、SDGs達成の視点からの事業化を支援するとともに、海外への展示会や商談会への出展等を通じ、中小企業の海外販路を拡大していく。

●ベンチャー支援と起業・創業の促進

新川崎・創造のもり地区で、新たな事業分野への進出を目指す中小・ベンチャー企業等に対して事業スペースの提供やインキュベーションマネージャーによる成長支援を実施するとともに、同センター内の工作機器等を活用した基盤技術の高度化支援に取り組む。また、創業支援機関等との連携のもと、創業しやすい環境作りを行うとともに、有望なベンチャー企業等に対して個別・集中の支援を行い、成長企業を創出する。(地方創生推進交付金申請予定事業)

①-2 臨海部の戦略的な産業集積と基盤整備

●臨海部ビジョンの推進（臨海部活性化推進協議会）

川崎臨海部コンビナートの国際競争力強化と持続的発展に向けて、臨海部全体の活性化を図る戦略的マネジメントを実施するとともに、低炭素型インダストリーエリア構築など、世界に先駆けて先導的・モデル的に取り組むリーディングプロジェクトを推進する。

●国際戦略拠点の形成（キングスカイフロントネットワーク協議会）

羽田空港対岸の「キングスカイフロント」では、川崎臨海部におけるものづくりや、研究開発型企業の集積などのポテンシャルを生かしながら、ライフサイエンス分野における世界トップクラスの研究機関の集積を戦略的に進め、最先端の研究開発から新産業を創出していく。

(事業費)

3年間(2019～2021 年)総額:5,382,912 千円

② 社会面の取組

多様性と社会的包摂性が浸透し、様々な個性を活かした誰もが活躍できる社会環境の整備を行い、持続可能な都市運営の基盤を築く。

ゴール、 ターゲット番号	KPI	
	指標：地域貢献活動に関する取組にかかわったことのある人の割合	
5.1	現在(2017年3月)： 15.3%	2021年： 23%以上
10.2	指標：平等と多様性が尊重されていると思う市民の割合	
11.7	現在(2017年3月)： 35%	2021年： 41%以上
17.17	指標：バリアフリー化すべき重要な特定の道路の整備割合	
	現在(2017年3月)： 58%	2021年： 100%
	指標：地域包括ケアシステムの考え方の理解度	
	現在(2017年3月)： 9.9%	2021年： 32%以上

②-1 誰もが暮らしやすく、誰もが活躍できるまちづくり

●かわさきパラムーブメントの理念浸透とレガシー形成（かわさきパラムーブメント推進フォーラム、かわさきパラムーブメントかってにおもてなし大作戦）

東京 2020 オリンピック・パラリンピック大会の開催を契機として、特にパラリンピックに重点を置き、人々の意識や社会環境のバリアを取り除き、誰もが社会参加できる環境を創出する運動「かわさきパラムーブメント」を広める。このパラムーブメントで目指す「多様性と社会的包摂」及び「川崎のブランド力向上」に大別した9つのレガシーを、障害のある方をはじめ社会的マイノリティの方々も一緒にになり、市民一人ひとりが主体となって形成することで川崎から社会変革を促進する。（地方創生推進交付金申請予定事業）

●ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

不特定多数の人が利用する庁舎や医療施設、商業施設等の公共的施設におけるユニバーサルデザインを促進し、すべての人が安全かつ快適に利用できるまちづくりを進める。

●誰もが暮らしやすい住宅・居住環境の整備

誰もが安心して住み続けられる居住環境の安定確保、多様なニーズに応えられる良質な住まいの確保、安全で暮らしやすい住環境の形成を図るとともに、「住宅基本計画」

に基づき、住宅の質の向上や、子どもから高齢者まで市民の居住環境の安定を図るために、民間住宅から公営住宅まで、住宅政策全般に関する施策を推進する。

また、空き家や空き部屋などの遊休不動産を潜在的な地域資源（既存ストック）と捉え、これらの活用支援による、新たな魅力の創出や身近な地域の場づくりに向けて、公共空間の有効活用等に向けた取組や、インバウンドビジネスの推進による情報発信と人材育成・コミュニティづくり、リノベーションの推進に取り組む。

●地方都市と連携した木材利用の促進（川崎市木材利用促進フォーラム）

事業者に対しては木材利用に関する技術力・ノウハウの向上、消費者に対しては木の価値・効果について普及啓発を図り、首都圏における消費地である本市の特徴と強みを活かして市内民間建築物等における国産木材の利用促進・普及を促進するとともに新たな産業創出につなげ、木材の生産地である地方都市との連携・協力による、それぞれの地域の活性化及び持続的成長に向けた取組を推進する。（地方創生推進交付金申請予定事業）

●総合的なケアの推進（川崎市地域包括ケアシステム連絡協議会）

全ての地域住民を対象とした、本市独自の地域包括ケアシステム構築に向けて、社会保障制度の持続可能性を高め、医療を在宅に届けられる仕組みづくりを行うとともに、地域の課題や資源等を集約した「地区カルテ」の活用などにより、保健・医療・福祉（介護）分野だけでなく、まちづくりに関わる多様な主体による、自助・互助・共助・公助の役割分担と連携により、安全で快適に暮らすことができる持続可能なまちづくりを進めます。

●障害者の自立支援と社会参加の促進

障害があっても働くことができる自立と共生の社会を目指し、市民・企業・事業者・行政などの多様な主体の協働を通じ、就労援助センター・就労移行支援事業所等による求職活動支援や職場定着支援を実施するとともに、企業を対象とした障害者雇用促進ネットワーク会議やセミナー等を開催し、障害者の就労を促進する。

②-2 市民創発による都市型コミュニティの形成（ソーシャルデザインセンター）

多様な地域資源を活用し、地域の居場所「まちのひろば」を創出することで、人材・資源のネットワーク化や情報共有の促進、地域課題の解決等に取り組む。併せて、多様な主体との連携により、市民創発によって課題解決する新たなしきみとして、地域での様々な新しい活動や価値を生み出し、社会変革を促す基盤（プラットフォーム）である「ソーシャルデザインセンター」を創出することにより、持続可能な都市型コミュニティを形成する。

（事業費）

3年間（2019～2021年）総額：5,167,965千円

③ 環境面の取組

パリ協定を踏まえた地球温暖化対策推進基本計画に基づき、2030 年度までに 30% 以上の温室効果ガス削減を目指し、温暖化対策が産業振興、防災対策、健康維持等にも寄与する「マルチベネフィット」の視点を活かして取組を進めるとともに、ごみの減量化及びリサイクルなどの推進により持続可能な循環型のまちをめざした取組を実施する。これまでに本市で培われた最先端の環境技術と環境行政の知見を活用した海外展開による国際貢献に取り組む。

ゴール、 ターゲット番号	KPI			
	7.1・7.3	指標：市域の温室効果ガス排出量の削減割合（1990 年度比）		
	12.5・ 12.a	現在（2016 年 3 月暫定値）： ▲16.8%	2021 年度： ▲20.3%	
	13.3	指標：市民 1 人 1 日あたりのごみ排出量		
	17.17	現在（2017 年 3 月）： 947g	2021 年度： 917g以下	

③-1 低炭素・循環型の持続可能なまちづくり

● 地球環境の保全に向けた取組の推進（川崎温暖化対策推進会議（CC川崎エコ会議））

エコ暮らし（スマートライフスタイル）の実践、低炭素型ビジネススタイルの普及、災害時にも有効な再生可能エネルギーと蓄電池の導入や健康維持にも寄与する高断熱・高気密等建築物のエネルギー性能の向上により温室効果ガス排出量削減に取り組むとともに、気候変動への適応策を推進する。

また、取組に当たっては、市民・事業者をはじめとした多様な主体の連携により進めるとともに、川崎の特徴と強みである環境技術の集積を活かし、ライフサイクル全体で温室効果ガスの削減に貢献する川崎発の製品等を「低 CO₂ 川崎ブランド」として認定し、環境貢献を行う事業者が市場で適切に評価され、ビジネスとして成立する仕組みなどを通じて、地球温暖化対策等に資するものを市内外に普及させることにより、市域のみならず地球規模の環境問題の解決に寄与する。

さらに、多くの市民や事業者等が環境に関心をもち、理解や認識を深め、さらに環境に配慮した行動が定着するよう、川崎市環境教育・学習基本方針に基づき、環境教育・環境学習の総合的な推進に取り組む。

●持続可能な循環型のまちをめざした取組の推進

循環型社会の構築を目指し、食品ロス対策などごみの減量化及びリサイクルを推進するため、市民、町内会・自治会、関係事業者等と連携し、普及啓発・環境学習及び市民参加の取組を進める。

●水素社会の実現（川崎臨海部水素ネットワーク協議会）

水素エネルギーの積極的な導入と利活用による「未来型環境・産業都市」を目指し、川崎臨海部の立地企業等と連携し、海外から調達した水素を川崎臨海部まで運んで利活用する「水素サプライチェーン構築に向けた取組」や、使用済みプラスチックから製造した低炭素な水素をパイプラインで需要者に供給利活用する「地域循環型地産地消モデル」などの具体的なリーディングプロジェクトを進め、水素ネットワークの構築による水素社会の実現に向けて取り組む。

③-2 環境技術と環境行政の知見を活用した国際貢献（かわさきグリーンイノベーションクラスター）

UNEP や JICA 等との連携により、本市と市内事業者がこれまでに培った先端的な環境技術と環境行政の知見をアジア諸国に展開し、環境配慮への取組を促進することで、地球規模の環境改善に貢献するとともに、川崎発グリーンイノベーションを推進する。

国が推進する二国間クレジット制度（JCM）や JICA 等の外部資金などを活用し、市の環境施策及び環境技術等をパッケージ化して提供することにより、アジアの途上国等が抱える課題の解決を目指すとともに、市内企業の海外展開を支援する。

（事業費）

3年間（2019～2021 年）総額：1,476,503 千円

(3)三側面をつなぐ統合的取組

(3-1)統合的取組の事業名(自治体SDGs補助金対象事業)

(統合的取組の事業名)

一人ひとりの主体的な行動を促進する「SDGs創発プラットフォーム」の構築

(取組概要)

1 SDGs創発プラットフォームの構築

1. WEB プラットフォームの整備

本市では、市民や企業など多様な主体間での活発な情報共有や意見交換を促進するしくみとして、環境・福祉・医療といった分野ごと、又は、行政区や産業が集積しているエリアごとでプラットフォームを整備し、各主体が他と連携して自主的に取り組む事業のプラッシュアップを促し、分野・エリアの課題解決や新たな製品・サービスなどの創出を推進してきた。

同時に、環境技術を活用した市場やビジネスチャンスの創出、異業種間連携や大企業・中小企業連携による技術開発の促進といった、異なる分野の組み合わせでのプラットフォームも立ち上げ、イノベーションを創出する取組も進めてきた。

これらの各プラットフォームで共有している情報を一つのプラットフォームにとどまらず、分野等を超えてICT技術を活用しWEB上で共有するしくみ「SDGs創発プラットフォーム」を構築することで、新たな組み合わせでのつながりを生み出し、SDGsのゴール達成に資する新たな価値の創出を促進する。

また、各プラットフォームに属する市民活動団体や企業などが持つ情報や事業成果は、SDGs創発プラットフォームから市域・日本全域のみならず世界に発信できる機能も付加し、さらなる多様な主体との連携とイノベーション創出を図っていく。

加えて、このSDGs創発プラットフォームは、住民に最も近い基礎的地方自治体が運営する効果を生み出すため、市民が地域で生活する上での困りごとやニーズなどの地域課題を集約して共有する機能も備えることにより、各主体が日常生活や事業活動の中でSDGsに資する取組を行う手がかり・ヒントも提供していく。

地域や世界の課題に対するソリューション提供の場とすると同時に、ソリューション創出の場とすることを目指す。

2. 交流の場の創出とコーディネート

SDGs創発プラットフォームでの情報共有のほか、実際に顔を合わせて交流する場を提供することで各主体間の連携・創発をさらに活発化させ、事業化や取組を促進する。

新たな福祉製品やサービス創出・活用の促進に向けて、企業、大学、福祉事務所などの様々なプレイヤーが集い交流する施設「(仮称)ウェルフェアイノベーション連携推進センター」や、環境分野における優れた環境技術やノウハウを川崎から国内外に広く情報発信し、出展者・来場者の市場開拓や販路拡大、新たな人脈形成に繋がる交流の場を

提供する国際展示会「国際環境技術展」をはじめ、各プラットフォームで定期的に開催している交流会・情報交換会・勉強会などを活用し、SDGs達成に資するソリューションの提供と創出のコーディネートを行う。

2 行政運営にSDGsの視点を浸透させる取組

1. SDGs庁内コラボレーションワーキンググループの開催

世界や地域が直面している課題は、分野間のコラボレーションや政策間の連携で解決可能性が高まると考える。SDGs達成に向けた各主体による異分野融合を現実化するには、異分野・異業種に携わる個々の人間同士が信頼関係を醸成しつながっていく必要があり、まず地域に密着している基礎的自治体で各分野を担当する職員同士が十分に話し合い連携可能性を探ってから、各業界の関係者につなげ、地域での連携を深化させることは、異分野間の統合に向けた行政の重要な役割の一つである。

このことから、三側面の取組として位置付けた各事業の所管部署のほか、各事業の推進・深化に向けて統合的に取り組んでいく必要がある部署の職員で構成されるワーキンググループを課長級・係長級それぞれで設置し、統合の具体策を協議し実行していく。ワーキンググループでの協議内容は、財政面・組織面での庁内調整を行ったうえで、SDGsの総合的な推進を担う「川崎市SDGs推進本部」で決定の手続きを経ることで、実効性を担保する。

統合の具体策に基づき、SDGs創発プラットフォームや交流の場を活用したコーディネート機能を強化していく。

2. 職員一人ひとりの理解を深める人材育成

SDGsの基本的知識を習得する研修会の開催や、E ラーニングでの学習を行うほか、全職員に、自らの業務を通じて「何を変えたいか」「自分が貢献できること」を探し、一人一人のゴールを設定し、行政からの情報発信にも効果を発揮するよう名札で示していく。年度当初にゴールの設定を行い、年度末には1年の振り返りを行い、次年度につなげていく。

3 普及啓発

1. 教育プログラムへの導入

小中学校へ配付する各分野の副読本を SDGsの視点を取り入れて改訂するなど、義務教育を受ける子どもたちに SDGsに関する教育プログラムについて検討し、導入する。

2. 国際環境技術展を活用した普及啓発

環境分野における優れた環境技術やノウハウを川崎から国内外に広く情報発信し、出展者・来場者の市場開拓や販路拡大、新たな人脈形成に繋がる交流の場を提供する国際展示会「国際環境技術展」において、各主体が取り組んでいる SDGsに貢献する取

組を一堂に集めたブース展示を行うとともに、SDGsをテーマとしたセミナーやフォーラムを行い、国内外に、本市発のSDGs達成に資するソリューションを発信していく。

(事業費)

3年間(2019～2021年)総額:90,000千円

(統合的取組による全体最適化の概要及びその過程における工夫)

SDGs創発プラットフォームによって、課題解決につながり経済効果も発生させる新たな製品・サービスを、各主体が事業活動等を通して自立的に生み出すことを促進するとともに、行政において全体最適化の視点から政策連携を推進し、新たな価値を創出する可能性のある異分野・異業種間の新たな連携を行政がコーディネートすることで、相乗効果を創出する三側面の統合的取組を実現していく。

(3-2)三側面をつなぐ統合的取組による相乗効果等(新たに創出される価値)

(3-2-1)経済↔環境

(経済→環境)

KPI（環境面における相乗効果等）

指標:低CO₂川崎ブランド認定製品件数

現在(2018年3月):76件 2021年:96件以上

SDGs創発プラットフォームの活用や行政内部の政策間連携強化により、市民や企業など多様な分野の主体を通じて「低CO₂川崎ブランド」(P42参照)についての情報発信・普及促進を図り、認定製品等の増加及び利用拡大により、温室効果ガス排出量の削減に貢献する。

(環境→経済)

KPI（経済面における相乗効果等）

指標:グリーンイノベーションクラスターのプロジェクトの年間件数

現在(2017年3月):5件 2021年:7件以上

SDGs創発プラットフォームの活用や行政内部の政策間連携強化により、環境面で環境問題解決に資する製品の日常生活での普及、水素エネルギーインフラの普及や消費者意識の変化、環境技術の海外移転が実現し、経済面で新たな市場の創出や経済活性化が図られるといった相乗効果が生み出される。

(3-2-2) 経済↔社会

(経済→社会)

KPI（社会面における相乗効果等）	
指標：介護人材の不足感	
現在(2017年3月)：77.2%	2021年：72%以下

SDGs創発プラットフォームの活用や行政内部の政策間連携強化により、経済面の異分野連携や異なる分野の組み合わせによる技術開発、QOLの向上や介護現場の負担軽減につながる新たな福祉製品の創出、革新的又は安価な医薬品等の開発が促進され、社会面における、健康寿命の延伸や社会保障費の抑制による持続可能な超高齢社会モデルの創出、介護人材の確保・定着、誰もが医療を受けられる世界の実現といった相乗効果が生み出される。

(社会→経済)

KPI（経済面における相乗効果等）	
指標：ウェルフェアイノベーションフォーラムのプロジェクト稼働件数	
現在(2017年3月)：21件	2021年：30件以上

SDGs創発プラットフォームの活用や行政内部の政策間連携強化により、社会面において都市型コミュニティの形成、かわさきパラムーブメントの広まり、障害者の就労が促進された結果、誰もが参加でき能力を発揮できる社会が実現し、あらゆる場面での市民参加や多角度からの意見交換につながることで、経済面の異分野の組み合わせによる新たな製品等の創出・活用が促進され、将来的な福祉課題への先行的な対応や、福祉を起点に医療・健康分野などへ波及し、人の生活全般が豊かになるといった相乗効果を生み出す。

また、超高齢社会へ対応していくにあたり従来の介護・高齢者福祉政策だけではなく、住宅政策やコミュニティ政策なども統合化することで、高齢者を取り巻く複合的な課題が解決されるとともに、新たな市場を生み出す。

(3-2-3) 社会↔環境

(社会→環境)

KPI（環境面における相乗効果等）	
指標：木材利用コーディネーター事業による建築物等への木材利用実施件数	
現在(2018年3月)：0件	2021年：3件

SDGs創発プラットフォームの活用や行政内部の政策間連携強化により、社会面で国内産木材の活用が促進され、環境面で生産地の森林環境の改善、木材利用による地球温暖化への効果といった相乗効果が生み出される。加えて、経済面でも生産地である地方都市の経済活性化という相乗効果が生まれる。

(環境→社会)

KPI（社会面における相乗効果等）

指標：地域貢献活動に関する取組にかかわったことのある人の割合

現在(2017年3月)：15.3% 2021年度：23%以上

SDGs創発プラットフォームの活用や行政内部の政策間連携強化により、環境面で市民や事業者等の環境への理解や認識が深まり、環境配慮行動などの日常生活での実践が普及し、社会面で環境問題や社会課題の解決に向けた市民の主体的な活動がさらに促進されるといった相乗効果が生み出される。

(4) 多様なステークホルダーとの連携

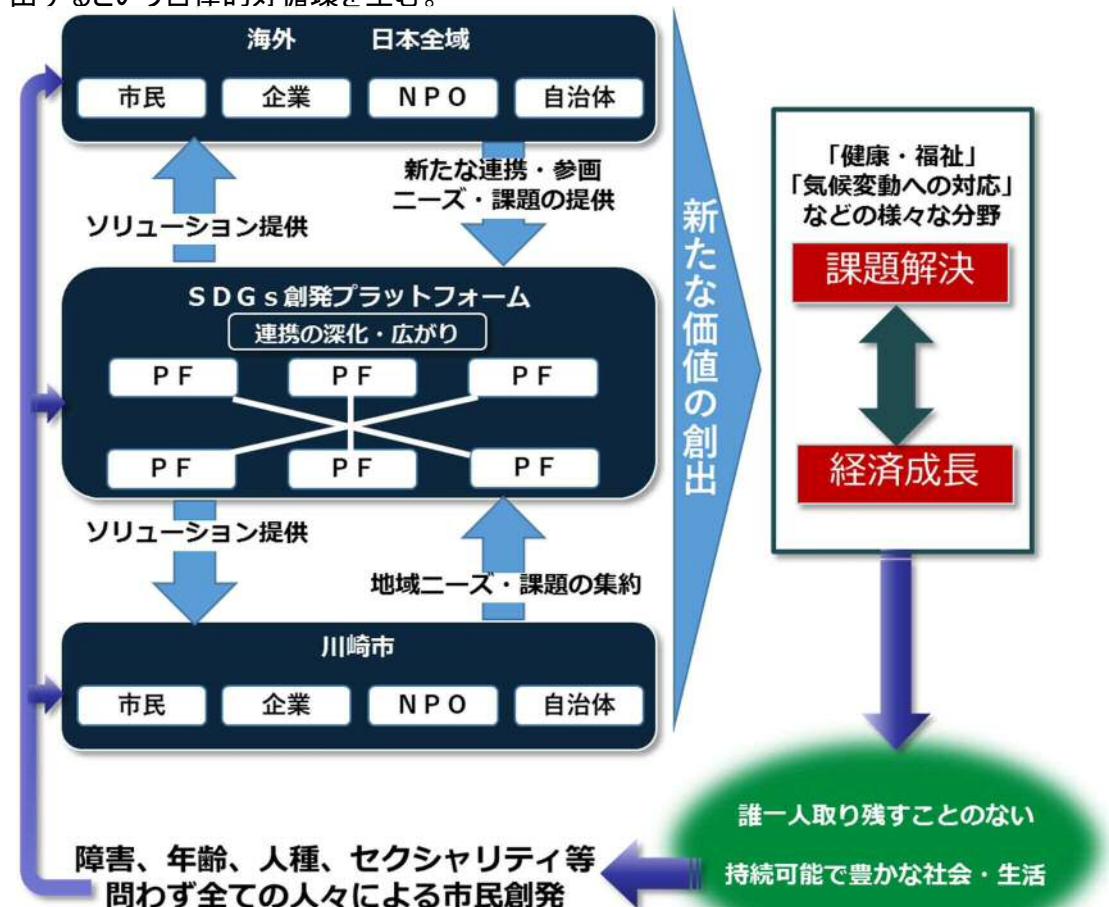
団体・組織名等	モデル事業における位置付け・役割
三側面の事業を推進する既存の各プラットフォーム	各プラットフォームに属する多様な主体同士が連携することで、各主体が日常生活や事業活動の中でSDGsに資する自主的な取組を行っていく。 ※モデル事業に関連するプラットフォームは「(2)三側面の取組」の事業ごとに記載
川崎市産業振興財団	・ナノ医療イノベーションセンター(iCONM)の事業主体として、ナノ技術をベースとした革新的医療技術の開発に向けて、民間企業等との共同研究を実施 ・中小企業の抱える経営課題の解決に向けて窓口相談や短期の無料訪問コンサルティング、専門家の派遣を行う。 ・市内中小企業の経営力・技術力の高度化や新事業創出に向けて、コーディネート機能を活用した事業マッチング、産学公のネットワークの構築等の支援を行う。
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)	本市と連携して設置した起業家支援拠点において、成長分野における独自技術をもとに、研究開発により事業化を目指す起業家や、新たな事業分野に進出するベンチャー企業等を対象に、情報・資金・人材の獲得や、事業会社等との業務提携等の実現に必要な支援を行う。
ソーシャルデザインセンター	区域レベルのプラットフォームとして、7つの行政区ごとに1か所設置し、市民主体の運営を目指す。人や団体・企業、資源・活動をつなぐコーディネート機能とプロデュース機能により、市民創発による地域課題の解決を図っていく。

(5) 自律的好循環

(事業スキーム)

SDGs創発プラットフォームにより、市内各プラットフォーム間の連携を深めるとともに、市内企業・住民をはじめとした国内外へのソリューションの提供や、各主体間のさらなる連携・参画の拡大を可能とし、地域や地球規模の課題やニーズをもとに、SDGsに資する課題解決と経済成長を同時に達成できる新たな価値を、各主体が事業活動等で自立的に創出することを促進していく。

この新たな価値が課題解決と経済成長につながり、「誰一人取り残すことのない、持続可能で豊かな社会・生活」が一層確立されることで、障害、年齢、人種、セクシャリティ等問わず全ての人々による市民創発がさらに活発化し、イノベーションや相乗効果をさらに創出するという自律的好循環を生む。



(将来的な自走に向けた取組)

SDGs創発プラットフォームは、各主体によるSDGsの目標達成に向けた主体的な取組を促すための支援ツールである。また、SDGs庁内コラボレーションワーキンググループの取組は、分野間の壁に阻まれ不足している連携や、新たな価値を創出する可能性のある異分野・異業種間の新たな連携を行政の視点から探し、各主体や業界内部につなげるものである。普及啓発も含め、三側面をつなぐ統合的取組として位置付けた事業は全て、S

SDGs達成に向けた地方自治体の重要な役割と考えている。

SDGs達成に向けた各主体の自主的な取組を促し、一人でも多くの主体が日常生活や事業活動の中で実践していくよう行政のリーダーシップを發揮していく。

(6)資金スキーム

(総事業費)

3年間(2019～2021年)総額:12,117,380千円

(千円)

	経済面の取組	社会面の取組	環境面の取組	三側面をつなぐ統合的取組	計
2019年度	2,215,946	1,392,434	520,075	40,000	4,168,455
2020年度	1,795,177	2,761,343	484,610	30,000	5,071,130
2021年度	1,371,789	1,014,188	471,818	20,000	2,877,795
計	5,382,912	5,167,965	1,476,503	90,000	12,117,380

(活用予定の支援施策)

支援施策の名称	活用予定年度	活用予定額(千円)	活用予定の取組の概要
地域経済循環創造事業交付金(総務省)	2019	6,830	川崎水素ネットワーク構築推進事業において、マスタートップランの策定に活用予定。
二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地域循環圏・エコタウン低炭素化促進事業)(環境省)	2019	20,000	エコタウン資源循環促進事業において、産業廃棄物の収集運搬・処理業務最適化プラットフォームの実用化可能性調査に活用予定。
地方創生推進交付金(内閣府)	2019～2022	182,668	起業・創業支援拠点運営事業において、ベンチャー企業等を対象とした支援に活用予定。(申請済)
地方創生推進交付金(内閣府)	2019～2021	49,750	東京オリンピック・パラリンピック推進事業において、かわさきパラムーブメントのレガシー形成に活用予定。(申請済)
地方創生推進交付金(内閣府)	2019～2021	7,500	木材利用促進事業において、多様な主体と連携した取組推進に活用予定。(申請済)

(民間投資等)

プラットフォーム会員からの会費収入、ビジネスマッチングの成功報酬の徴収、連携して事業を行う企業等からの事業費負担など、三側面の各取組において相応な収益の確保に継続して取り組んでいく。また、研究開発や製品化の促進を目的としているプラットフォームには金融機関が会員として参加しており、各主体への融資に向けたネットワークが構築されている。

(7)スケジュール

	取組名	2019 年度	2020 年度	2021 年度
統合	「SDGs創発プラットフォーム」の構築	プラットフォーム府内調査 → プラットフォーム設計・構築 政策間連携事業の調査 → 所管部署職員によるワーキング	プラットフォーム運用開始 政策間連携による異分野・異業種間マッチングの実践	改善・拡大しつつ運用
経済	①－1 国際競争力の強化と 新たな産業の創出	SDGs創発プラットフォームの取組と連動したグリーン・ライフ・ウェルフェイノベーション創出 ベンチャー支援のプラットフォーム構築	アイノベーション創出 他の自治体と連携したベンチャー企業等の成長支援	
	①－2 臨海部の戦略的な 産業集積と基盤整備	環境技術に関する新たな実証事業等のプロジェクトの実施 キングスカイフロントにおけるクラスターマネジメント体制の詳細整備		クラスターマネジメント体制の立ち上げ・運用
社会	②－1 誰もが暮らしやすく、 誰もが活躍できるまちづくり	SDGs創発プラットフォームの取組と連動した地域包括ケアシステム構築・障害者の社会参加の推進 かわさきパラムーブメントの理念に基づくレガシー形成実践活動	東京大会を活用したレガシー形成と持続的な取組への発展	
	②－2 市民創発による 都市型コミュニティの形成	SDGs創発プラットフォームの取組と連動した都市型コミュニティの形成 ソーシャルデザインセンターモデル事業実施	ソーシャルデザインセンターを順次運営	
環境	③－1 低炭素・循環型の持続可能なまちづくり	SDGs創発プラットフォームの取組と連動した環境対策の普及・深化 川崎水素ネットワークの構築に向けた実証事業等を通じた事業モデルの創出・推進	環境基本計画を新たに策定 新計画に基づく取組推進	
	③－2 環境技術による国際貢献	都市間連携(環境省事業)の活用やプロジェクト創出等による途上国等が抱える課題の解決支援と、市内企業の海外展開支援		

2019年度自治体SDGsモデル事業提案概要(提案様式2)

事業名:市民創発によるソリューション発信都市推進事業

提案者名:川崎市

取組内容の概要

経済の課題 : 産業経済を取り巻く環境変化への対応

- ・市内産業のさらなる活性化
- ・新しい価値を創出する臨海部

経済

経済成長、インフラ、産業化、イノベーション 等



- 取組1:国際競争力の強化と新たな産業の創出
 - ・グリーン・ライフ・ウェルフェアイノベーションの創出
 - ・研究開発基盤の強化 等
- 取組2:臨海部の戦略的な産業集積と基盤整備
 - ・コンビナートの国際競争力強化
 - ・国際戦略拠点キングスカイフロントの形成 等

【経済面の相乗効果①】

持続可能な超高齢社会モデルの創出
誰もが医療を受けられる世界の実現

【社会面の相乗効果①】

福祉・医療分野等での新たな製品等の創出促進
高齢者関連の新たな市場創出

一人ひとりの主体的な行動を促進する
「SDGs創発プラットフォーム」の構築
ソリューションの提供と創出につながる場の整備
政策間連携の強化による異分野間の創発促進

多様性、福祉、バリアフリー、コミュニティ 等



社会

- 取組1:誰もが暮らしやすく、誰もが活躍できるまちづくり
・かわさきパラムーブメントの理念浸透とレガシー形成
- ・地方都市と連携した木材利用の促進
- ・全住民を対象とした地域包括ケアシステムの構築 等
- 取組2:市民創発による都市型コミュニティの形成
 - ・「まちのひろば」創出による地域課題の解決
 - ・ソーシャルデザインセンターによる市民創発の支援 等

【環境面の相乗効果①】

環境分野での新たな市場創出と経済活性化

【経済面の相乗効果②】

温室効果ガス排出量の削減

エネルギー、気候変動、資源循環 等



●取組1:低炭素・循環型の持続可能なまちづくり

- ・市民・事業者・行政の協働による温室効果ガス削減の取組
- ・臨海部への水素エネルギーの積極的な導入 等

●取組2:環境技術と環境行政の知見を活用した国際貢献

- ・二国間クレジット制度などを活用した途上国の課題解決 等

【環境面の相乗効果②】

課題解決に向けた市民の主体的な活動の促進

【社会面の相乗効果②】

生産地の森林環境の改善
木材利用による地球温暖化への効果

環境

環境の課題 : 地球規模での環境問題・エネルギー問題等への対応

- ・温室効果ガス排出量削減と資源循環の一層の推進
- ・国際的な環境活動の推進

<参考資料一覧>

○総合計画に設定する成果指標一覧

■ 総合計画に設定する成果指標一覧

● 成果指標一覧について

総合計画で設定する数値目標による成果指標は、市民の視点に立脚した指標を設定し、今後、指標の状況を公表するとともにその結果を評価し、施策・事業等に適切に活用していきます。

ここでは、政策体系別の実施計画に示した各成果指標について、指標の考え方や達成すべき目標値の算出の考え方等を掲載しています。

これらの考え方に基づいた成果指標を計画の進行管理や評価に活用することで、総合的かつ計画的な市政の運営に役立てていきます。

● 成果指標一覧の見方

各施策ごとに、現状値の算出方法、指標の考え方、目標値の考え方等を掲載しています。表の見方については、以下のとおりです。

«成果指標一覧の例»

【指標の考え方】

各施策の「直接目標」に掲げた目標の達成度を測るために設定する指標について、その設定の具体的な考え方を記載しています。

【年度の表記】

成果指標一覧に示す年度の表記で、「H●●」と記載しているものについては、「平成●●年度」を表しています。

指標名 (指標の出典)	指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方	
		策定時	現状	第1期	第2期	第3期		
政策1-1 災害から生命を守る								
施策1-1-1 災害・危機事象に備える対策の推進								
直接目標	災害発生時の被害や生活への影響を減らす							
1 算出方法	避難所運営会議を開催している避難所の割合 (総務企画局調べ)	大地震など大規模な災害が発生した場合の避難所運営については、各避難所ごとに自主防災組織や施設管理者等で構成する避難所運営会議が主に担うこととなるため、平常時からの避難所の運営体制や避難スペース等の検討に関する避難所運営会議の実施状況を見ることで、避難所運営能力の向上のための取組の成果を測ることができる。	66.9% (H26) [2014]	68.0% 以上 (H28) [2016]	70.5% 以上 (H29) [2017]	75.2% 以上 (H33) [2021]	80% 以上 (H37) [2025]	東日本大震災以降、平常時から避難所運営会議において災害時を想定した活動を行うことが重要と認識され、開催率は上昇傾向にある。 引き続き、更なる地域防災力の向上を図るためにには、より多くの避難所において開催していくことが求められることから、本市における過去の実績を参考としつつ、開催率の増加をめざす。

【算出方法】

「指標の実績値」の現状に記載している数値の算出式や引用する出典等の内容を説明しています。
また、数値の算出式については、カッコで現状値に対応する年度の実績値を記載しています。

【指標の実績値】

「策定時」は、第1期実施計画を策定した時点での値です。
「現状」は、現時点での最新の値です。

【目標値の考え方】

指標を設定した時の背景や、施策や事業の取組を講じて、指標をよりよい状況に高めていくための方法等を根拠に、各計画期間に達成すべき目標数値の設定の考え方を記載しています。
※第1期実施計画策定時から、第2・3期の目標値が変更になっている場合は、その経過を記載しています。

基本政策1 生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり

指標名 (指標の出典)	指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方		
		策定時	現状	第1期	第2期	第3期			
政策1-1 災害から生命を守る									
施策1-1-1 災害・危機事象に備える対策の推進									
直接目標 災害発生時の被害や生活への影響を減らす									
1 算出方法	避難所運営会議を開催している避難所の割合 (総務企画局調べ)	大地震など大規模な災害が発生した場合の避難所運営については、各避難所ごとに自主防災組織や施設管理者等で構成する避難所運営会議が主に担うこととなるため、平常時からの避難所の運営体制や避難スペース等の検討に関する避難所運営会議の実施状況を見ることで、避難所運営能力の向上のための取組の成果を測ることができる。	66.9% (H26) [2014]	68.0% (H28) [2016]	70.5% 以上 (H29) [2017]	75.2% 以上 (H33) [2021]	80% 以上 (H37) [2025]	東日本大震災以降、平常時から避難所運営会議において災害時を想定した活動を行うことが重要と認識され、開催率は上昇傾向にある。引き続き、更なる地域防災力の向上を図るためにには、より多くの避難所において開催していくことが求められることから、本市における過去の実績を参考としつつ、開催率の増加をめざす。	
2 算出方法	避難所を知っている人の割合 (市民アンケート)	災害発生直後には、行政の支援は十分に行き届かないことが考えられるため、適切な避難行動を行える市民(避難所を知っている市民)や、自宅避難が可能な世帯(家庭内備蓄を行っている市民)の増加が、災害時の市民生活の安定や、避難者への負担の軽減につながることから、その理解に向けた普及啓発の取組の成果を測ることができる。	39.5% (H27) [2015]	39.1% (H28) [2016]	43.6% 以上 (H29) [2017]	51.8% 以上 (H33) [2021]	60% 以上 (H37) [2025]	本指標を内閣府の世論調査と比較したところ、掲出した2つの指標とともに全国平均を上回っており、東日本大震災の経験や本市の取組による自助の進展が見て取れる。	
3 算出方法	家庭内備蓄を行っている人の割合 (市民アンケート)	災害発生直後には、行政の支援は十分に行き届かないことが考えられるため、適切な避難行動を行える市民(避難所を知っている市民)や、自宅避難が可能な世帯(家庭内備蓄を行っている市民)の増加が、災害時の市民生活の安定や、避難者への負担の軽減につながることから、その理解に向けた普及啓発の取組の成果を測ることができる。	56.9% (H27) [2015]	52.0% (H28) [2016]	57.5% 以上 (H29) [2017]	58.8% 以上 (H33) [2021]	60% 以上 (H37) [2025]	一方、市民の防災意識は大災害直後に飛躍的に上昇するも、以後は下降する傾向があるため、目標値については、本市における過去の実績を参考としつつ、それぞれの割合の増加をめざす。	
施策1-1-2 地域の主体的な防災まちづくりの推進									
直接目標 地域の特性に応じた地域防災力向上により、延焼等による被害を減らす									
1 算出方法	重点的に取り組む密集市街地における大規模地震時の想定焼失棟数の削減割合 (まちづくり局調べ)	本市の地震被害想定調査の結果を踏まえ、人命確保の観点などで多くの課題を有する重点地区においては、耐火性能に優れた建築物への建替えを促進するなど、面的な市街地の不燃化対策を進めることとし、その減災成果としての焼失棟数の削減見込割合を火災延焼シミュレーションによって評価・検証することができる。	20% (H27) [2015]	16.8% (H28) [2016]	25% 以上 (H29) [2017]	30% 以上 (H32) [2020]	35% 以上 (H37) [2025]	重点地区において、新たな不燃化推進条例を制定するなどの対策強化により、地震被害想定調査(H21)[2009]で想定された火災延焼による建物被害を、地震防災戦略計画期間(H32)[2020]までのできるだけ早期に3割削減の達成をめざす。	
2 算出方法	火災延焼リスクの高い地区における大規模地震時の建物倒壊による道路閉塞の確率 (まちづくり局調べ)	大規模な災害時には、老朽建築物の倒壊や火災により、狭い道路は閉塞し、避難に支障を来たすことで、人的被害を拡大させる恐れがある。そのため、火災延焼リスクの高い地区において、防災まちづくりの取組による狭い道路の改善や沿道の建築物の耐震化等により、災害時における安全な避難路を確保することは、地域防災力向上につながることから、道路閉塞確率の低減を指標として設定する。	第2期 実施計画から 新たに 設定	43% (H29) [2017]	—	40% 以下 (H33) [2021]	37% 以下 (H37) [2025]	火災延焼リスクの高い地区において、地域の主体的な防災まちづくりの取組を支援することで、災害時の安全な避難路の確保につなげるため、建物倒壊等による道路閉塞確率の過去の減少率以上をめざす。	

指標名 (指標の出典)		指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値		目標値の考え方	
			策定時	現状	第1期	第2期		
施策1-1-3 まち全体の総合的な耐震化の推進								
直接目標		地震発生時の建築物等の倒壊による被害を減らす						
1 算出方法	特定建築物の耐震化率 (まちづくり局調べ)	耐震性を満たす特定建築物が全特定建築物数に占める割合を把握することで、耐震改修、建替えなどにより地震での倒壊等の可能性がある、耐震性が不十分な特定建築物を減らしている取組の成果を把握することができる。	92% (H27) [2015]	92.8% (H28) [2016]	93% 以上 (H29) [2017]	95% 以上 (H32) [2020]	95% 以上 (H37) [2025]	「耐震改修促進計画」(H27 [2015]改定)に掲げる特定建築物の耐震化率95%(H32[2020]末時点)を目標とする。 ※H33(2021)以降の具体的な目標値については、国の基本方針や神奈川県耐震改修促進計画等の動向を踏まえて設定する。
2 算出方法	住宅の耐震化率 (まちづくり局調べ)	耐震性を満たす住宅が住宅総数に占める割合を把握することで、耐震改修、建替えなどにより地震での倒壊等の可能性がある、耐震性が不十分な住宅を減らしていく取組の成果を把握することができる。	92% (H27) [2015]	92.7% (H28) [2016]	93% 以上 (H29) [2017]	95% 以上 (H32) [2020]	95% 以上 (H37) [2025]	「耐震改修促進計画」(H27 改定)に掲げる住宅の耐震化率95%(H32[2020]末時点)を目標とする。 ※H33(2021)以降の具体的な目標値については、国の基本方針や神奈川県耐震改修促進計画等の動向を踏まえて設定する。
3 算出方法	橋りょうの耐震化率 (建設総局調べ)	計画的な耐震補強工事を実施し、耐震改修橋りょう数を把握することで、地震により倒壊等の可能性がある橋りょうを減らしていく取組の成果を把握することができる。	47% (H27) [2015]	51.0% (H28) [2016]	51% 以上 (H29) [2017]	61% 以上 (H33) [2021]	79% 以上 (H37) [2025]	災害に強いまちづくりを進めるため、重要な橋りょうの耐震性能を向上するとともに、生活道路の比較的重要な橋りょうについても対策を進め、79%以上(H37[2025]末時点)を目標とする。
施策1-1-4 消防力の総合的な強化								
直接目標		消防力を強化することで、さまざまな災害から市民を守る						
1 算出方法	出火率 (消防局調べ)	人口1万人あたりの火災件数である出火率(出火率は、通常、他都市でも取組成果を測る指標として活用している。)を指標とし、出火率を下げることで火災予防の取組の成果を測ることができる。	2.58件 (H22[2010] ~ H26[2014]) 平均)	2.45件 (H24[2012] ~ H28[2016]) 平均)	2.49件 以下 (H25[2013] ~ H29[2017]) 平均)	2.48件 以下 (H29[2017] ~ H33[2021]) 平均)	2.46件 以下 (H33[2021] ~ H37[2025]) 平均)	火災を未然に防ぐ予防活動や立入検査などの継続した取組により、人口動態や都市構造、産業構造が変化する中においても、計画策定時の出火率から段階的な減少をめざす。
2 算出方法	消防団員数の充足率 (消防局調べ)	地域防災力の充実を図り、住民の安全の確保に資する消防団員は今後も必要となることから、消防団の条例定員数(1,345人)に対する充足率を指標とすることで目標を具体化するものである。 なお、充足率を用いることで全国平均や他都市との比較が可能となる。	87.8% (H27.4) [2015.4]	86.5% (H29.4) [2017.4]	89.7% 以上 (H30.4) [2018.4]	90.8% 以上 (H34.4) [2022.4]	93.0% 以上 (H38.4) [2026.4]	H25(2013)年に「消防団を中心とした地域防災力の充実強化に関する法律」が成立し、消防団員の確保対策の取組を強化した実績等を踏まえ、第1期は神奈川県平均を上回る89.7%(計画策定時点)以上を目標値とする。 第2期は、継続した取組により政令指定都市平均を上回る90.8%(計画策定時点)以上を目指値とする。 第3期は第2期までの継続した取組に加え、これまでの実績やアンケート結果等を分析し、新たな施策を検討するとともに、消防団長会に諮り、更なる地域との連携・協力の強化により施策を実施することで、全国平均を上回る93%以上(計画策定時点)を目標値とする。

指標名 (指標の出典)		指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値		目標値の考え方	
			策定時	現状	第1期	第2期		
施策1-1-5 安全・安心な暮らしを守る河川整備								
直接目標 水害から市民の生命、財産を守る								
1	時間雨量 50 mm対応の河川改修率 (建設総政局調べ)	治水安全度の向上を測る一つの指標として、時間雨量 50 mmの降雨に対する河川の改修率を算出することで、水害リスク軽減の取組の成果を把握することができる。	81% (H27) [2015]	81% (H28) [2016]	81% 以上 (H29) [2017]	91% 以上 (H33) [2021]	91% 以上 (H37) [2025]	
	算出方法 時間雨量50mmの降雨に対する改修済河川延長(51,643m)／河川全延長(63,735m) × 100(%)							
2	五反田川放水路の供用により洪水による氾濫から守られる面積の割合 (建設総政局調べ)	時間雨量 90mm の降雨に対する五反田川放水路整備の指標として、氾濫により想定される浸水から守られる区域の面積を算出することで、水害リスクの軽減の取組の成果を把握することができる。	50% (H27) [2015]	—	50% (H29) [2017]	100% (H33) [2021]	100% (H37) [2025]	
	算出方法 氾濫から守られる区域の面積(339ha)/氾濫により浸水が想定される区域の面積(680ha) × 100(%)							
政策1-2 安全に暮らせるまちをつくる								
施策1-2-1 防犯対策の推進								
直接目標 市内で発生する犯罪を未然に防ぐ地域づくりを進める								
1	空き巣等の刑法犯認知件数 (神奈川県警察統計資料)	犯罪を起こさせない環境づくりを進めるため、地域社会全体で、住民の意識啓発の向上等の取組を推進しており、毎年(1~12月)に神奈川県警察から公表される犯罪認知件数の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	10,685 件 (H26) [2014]	9,177 件 (H28) [2016]	10,400 件 以下 (H29) [2017]	8,500 件 以下 (H33) [2021]	8,500 件 以下 (H37) [2025]	
	算出方法 各年の「犯罪統計資料」(神奈川県警察公表)の「刑法犯罪名別市区町村別認知件数」の合計値							
2	路上喫煙防止重点区域通行量調査で確認された喫煙者数 (市民文化局調べ)	安全に暮らせるまちづくりを進めため、路上喫煙の防止に向けたキャンペーンによる意識啓発や巡回指導等の取組を推進しており、人通りの多い駅周辺等において、歩行者の火傷や衣服の焼け焦げの原因となる路上喫煙者数の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	42 人 (H26) [2014]	30 人 (H28) [2016]	36 人 以下 (H29) [2017]	29 人 以下 (H33) [2021]	23 人 以下 (H37) [2025]	
	算出方法 「路上喫煙防止重点区域(7か所)通行量調査」(年4回実施)における喫煙している人の合計値							
3	消費生活相談の年度内完了率 (経済労働局調べ)	高齢者を中心とした消費者トラブルが増加傾向にある中、消費者生活相談への対応は、丁寧さが求められることはもとより、迅速性・正確性も必要となる。処理時間の長期化は、消費者にとって不利益となることから、年報に現れる数値をもとに完了率を指標とすることで、その取組の成果を測ることができる。	98.2% (H26) [2014]	99.5% (H28) [2016]	—	99.0% 以上 (H33) [2021]	99.0% 以上 (H37) [2025]	
	算出方法 継続処理案件(年度内(次年度の6月まで)に処理を終えられなかった案件)の件数以外の相談対応件数(9,057件)/対応を行った消費生活相談件数(9,105件) ※第1期実施計画では、全消費生活相談件数のうち、他機関への紹介のみで終了した案件と継続処理案件を除いた相談件数の割合を年度内完了率として示していたが、第2期実施計画では、他機関への紹介のみで終了した案件数を母数からも除く算定方法に見直している。							

指標名 (指標の出典)		指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方		
			策定時	現状	第1期	第2期	第3期			
施策1-2-2 交通安全対策の推進										
直接目標	市内の交通事故を減らす									
1 算出方法	交通事故発生件数 (神奈川県警察交通年鑑)	交通事故のない安全・安心なまちづくりを進めため、あらゆる世代への交通ルールの遵守と交通マナーの向上のための意識啓発等の取組を推進しており、毎年神奈川県警察から公表される交通事故件数の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	3,696 件 (H26) [2014]	3,218 件 (H28) [2016]	3,500 件 以下 (H29) [2017]	3,200 件 以下 (H33) [2021]	3,000 件 以下 (H37) [2025]	平成元年以降の年間交通事故件数の平均減少カーブを踏まえ、5年ごと(5年後、10年後)に概ね 10%減となるよう、計画策定時の値から毎年 2%ずつ減少する目標値を設定する。		
2 算出方法	放置自転車の台数 (建設総局調べ)	駅や商店街周辺等の放置自転車は、歩行者の安全な通行や緊急車両の通行障害、景観を悪化させる要因となっているため、放置自転車台数の動向により、その取組の成果を測ることができる。	3,367 台 (H27) [2015]	2,935 台 (H28) [2016]	3,200 台 以下 (H29) [2017]	2,800 台 以下 (H33) [2021]	2,600 台 以下 (H37) [2025]	ルール、マナー等の継続的な啓発活動や禁止区域指定による放置自転車の撤去活動の強化などのソフト施策の実施とともに、公有地の有効活用や民間活力を活かした駐輪場の整備などのハード施策を連携して取組を進めることで、放置自転車台数の段階的な減少をめざす。		
施策1-2-3 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進										
直接目標	誰もが訪れやすく暮らしやすい「ユニバーサルデザインのまち」にする									
1 算出方法	バリアフリー化すべき重要な特定の道路の整備割合 (まちづくり局調べ)	ユニバーサルデザインのまちの実現につなげるため、公共的施設や駅などを結ぶ道路を特定道路としてバリアフリー化を推進しており、この道路の整備割合を指標として設定することで、その取組成果を測ることができる。	35% (H26) [2014]	58% (H28) [2016]	65% 以上 (H29) [2017]	100% (H32) [2020]	100% (H37) [2025]	国の基本方針では、H32までに、特定の道路のバリアフリー化率を原則 100%としていることから、本市においても、同様に目標値を原則 100%として設定する。		
2 算出方法	市内法人タクシーに占めるユニバーサルデザインタクシーの割合 (まちづくり局調べ)	子育て世代から高齢者、障害者をはじめ誰もが安全・安心で快適に利用できるユニバーサルデザインタクシー車両の導入促進により、移動しやすい交通環境の提供につながるため、台数割合を指標として設定する。	2.5% (H26) [2014]	2.8% (H28) [2016]	10% 以上 (H29) [2017]	10% 以上 (H32) [2020]	16.25% 以上 (H37) [2025]	国はH32(2020)までに約28,000台(福祉タクシー車両を含む)の導入を目指して掲げており、この数値は法人タクシー及び個人タクシーの合計車両数の約10%にあたることから、これを踏まえて、第2期の目標値を設定する。第3期については、異なる車両導入の促進を図るために、目標値を変更する。 ・第3期:10→16.25%		
3 算出方法	誰もが安全・安心に公共的施設を利用できると感じる人の割合 (市民アンケート)	市民アンケートにより、誰もが安全・安心に公共的施設を利用できると感じているか実態を把握することで、各事業の取組の成果を測ることができる。	49.1% (H27) [2015]	46.1% (H28) [2016]	49.3% 以上 (H29) [2017]	49.7% 以上 (H33) [2021]	50.0% 以上 (H37) [2025]	H27(2015)のアンケートの数値を基準とし、H29(2017)は H27(2015) 値+0.2%、H33(2021)は H29(2017) 値+0.4%、H37(2025)は H33(2021) 値+0.3%とする。		
施策1-2-4 地域の生活基盤となる道路等の維持・管理										
直接目標	誰もが安全、快適に道路を利用して									
1 算出方法	道路施設の健全度 (5 年以内に補修や修繕が必要な道路施設の割合) (建設総局調べ)	道路施設の計画的な維持・修繕を実施し、施設の健全度率を把握することにより、修繕の取組の成果を測ることができる。	73% (H26) [2014]	82% (H28) [2016]	81% 以上 (H29) [2017]	93% 以上 (H33) [2021]	98% 以上 (H37) [2025]	各道路施設に対して法令に基づく点検を実施し、補修や修繕が不要と判断される施設を段階的に増加させることで、安全・快適に利用できるまちをめざす。		

指標名 (指標の出典)		指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方
			策定時	現状	第1期	第2期	第3期	
2 算出方法	不法占拠解消の累計件数 (建設総政局調べ)	本市が管理する道路、河川、水路には、正当な権利がなく家屋や工作物等が占有し、行政財産本来の用途を妨げられている場所があるため、この不法占拠の解消を図ることで、誰もが安全、快適に道路を利用できるための取組の成果を測ることができる。	90件 (H26) [2014]	277件 (H28) [2016]	330件 以上 (H29) [2017]	650件 以上 (H33) [2021]	970件 以上 (H37) [2025]	不法占拠対策の取組強化としてH23(2011)から集中的な除去指導を実施し、解消件数を増加している。これまでの水準(年間80件程度)の維持をめざす。
	不法占拠解消の実績値 (平成29[2017]年3月末時点の不法占拠件数 1,396件)							
3 算出方法	被災時の復旧に寄与する道路台帳図の割合 (建設総政局調べ)	道路台帳図のデジタル化により、災害時に道路境界が不明になった場合でも、道路境界を復元することが可能となることから、道路台帳図のデジタル化の進捗率により、災害時の復旧・復興に寄与する取組の成果を測ることができる。	6% (H27) [2015]	29% (H28) [2016]	53% 以上 (H29) [2017]	100% (H31) [2019]	100% (H37) [2025]	首都直下地震が今後30年内に70%の確率で発生するとされていることから、災害時の復旧・復興に寄与する道路台帳図のデジタル化を優先的に完了させ、早期の効果発現を図る。
	デジタル化した道路台帳図枚数(258枚)/アナログ道路台帳図全枚数(870枚)×100(%)							

政策1-3 水の安定した供給・循環を支える

施策1-3-1 安定給水の確保と安全性の向上								
直接目標		安全でおいしい水を安定的に供給する						
1 算出方法	重要な管路の耐震化率 (上下水道局調べ)	水道管の総延長は膨大であり、災害時の市民生活への影響の大きさを考慮し、避難所・重要な医療機関等への供給ルートや震災時に被害が懸念される老朽配水管を重要な管路と位置づけて優先的に更新を進めており、この指標により、取組の成果を測ることができる。	70.6% (H26) [2014]	79.6% (H28) [2016]	85.1% 以上 (H29) [2017]	97.5% 以上 (H33) [2021]	100% (H34) [2022]	これまで、避難所のうち市立中学校や重要な医療機関等への供給ルートの耐震化と老朽配水管の更新による耐震化を進めてきたが、新たに市立小学校や高校等の避難所へと対象範囲を広げ、H34(2022)末に供給ルートの耐震化をめざす。 ※上下水道事業中期計画に基づき、目標値を変更 ・第2期:96.2→97.5%
	耐震化された重要な管路の延長／重要な管路の総延長×100(%) ※重要な管路の総延長約800km							
2 算出方法	管路の耐震化率 (上下水道局調べ)	水道管の総延長は膨大であり、災害時の市民生活への影響の大きさを考慮し、重要な管路の耐震化を優先的に進めているが、あわせて経年化した非耐震管の更新を進めており、この指標により、取組の成果を測ることができる。	第2期実施計画から新たに設定	30.2% (H28) [2016]	—	38.3% 以上 (H33) [2021]	44.9% 以上 (H37) [2025]	重要な管路とは別に、老朽化対策として経年化が進行した管路の更新を進めていく必要があるため、非耐震管を経年に応じて更新による耐震化を進め、水道管路全体の耐震化をめざす。
	耐震化された管路の延長／管路の総延長×100(%) ※管路の総延長約2,500km							
3 算出方法	災害時の確保水量 (上下水道局調べ)	大規模な災害時において、一部の地域で水道が使用できない状況となった場合、配水池や配水塔に確保した水道水を応急給水に活用することになるため、この指標により、取組の成果を測ることができる。	2.8万m ³ (H26) [2014]	10.7万m ³ (H28) [2016]	11.1万m ³ 以上 (H29) [2017]	16.4万m ³ 以上 (H30) [2018]	16.5万m ³ (H34) [2022]	配水池・配水塔の耐震化を進めるとともに、2池以上あるものについては1池に緊急遮断弁を設置して、災害時の水道水として確保し、既に整備が完了した災害対策用貯水槽での確保水と合わせてH30(2018)末に約16万m ³ を確保する。(この水量は、生命維持に必要な「1人1日3リットル」の飲料水、本市ビーカー人口と予測される158.7万人(H42[2030])で仮定した場合、約35日分となる。)
	災害時の確保済水量 目標確保水量約16万m ³							
4 算出方法	開設不要型応急給水拠点の整備率 (上下水道局調べ)	これまでの応急給水拠点は、給水器具の設置等の作業を必要とするが、水飲み場を利用した開設不要型応急給水拠点の整備を推進することにより、災害時における応急給水の利便性及び迅速性を高めることができ、この指標により、取組の成果を測ることができる。	7.6% (H26) [2014]	17.4% (H28) [2016]	26.2% 以上 (H29) [2017]	66.1% 以上 (H33) [2021]	100% (H35) [2023]	市立小・中学校の水飲み場や配水池・配水塔を利用する施設等であり、供給ルートの耐震化等とあわせて、H35(2023)末に整備の完了をめざす。 ※整備対象となる施設数が増えたため、目標値を変更 ・第2期:65.7→66.1%
	整備済数／開設不要型応急給水拠点の計画整備数×100(%) ※開設不要型応急給水拠点の計画整備数(配水池・配水塔等8か所、市立小・中学校166校)							

指標名 (指標の出典)		指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値		目標値の考え方	
			策定時	現状	第1期	第2期		
施策1-3-2 下水道による良好な循環機能の形成								
直接目標		地域の安全と環境を守り、きれいな水を川崎の川と海に返す						
1	重要管きよの耐震化率 (川崎駅以南の地域) (上下水道局調べ)	被災時でも確実に下水道機能を確保する必要がある避難所や、重要な医療機関等と水処理センターとを結ぶ下水管きよなどの重要な管きよ(川崎駅以南の地域)の耐震化を進めており、この指標により取組の成果を測ることができる。	33.5% (H26) [2014]	65.1% (H28) [2016]	67.2% 以上 (H29) [2017]	100% (H31) [2019]	100% (H37) [2025]	老朽化した下水管きよが多く、地盤の液状化による被害も想定される川崎駅以南の地域の重要な管きよの耐震化について、H31(2019)末までに完了させることをめざす。
2	重要管きよの耐震化率 (川崎駅以北の地域) (上下水道局調べ)	被災時でも確実に下水道機能を確保する必要がある避難所や、重要な医療機関等と水処理センターとを結ぶ下水管きよなどの重要な管きよ(川崎駅以北の地域)の耐震化を進めるにあたり、この指標により取組の成果を測ることができる。	第2期 実施計 画期間 中に 新たに 設定	—	※H30(2018)末までに耐震 診断を行った上で整備計画 を策定し、改めて目標値を設 定する。			—
3	浸水対策実施率(丸子、 宮崎、大師河原、馬絹、久 末地区) (上下水道局調べ)	近年多発する局地的集中豪雨などにより浸水被害が発生していることから、重点化地区に位置づけている地域の浸水対策を進めしており、この指標により取組の成果を測ることができる。	22.6% (H26) [2014]	57.6% (H28) [2016]	57.8% 以上 (H29) [2017]	100% (H30) [2018]	100% (H37) [2025]	H26(2014)段階での重点化地区の浸水対策について、H30(2018)末までに完了させることをめざす。
4	浸水対策実施率(三沢 川、土橋、京町・渡田、川 崎駅東口周辺、大島、観 音川地区) (上下水道局調べ)	近年多発する局地的集中豪雨などにより浸水被害が発生していることへの対策として、新たに重点化地区に位置づけた地域において浸水対策を進めるにあたり、この指標により取組の成果を測ることができる。	第2期 実施計 画期間 中に 新たに 設定	—	※既存施設を活用するなど、効果的かつ効率的な対策手法の検討を行った上でH31(2019)末までに整備計画を策定し、改めて目標値を設定する。			—
5	合流改善率(雨天時に川 や海に処理しきれない下 水が放流されることへの 対策) (上下水道局調べ)	汚水と雨水を1本の管で集める合流式下水道は、雨天時に川や海に処理しきれない下水が放流されるしくみであることから、雨天時の放流水回数を減らしたり、ごみを取り除いたりするなどの合流式下水道改善対策を進めており、この指標により取組の成果を測ることができる。	68.5% (H26) [2014]	68.5% (H28) [2016]	73.5% 以上 (H29) [2017]	73.5% 以上 (H33) [2021]	100% (H35) [2023]	合流式下水道は、雨天時に川や海に処理しきれない下水が放流されるしくみであることから、雨天時の放流水回数を減らしたり、ごみを取り除いたりするなどの対策を進め、法令に基づいてH35(2023)末までに完了させることをめざす。 ※上下水道事業中期計画に基づき、目標値を変更 ・第2期:83.6→73.5%
6	高度処理普及率 (上下水道局調べ)	快適な水辺環境を確保するため、通常の下水処理では除去することが難しい、東京湾の赤潮などの原因物質である窒素やんも大幅に除去することができる下水処理方法(高度処理)の導入を進めており、この指標により取組の成果を測ることができる。	第2期 実施計 画から 新たに 設定	27.0% (H28) [2016]	—	59.3% 以上 (H33) [2021]	100% (H36) [2024]	水処理センターの高度処理化を、「東京湾流域別下水道整備総合計画」で定められた目標年次であるH36(2024)末までに完了させることをめざす。 (高度処理として取り扱うことのできる処理方法等を含む)

指標名 (指標の出典)	指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値		目標値の考え方					
		策定時	現状	第1期	第2期						
政策1-4 誰もが安心して暮らせる地域のつながり・しきみをつくる											
施策1-4-1 総合的なケアの推進											
直接目標 多様な主体による地域での支え合いのしきみをつくる											
1 算出方法	高齢者のうち、介護を必要とする人(要介護・要支援認定者)の割合 (健康福祉局調べ)	<p>セルフケア意識の醸成や、若い頃からの健康づくり、高齢者の生きがい・健康づくり、介護予防の取組等を推進し、介護を必要とする高齢者の増加を抑制することが重要であるため、その指標を設定することで取組の成果を測ることができる。</p>	17.07%	17.91%	18.40% 以下	19.18% 以下	22.99% 以下	高齢者人口の増加に伴い上昇する第7期介護保険事業計画の要介護・要支援認定者の推計値に対して、取組の実施により下回ることを目標とする。また、介護予防の効果を分かりやすく把握するため、前期高齢者と後期高齢者に分けて目標を設定する。			
	<ul style="list-style-type: none"> ・第2号被保険者を除く、要介護・要支援認定者数(52,239人)／市内高齢者数(291,620人)×100(%) ・前期高齢(65～74歳)要介護・要支援認定者数(7,270人)／前期高齢者数(152,519人)×100(%) ・後期高齢(75歳以上)要介護・要支援認定者数(44,969人)／後期高齢者数(139,101人)×100(%) ※10月1日現在の実績値で算出		前期 高齢者 4.82%	前期 高齢者 4.77%	前期 高齢者 4.81% 以下	前期 高齢者 5.15%	前期 高齢者 5.14% 以下	(H26) [2014]	(H29) [2017]	(H29) [2017]	(H32) [2020]
2 算出方法	地域包括ケアシステムの考え方の理解度 (市民アンケート)	<p>多様な主体による地域での支え合いのしきみをつくるためには、地域において、将来のあるべき姿についての合意形成がなされるとともに、それを実現するための地域包括ケアシステムの必要性や考え方方が地域全体で共有されることが必要であり、「理解度」を問うことで、取組の成果を測ることができ。※ここで言う「理解度」とは、地域包括ケアシステムの内容を知っていることに加え、具体的にどのように行動したらよいかが分かっていることとしている。</p>	10.1%	9.9%	16.0% 以上	32.0% 以上	42.0% 以上	H24(2012)に実施した第3回地域福祉実態調査において、H15に設置された「保健福祉センター」の認知度が70%となってい。地域包括ケアシステムについても、今後の取組により、10年後にこれと同程度的一般化(認知度70%)をめざしつつ、そのうち半数以上(6割)の市民が理解している(何をすべき今まで知っている)状況が、地域包括ケアシステムを持続可能なしきみとしていくために必要と考え、10年後の目標値を42%とする。			
	市民アンケート(無作為抽出3,000人)の「地域包括ケアシステムの内容を知っており、具体的にどのように行動したらよいかが分かっている」と答えた人の割合		(H27) [2015]	(H28) [2016]	(H29) [2017]	(H33) [2021]	(H37) [2025]				
3 算出方法	在宅チーム医療を担う人材育成研修の受講者累計数 (健康福祉局調べ)	<p>高齢化が進行する中で、在宅での療養環境の整備に向けては、医療・介護の多職種による連携の推進が必須であり、そのためには、顔の見える関係づくりが重要である。そのため、区ごとに多職種でグループワーク等を行う当該研修の受講により、多職種連携を推進していることから、累計受講者数を指標として設定することで取組の成果を測ることができる。</p>	308人	609人	750人 ^{以上}	1,350人 ^{以上}	1,950人 ^{以上}	川崎市在宅療養推進協議会に参画する医師会をはじめとした多職種関係団体を通じて受講者を募り、区ごとに多職種でグループワーク等を行い、顔の見える関係づくりを進めている。毎年150名程度(各区2テーブルずつ、9団体から1～2名程度の参加者を想定)を目指として、研修を実施することで、多職種連携の着実な推進をめざす。			
	毎年度、開催する当該研修の受講者数を累計		(H26) [2014]	(H28) [2016]	(H29) [2017]	(H33) [2021]	(H37) [2025]				
4 算出方法	介護予防の取組として地域の活動に参加する人の割合 (高齢者実態調査)	<p>地域の中で生きがいや役割を持って活動に参加することが、結果として介護予防につながり、地域の活動に参加する人が増えることで、自助・互助による介護予防等が促進されることから、これを指標として取組の成果を測ることができる。</p>	10.6%	11.5%	10.6% 以上	15.0% 以上	20.0% 以上	H28(2016)から新事業「介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」)」を実施するため、第1期の目標値は計画策定時の水準を維持し、その後は総合事業を推進する中でセルフケア意識の醸成を図り、地域の活動に参加する市民を着実に増やすことをめざす。			
	高齢者を対象とした調査(無作為抽出23,000人)の設問項目「介護予防の取組で実践していることについて、「地域の活動に参加」を選択した人の割合		(H25) [2013]	(H28) [2016]	(H28) [2016]	(H31) [2019]	(H37) [2025]				
5 算出方法	民生委員児童委員の充足率 (健康福祉局調べ)	<p>地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を進める中で、民生委員児童委員は、地域福祉の重要な担い手であり、その充足率の向上は、地域での支え合いのしきみづくりに大きく貢献することから、これを指標として取組の成果を測ることができる。なお、取組の充実の観点から第3期実施計画における新たな指標の設定に向けた検討を進める。</p>	90.5%	87.8%	96.2% 以上	97.2% 以上	98.2% 以上	全国平均や政令指定都市平均を大きく下回っている現状があるため、段階的に政令指定都市平均(97.2%(H26)[2014])を超える水準まで改善していくことを目標とする。			
	民生委員児童委員現員数(1,514名)／民生委員児童委員定員数(1,724名)×100(%)		(H27.4) [2015.4]	(H28.12) [2016.12]	(H30.4) [2018.4]	(H34.4) [2022.4]	(H38.4) [2026.4]				

指標名 (指標の出典)		指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方
			策定時	現状	第1期	第2期	第3期	
6 算出方法	認知症センター養成者数(累計) (健康福祉局調べ)	認知症センター養成講座には、子どもから高齢者まで幅広い年代の地域住民や、企業・商店の従業員などさまざまな主体が参加するため、認知症センター養成者数を指標とすることにより、多様な主体による地域での支え合いのしくみづくりの取組の成果を測ることができる。なお、取組の充実の観点から第3期実施計画における新たな指標の設定に向けた検討を進める。	24,034人 (H26) [2014]	41,980人 (H28) [2016]	35,900人以上 (H29) [2017]	78,480人以上 (H33) [2021]	110,480人以上 (H37) [2025]	過去の実績等を踏まえて作成した「第7期いきいき長寿プラン」における計画値に基づき、年間8,000人以上のセンターを養成していくことを目標とする。 ※「いきいき長寿プラン」の改定に伴い、目標値を変更 ・第2期: 53,900→78,480人 ・第3期: 71,900→110,480人
施策1-4-2 高齢者福祉サービスの充実								
直接目標	介護が必要になっても高齢者が生活しやすい環境をつくる							
1 算出方法	介護サービスを受けながら住み慣れた地域で暮らす高齢者の数(主な「地域密着型サービス」の延べ利用者数) (健康福祉局調べ)	「地域密着型サービス」の普及状況を見ることにより、介護が必要になっても、住み慣れた地域で生活しやすい環境がどの程度整っているかについて取組の成果を測ることができる。	10,380人/年 (H27) [2015]	12,651人/年 (H28) [2016]	19,668人/年以上 (H29) [2017]	23,316人/年以上 (H32) [2020]	38,568人/年以上 (H37) [2025]	本市の介護保険事業計画(法定計画)において、要介護・要支援認定者数の推計値と、現在の地域密着型サービスの利用者数をもとに、サービス利用者数の目標数を算出しており、これを実施計画における目標値として設定する。 ※第7期介護保険事業計画における推計の見直しにより、目標値を変更 ・第2期: 26,340→23,316人/月 ・第3期: 36,554→38,568人/月
2 算出方法	現在利用している在宅サービスの評価(「不満」のない方の割合) (高齢者実態調査)	介護保険制度を中心とした介護保険サービスやその他の在宅生活を支援するサービスの提供にあたり、その評価を見ることで、在宅サービス提供の取組の成果を測ることができる。	94.3% (H25) [2013]	92.9% (H28) [2016]	94.3%以上 (H28) [2016]	94.3%以上 (H31) [2019]	94.3%以上 (H37) [2025]	高齢化の進展やニーズの多様化など社会状況の変化を踏まえ、これまでの高い水準を維持していくことをめざす。
3 算出方法	かわさき健幸福寿プロジェクトの実施結果(プロジェクト参加者の要介護度の改善率・維持率) (健康福祉局調べ)	プロジェクト対象者の一定期間の要介護度状態区分変化の推移を見ることにより、取組の成果を測ることができる。	改善16.7% 維持63.9% (H27) [2015]	改善15.9% 維持49.1% (H28) [2016]	改善17%以上 維持65%以上 (H29) [2017]	改善17%以上 維持65%以上 (H33) [2021]	改善17%以上 維持65%以上 (H37) [2025]	要介護度の状態区分変化については、H27(2015)に実施したモデル事業対象者の状態の推移(実績:改善 16.7%、維持 63.9%)を踏まえ、それを上回る「改善 17%、維持 65%」を目標に設定する。
4 算出方法	かわさき健幸福寿プロジェクトの参加事業所数*(健康福祉局調べ)	プロジェクトに参加する事業所数を測ることで、自立支援に向けて積極的に取り組む介護サービス事業所の拡大状況が把握できる。	第2期実施計画から新たに設定	246事業所 (H28) [2016]	—	300事業所以上 (H33) [2021]	400事業所以上 (H37) [2025]	自立支援に重点を置いたケアに関する講習会や事例発表会などの機会を通じて当プロジェクトの普及啓発を進めることにより、着実に参加事業所数を増加させる目標とする。

指標名 (指標の出典)		指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方
			策定時	現状	第1期	第2期	第3期	
5 算出方法	介護人材の不足感 (介護人材の確保・定着に関する実態調査)	市内の介護保険サービス事業所において、介護職をはじめ従業員の不足状況を見ることで、介護人材の確保に向けた取組の成果を測ることができる。	75.7% (H25) [2013]	77.2% (H28) [2016]	74% 以下 (H28) [2016]	72% 以下 (H31) [2019]	70% 以下 (H37) [2025]	介護人材の確保・定着は、事業者自らが主体的に取り組むことが重要であるが、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる平成37(2025)年に向けて、不足が生じないよう、行政として支援する必要がある。全国を対象とした調査においても、半数以上の事業者が不足感を覚えている状況の中、本市としても安定的な福祉サービスを提供するために事業者の支援を行うことで、介護人材の不足が着実に解消されいくことを目標とする。
施策1-4-3 高齢者が生きがいを持てる地域づくり								
直接目標	高齢者が生きがいをもって暮らせる環境をつくる							
1 算出方法	収入を伴う仕事をしている高齢者の割合 (高齢者実態調査)	高齢者を対象とする調査(無作為抽出23,000人)において「収入が伴う仕事をしている」と回答した高齢者の割合	26.7% (H25) [2013]	29.6% (H28) [2016]	27.8% 以上 (H28) [2016]	32.5% 以上 (H31) [2019]	38.3% 以上 (H37) [2025]	働く意欲のある高齢者は増加しているが、高齢化がますます進行する中、就労率は停滞傾向である。そのため、積極的な普及・啓発や環境整備等に努めることなどにより、計画策定期の値から着実に向上させる目標とする。 ※H28(2016)の実績値が第2期の目標値を上回ったため、目標値を変更 ・第2期:28.9→32.5% ・第3期:30.0→38.3%
2 算出方法	シルバー人材センターを通じて、仕事に就いた高齢者の数 (健康福祉局調べ)	シルバー人材センターに登録し、仕事に就く高齢者の就労状況を把握することにより、高齢者の生きがいづくりに係る取組の成果を測ることができる。	2,453人 (H25) [2013]	2,480人 (H28) [2016]	2,500人 以上 (H29) [2017]	2,550人 以上 (H33) [2021]	2,600人 以上 (H37) [2025]	高齢者を取り巻く雇用状況が不安定である中、登録者数(会員数)と受注件数の増加への取組を推進することにより、仕事に就くことができる高齢者数を着実に増加させる目標とする。
3 算出方法	ほぼ毎日外出している高齢者の割合 (高齢者実態調査)	高齢者を対象とする調査(無作為抽出23,000人)において、「ほぼ毎日外出している」と回答した高齢者の割合	48.1% (H25) [2013]	50.8% (H28) [2016]	50.0% 以上 (H28) [2016]	52.5% 以上 (H31) [2019]	55.0% 以上 (H37) [2025]	元気で活力のある高齢者が増え、外出する頻度も増加傾向である中、今後も社会参加の促進や、外出支援等を推進することで、高齢者の外出頻度を着実に増加させることを目標とする。
4 算出方法	高齢者向け施設(いきいきセンター)の利用実績 (指定管理事業報告書)	教養の向上やレクリエーション活動のほか、元気な高齢者のふれあいの場としての機能を担う「いきいきセンター」の利用実績の状況により、高齢者の主体的な社会参加に向けた取組の成果を測ることができる。	289,028人 (H25) [2013]	28.2万人 (H28) [2016]	29万人 以上 (H29) [2017]	29.1万人 以上 (H33) [2021]	29.2万人 以上 (H37) [2025]	高齢者の多様な価値観が広がる中、高齢者向け施設の利用者数が減少する傾向があるが、比較的若い高齢者を取り込む施策や、多世代交流を進めることなどにより、社会参加を着実に増加させることを目標とする。
5 算出方法	生活に「はり」や「楽しみ」を感じている高齢者の割合 (高齢者実態調査)	生活に「はり」や「楽しみ」を感じている割合が増えることにより、高齢者が生きがいを持って生活している環境づくりの取組の成果を測ることができる。	35.1% (H25) [2013]	43.7% (H28) [2016]	36% 以上 (H28) [2016]	50% 以上 (H31) [2019]	55% 以上 (H37) [2025]	高齢化がますます進行し、高齢者を取り巻く環境が変化とともに、ニーズも多様化している状況の中、高齢者への施策の充実を図ることで、生きがいを持つ方を着実に増加させることを目標とする。 ※H28(2016)の実績値が第3期の目標値を上回ったため、伸び率及び第7期いきいき長寿プラン策定期経過における意見を踏まえ目標値を変更 ・第2期:37→50% ・第3期:38→55%

指標名 (指標の出典)		指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値		目標値の考え方		
			策定時	現状	第1期	第2期			
施策1-4-4 障害福祉サービスの充実									
直接目標 障害者が生活しやすい環境をつくる									
1	日中活動系サービスの利用者数 (健康福祉局調べ)	「日中活動系サービス」の利用実績を指標とすることにより、障害者の地域生活を支える環境の充実に向けた取組の成果を測ることができる。	4,324 人/月 (H26) [2014]	4,740 人/月 (H28) [2016]	4,865 人/月 以上 (H29) [2017]	6,928 人/月 以上 (H33) [2021]	7,254 人/月 以上 (H37) [2025]	過去の実績及び見込値等を踏まえて策定した、「第4次ノーマライゼーションプラン」における計画値に基づき、目標値を設定する。 ※H30(2018)から対象の事業所に就労定着支援を追加されること、及び国が示す指針や過去の実績を踏まえ必要なサービス量を算出し、目標値を変更 ・第2期:5,094→6,928人/月 ・第3期:5,333→7,254人/月	
2	グループホームの利用者数 (健康福祉局調べ)	グループホームの利用者数を指標とすることで、障害者が地域で自立した生活を送るための環境の充実に向けた取組の成果を測ることができる。	998 人/月 (H26) [2014]	1,114 人/月 (H28) [2016]	1,331 人/月 以上 (H29) [2017]	1,459 人/月 以上 (H33) [2021]	1,819 人/月 以上 (H37) [2025]	過去の実績及び見込値等を踏まえて策定した、「第4次ノーマライゼーションプラン改定版」における計画値に基づき、目標値を設定する。 ※国が示す指針及び過去の実績等に基づき、必要なサービス量を再精査し、目標値を変更 ・第2期:1,669→1,459人/月 ・第3期:2,093→1,819人/月	
3	長期(1年以上) 在院者数(精神障害) (健康福祉局調べ)	精神障害者の長期在院者の状況を把握することにより、障害のある方の、地域移行の促進に向けた取組の成果を測ることができる。	65歳 未満 306人 [2013]	65歳 未満 279人 [2017]	65歳 未満 271人 以下 [2017]	65歳 未満 234人 以下 [2021]	65歳 未満 189人 以下 [2025]	過去の実績及び見込値等を踏まえて策定した、「第4次ノーマライゼーションプラン改定版」における計画値に基づき、目標値を設定する。なお、65歳以上は認知症などの長期入院による治療が必要な疾患が発生しやすいこと等から、地域移行を促すための政策効果を分かりやすく把握するため65歳以上と65歳未満に分けて目標を設定する。 ※国が示す指針及び過去の実績等に基づき、政策効果による地域移行を目指す人数を再精査し、目標値を変更 ・第2期: 65歳未満 223→234人 65歳以上 239→401人 ・第3期: 65歳未満 176→189人 65歳以上 188→368人	
施策1-4-5 障害者の自立支援と社会参加の促進									
直接目標 障害者が社会で活躍しやすい環境をつくる									
1	障害福祉施設からの一般就労移行者数 (健康福祉局調べ)	福祉施設から一般就労への移行者数を見ることにより、企業等への一般就労を希望する障害者の自立に向けた取組の成果を測ることができる。	180人 (H26) [2014]	217人 (H28) [2016]	228人 以上 (H29) [2017]	272人 以上 (H33) [2021]	315人 以上 (H37) [2025]	障害者雇用率の引上げが見込まれていることにより、当面の間、企業の障害者雇用、企業での一般就労を希望する障害者数は増加していく状況の中、国の指針等を参考に、第1期の目標値を設定する。中長期的には、障害者雇用をめぐる施策状況は不透明ではあるが、引き続き同等の伸び率を確保することを目標とする。 ※国の指針やハローワークや就労支援機関との連携体制など本市の実情を踏まえ対象者を市民から市内事業所利用者に変更したこと、及び過去の実績に基づき、目標値を変更 ・第2期:250→272人 ・第3期:300→315人	

指標名 (指標の出典)		指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方
			策定時	現状	第1期	第2期	第3期	
2 算出方法	障害者が社会参加しやすいまちだと思う市民の割合 (市民アンケート)	誰もが安心して暮らせる地域をつくるために、障害の有無に関わらず多様性のあるまちをつくることが必要であり、障害者の社会参加状況に対する市民の実感を把握することで、取組の成果を測ることができる。	30% (H27) [2015]	30.4% (H28) [2016]	31% 以上 (H29) [2017]	33% 以上 (H33) [2021]	35% 以上 (H37) [2025]	H27(2015)に実施した市民アンケートに基づき、全国の政令指定都市の状況を踏まえるとともに、施策の効果により障害者の社会参加を着実に増加させることを目標とする。
	市民アンケート(無作為抽出 3,000 人)において、本市が、障害のある方が社会参加しやすいまちだと「思う」または「ある程度そう思う」と回答した人の割合							
施策1-4-6 誰もが暮らしやすい住宅・居住環境の整備								
直接目標		それぞれのニーズやライフスタイルに合った住宅が選択できる環境を整える						
1 算出方法	住宅に関する市民の満足度 (まちづくり局調べ)	住宅政策は、住宅の供給から維持や改修まで、住宅に関する施策を幅広く総合的に展開する必要があるため、市民の住宅に関する満足度の変化を見ることで、多岐に渡る住宅政策の取組の成果を測ることができる。	73% (H25) [2013]	—	⇒	77% 以上 (H30) [2018]	80% 以上 (H35) [2023]	計画策定時において、本市は全国、神奈川県、横浜市と同等の値となっている。また、これまで順調に値が上昇していることから、上昇値の近似を取り、目標値を設定する。
	市民へのアンケート調査における住宅に対する総合的な評価で(満足+まあ満足)とした人の割合 ※国土交通省(住生活総合調査)から独自集計							
2 算出方法	リフォーム実施戸数の住宅ストック戸数に対する割合 (まちづくり局調べ)	市民が希望する住宅を手に入れるためには、ニーズやライフスタイルに応じて安心かつ魅力あるリフォームができる市場環境を整備する必要があり、その向上のための取組の成果を測ることができる。	2.2% (H25) [2013]	—	⇒	3.2% 以上 (H30) [2018]	4.5% 以上 (H35) [2023]	これまでの本市における値の上昇傾向を踏まえるとともに、現状値が国や他都市と比較して低い水準にあることから、2期実施計画の目標値を他都市の水準への到達とし、3期実施計画の目標値を国や他都市における現状値と目標値とを比較した上昇率を踏まえて設定する。
	リフォーム実施戸数(年間 16,245 戸)/住宅の総戸数(753,700 戸) × 100(%) ※総務省(住宅・土地統計調査)から独自集計							
3 算出方法	生活支援施設等の併設や地域と連携した取組等を行っている市営住宅の団地(100戸以上)の割合 (まちづくり局調べ)	住生活の安心を支えるサービスが地域において提供され、必要に応じてサービスを受けられる環境の整備が必要であり、その取組の一環として市営住宅資産を活用した取組を指標とすることで、取組の成果を測ることができる。なお、生活支援施設の併設等の施設の導入には一定規模が必要となることから、100戸以上の市営住宅を対象とした。また、国が定めた「住生活基本計画(全国計画)」の成果指標においても、同様に 100 戸以上を対象としていることから、本市と国とを比較することも考慮している。	17% (H26) [2014]	21% (H28) [2016]	24% 以上 (H29) [2017]	26% 以上 (H33) [2021]	28% 以上 (H37) [2025]	地域包括ケアシステムに関連した取組として、市営住宅の空き家や空き駐車場を積極的に活用していくとともに、一定規模以上の建替えの際には可能な限り余剰地を創出し、生活支援施設等を誘致することをめざした目標値とする。
	生活支援施設等を併設(4団地)+地域と連携した取組等を実施(8団地)した100戸以上の市営住宅団地/100 戸以上の市営住宅団地(57 団地)の総数							
施策1-4-7 生き生きと暮らすための健康づくり								
直接目標		健康で生き生きとした生活を送る市民を増やす						
1 算出方法	主観的健康観(「非常に健康」「ほぼ健康」と回答した市民の割合) (健康意識実態調査)	健康であると自ら意識できることは生活の質を高める上でも重要な要素であることから、主観的健康観を健康づくりの取組の成果を測る指標とする。	男性 73.7% (H23) [2011]	男性 71.7% (H28) [2016]	男性 75.5% 以上 (H28) [2016]	男性 77.0% 以上 (H33) [2021]	男性 77.0% 以上 (H38) [2026]	国、他自治体の調査結果等を参考としつつ、およそ8割の市民が「自分は健康」と感じられる状況を、めざす社会像と想定し、またこれまでの国や他都市アンケートや、国の健康寿命等でも必ず表出する男女差を考慮した上で、女性 80%、男性 77%を目標値とする。
	無作為抽出による市民アンケート(3,500 人)で、「非常に健康である」「ほぼ健康である」と回答した人の割合							

指標名 (指標の出典)		指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方
			策定時	現状	第1期	第2期	第3期	
2 算出方法	特定健康診査実施率 特定保健指導実施率 (国民健康保険) (特定健康診査・特定保健指導実施状況報告)	国民健康保険の被保険者の生活習慣病を予防するためには、特定健康診査及び特定保健指導を適切に受けることが重要であることから、その取組の成果を測る指標とする。	24.5%	26.2%	33% 以上	32.5% 以上	35.5% 以上	過去の実績や実施率向上に向けた取組の状況を踏まえ、「特定健康診査等実施計画」にあわせて、年次別目標値を設定する。
	特定健康診査受診者数 (50,018人)／特定健康診査対象者数(190,800人) ×100(%) 特定保健指導終了者数 (269人)／特定保健指導対象者数(6,251人) ×100(%)		6.0% [H26] [2014]	4.3% [H28] [2016]	22% 以上 [H29] [2017]	10.5% 以上 [H33] [2021]	13.5% 以上 [H37] [2025]	※「特定健康診査等実施計画」の改定に伴い、目標値を変更 【特定健康診査実施率】 ・第2期:33→32.5% ・第3期:33→35.5% 【特定保健指導実施率】 ・第2期:22→10.5% ・第3期:22→13.5%
3 算出方法	がん検診受診率 (国民生活基礎調査(厚生労働省))	がんによる死者数を減少させるためには、がん検診の受診率を向上させ、がんを早期発見・早期治療することが重要であるため、がん検診受診率を指標として設定する。	肺がん 44.5%	肺がん 45.5%	肺がん 50% 以上	肺がん 50% 以上	肺がん 50% 以上	「がん対策基本法」に基づく「がん対策推進基本計画」の目標値(すべての種別で50%以上)をめざし、段階的に受診率の向上を図る目標値を設定する。
	厚生労働省が実施する無作為抽出による全国調査(概ね710,000人)をもとに本市における受診率を算出 過去1年以内(子宮がん・乳がんは過去2年以内)に当該がん検診を受診した人の割合		大腸がん 40.5%	大腸がん 43.3%	大腸がん 45% 以上	大腸がん 50% 以上	大腸がん 50% 以上	
4 算出方法	40歳代の糖尿病治療者割合(国民健康保険) (健康福祉局調べ)	生活習慣病治療者の割合は40歳以降急増する。この年代の糖尿病治療者割合の抑制により、これ以降の割合の抑制も期待できることから、これを指標とすることにより、市民が主的に健康づくり・生活習慣病予防に取り組み、重症化の予防を促進する取組の成果を測ることができる。	3.1% [H26] [2014]	3.15% [H28] [2016]	3.0% 以下 [H29] [2017]	3.0% 以下 [H33] [2021]	3.0% 以下 [H37] [2025]	過去の推移を勘案し、神奈川県平均(3.35%(H26)[2014])より低い現状値の維持を基本とし、計画策定時の値を下回ることをめざした目標値とする。
	国保データベースシステムにより算出した40歳代の糖尿病治療者数(1,371人)／40歳代の国民健康保険被保険者数(43,507人)×100(%)							
5 算出方法	食に関する地域での活動に参加する人の割合 (①食育に関する地域活動への参加割合:食育の現状と意識に関する調査) (②食生活改善推進員数:健康福祉局調べ)	地域における食育を推進するためには、食生活改善を中心としたボランティアの養成や、ボランティアを中心とした食育のネットワークを地域で築くことが大切であるため、「食に関する地域での活動に参加する人の割合」を指標とすることにより、食育推進の担い手及び地域における食育に関する活動促進に向けた取組の成果を測ることができる。	①食育に 関する地 域活動參 加 38.3% [H24] [2012]	①食育に 関する地 域活動參 加 33.6% [H27] [2015]	①食育に 関する地 域活動參 加 ⇒	①食育に 関する地 域活動參 加 40% 以上 [H32] [2020]	①食育に 関する地 域活動參 加 41% 以上 [H37] [2025]	①食育に関する地域活動参加者は食生活改善推進員の活動を基軸に地域へ活動を広げていくことを想定し、第3期に向けて段階的な増加をめざす。 ②食生活改善推進員はH29(2017)までに県と同じ伸び率(約1.07%)を達成し、その後は各期200人ずつ養成することをめざす。
	①「平成27(2015)年度川崎市の食育の現状と意識に関する調査」(無作為抽出3,500人)の「日頃から、健全な食生活を行ったために「食育」に関する何らかの活動や行動をしている人」について、「積極的にしている」、「できるだけするようしている」、「できるだけしていない」と回答した人の割合 ②「食生活改善推進員養成教室」(各区役所保健福祉センター)修了者数の累計		②食生活 改善推進 員 3,862 人 [H26] [2014]	②食生活 改善推進 員 4,005 人 [H28] [2016]	②食生活 改善推進 員數 4,100 人以上 [H29] [2017]	②食生活 改善推進 員數 4,300 人以上 [H33] [2021]	②食生活 改善推進 員數 4,500 人以上 [H37] [2025]	

指標名 (指標の出典)	指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値		目標値の考え方		
		策定時	現状	第1期	第2期			
政策1-5 確かな暮らしを支える								
施策1-5-1 確かな安心を支える医療保険制度等の運営								
直接目標	信頼される医療保険及び医療費等の支援制度を安定的に運営する							
1 算出方法	国民健康保険料収入率等 (健康福祉局調べ) 現年度分収入率 = 収入金額／調定金額 (314.14 億円／333.76 億円) × 100(%) 収入未済額：前年度までに納期限が到来した調定のうち、収入とならなかつた金額の累計	収入率の向上と滞納額の圧縮は、国民健康保険事業の運営及び保険料負担の公平性の確保にとって重要な指標であり、その変化を見ることで、取組の成果を測ることができる。	[現年度分] 92.96% [収入未済額] 67 億円 (H26) [2014]	[現年度分] 94.12% [収入未済額] 43.5 億円 (H28) [2016]	[現年度分] 93.8% 以上 [収入未済額] 50 億円 以下 (H29) [2017]	[現年度分] 95.0% 以上 [収入未済額] 30 億円 以下 (H33) [2021]	[現年度分] 95.0% 以上 [収入未済額] 30 億円 以下 (H37) [2025]	計画策定時において政令指定都市トップ水準であるため、それを維持し、また、収入未済額はピークの H20(2008) (145.7 億円)からの 100 億円減をめざすことを目標とする。 ※ H28 (2016) の実績値を踏まえ、目標値を変更 【現年度分収納率】 ・第2期: 94→95% ・第3期: 94→95% 【収入未済額】 ・第2期: 40→30 億円 ・第3期: 40→30 億円
2 算出方法	後期高齢者医療保険料収入率等 (健康福祉局調べ) 現年度分収入率 = 収入金額／調定金額 (119.26 億円／119.99 億円) × 100(%) 収入未済額：前年度までに納期限が到来した調定のうち、収入とならなかつた金額の累計	収入率の向上及び収入未済額の圧縮は、後期高齢者医療制度の運営及び保険料負担の公平性の確保にとって重要な指標であり、その変化を見ることで、取組の成果を測ることができる。	[現年度分] 99.31% [収入未済額] 9,737 万円 (H26) [2014]	[現年度分] 99.39% [収入未済額] 12,997 万円 (H28) [2016]	[現年度分] 99.45% 以上 [収入未済額] 8,900 万円 以下 (H29) [2017]	[現年度分] 99.48% 以上 [収入未済額] 8,900 万円 以下 (H33) [2021]	[現年度分] 99.48% 以上 [収入未済額] 8,900 万円 以下 (H37) [2025]	計画策定時において現年度分収入率は政令指定都市平均 (99.17% (H26) [2014]) を上回っており、目標値は政令指定都市最上位の水準となる値を設定している。第1期までに目標を達成し、第2期以降はその水準を維持することをめざす。 また、調定額に対する収入未済額の比率は 1% 以下であり、その水準を維持することを目標とする。 ※ 現年度分収納率については、取組を強化するため、目標値を変更 ・第2期: 94.45→99.48% ・第3期: 94.45→99.48%
施策1-5-2 自立生活に向けた取組の推進								
直接目標	最低限度の生活を保障するとともに、自立した生活を送る人を増やす							
1 算出方法	生活保護から経済的に自立(収入増による保護廃止)した世帯の数 (健康福祉局調べ) 本市で生活保護廃止となった者のうち、その理由が収入増であった世帯の実績値(年合計)	生活保護法は最低生活の保障及び自立助長をその目的としており、自立可能な世帯に対して支援を行うことが常に求められている。そこで、稼働能力や他法・他施策の活用により経済的自立を果たした世帯数を取組の成果を測る指標とする。	608 世帯 (H26) [2014]	666 世帯 (H28) [2016]	650 世帯 以上 (H29) [2017]	650 世帯 以上 (H33) [2021]	650 世帯 以上 (H37) [2025]	将来的な経済的に自立した世帯数の動態は流動的であるため、直近で最大値である H24 の数値を維持することを目標として設定する。
2 算出方法	学習支援・居場所づくり事業利用者の高校等進学率 (健康福祉局調べ) 本市が実施している、学習支援・居場所づくり事業を利用する中学3年生の高校等進学率の実績値 高校等への進学者数(90人)／事業利用者数(90人)	生活保護受給世帯で育った子どもが、大人になって再び生活保護を受給することとなるなど、貧困が世代を超えて、親から子へと受け継がれる「貧困の連鎖」が社会的な問題となっているが、子どもたちの未来の選択肢を広げ、将来の自立の促進を図るために、生活保護受給世帯の中学生を対象に、高校等への進学に向けた学習支援を行っていることから、高校等への進学実績を取組の成果を測る指標とする。	99% (H26) [2014]	100% (H28) [2016]	100% (H29) [2017]	100% (H33) [2021]	100% (H37) [2025]	学習支援・居場所づくり事業を利用する中学3年生について、すべての生徒の高校等進学を目標に取組を実施する。

指標名 (指標の出典)	指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値		目標値の考え方		
		策定時	現状	第1期	第2期			
政策1-6 市民の健康を守る								
施策1-6-1 医療供給体制の充実・強化								
直接目標	いつでも安心して適切な医療が受けられる環境を整える							
1 算出方法	かかりつけ医がいる人の割合 (休日急诊診療所患者統計)	市民が医療機関の役割について理解を進め、適切に活用することによって、医療機関はその機能を十分に発揮することができる。かかりつけ医を持つ人の割合が増えることで、救急医療を含む医療の適正な利用が促進されることから、これを指標として設定することで取組の成果を測ることができる。	57.5% (H26) [2014]	59.5% (H28) [2016]	58% 以上 (H29) [2017]	60% 以上 (H33) [2021]	61% 以上 (H37) [2025]	医療の適正利用の一層の促進を図るために、計画策定期における過去5年間58%前後で推移している割合を、普及啓発等により段階的に引き上げ、市民の6割がかかりつけ医を持つことを目標とする。 ※H28(2016)の実績値が第2期の目標値を上回ったため、目標値を変更 ・第2期:59→60% ・第3期:60→61%
2 算出方法	身近な地域の医療機関を受診する市民の割合(平日日中の発熱等への対応) (市民アンケート)	市民が医療機関の役割について理解を進め、適切に活用することによって、医療機関はその機能を十分に発揮することができる。発熱などによる体調の変化があった場合に、身近な地域の医療機関を適切に受診する人の割合が増えることで、救急医療を含む医療の適正な利用が促進されることから、指標として設定することで取組の成果を測ることができる。	86.9% (H27) [2015]	90.7% (H28) [2016]	87% 以上 (H29) [2017]	91% 以上 (H33) [2021]	92% 以上 (H37) [2025]	H27(2015)に実施した市民アンケートに基づき、全国の政令指定都市の状況を踏まえつつ、施策の効果により受診割合を着実に増加させることを目標とする。 ※H28(2016)の実績値が第3期の目標値を上回ったため、目標値を変更 ・第2期:88→91% ・第3期:90→92%
3 算出方法	川崎DMAT(災害医療派遣チーム)の隊員養成研修修了累計者数(3指定病院の合計) (健康福祉局調べ)	全国各地で多種多様な災害が頻発する中、ひとりでも多くの市民の命を守るために、川崎DMAT事業においては、指定病院に従事する救命救急医療関係者が災害現場で活動するための知識・技能を備えておくなど、平時から出場要請に的確に対応できる体制を整えておかなければならない。そのためには、川崎DMAT隊員養成研修による新規養成及び技能維持の取組を一層促進していく必要があることから、累計修了者数を指標として設定する。	130人 (H26) [2014]	175人 (H28) [2016]	170人 以上 (H29) [2017]	250人 以上 (H33) [2021]	350人 以上 (H37) [2025]	現在、各指定病院の川崎DMAT登録者数は目標(30人)を概ね満たしているが、異動・退職者の動向や、隊員の技能維持を考慮すると、毎年20名程度の規模で継続して研修を実施していくことが必要であり、これを基に算出した数値を目標値とする。
4 算出方法	救急搬送者の119番通報から医療機関までの平均搬送時間【うち救急車の現場到着時間】 (消防局調べ)	高齢化の進展等に伴う救急件数の急速な増加が予測される中においても、病院到着時間の短縮をめざした取組を着実に進めるとともに、心肺機能停止から救急隊員による救命処置の開始時期については、10分以内に救命処置が開始されることが1ヶ月社会復帰率の向上に寄与するという統計データがあることから、いち早く救急車が救急現場に到着し、傷病者を病院へ搬送できるよう指標を設定する。	42.6分 【8.4分】 (H26) [2014]	40.8分 【8.4分】 (H28) [2016]	42.6分 【8.4分】 以下 (H29) [2017]	42.6分 【8.4分】 以下 (H33) [2021]	40.0分 【8.0分】 以下 (H37) [2025]	今後も高齢化が進行し、救急件数の急速な増加が予測される中でも病院到着時間の短縮をめざした取組を着実に進め、第2期では、計画策定期の実績値の水準以下、第3期では本市と隣接している横浜市の平均の近似値である40分を目標とする。
5 算出方法	救急隊が到着するまでに、市民が心肺蘇生を実施した割合 (消防局調べ)	心肺機能停止から一刻も早い救命処置が開始されることが、1ヶ月社会復帰率の向上に寄与するという統計データがあることから、心肺蘇生を実施できる市民救命士を養成することが重要である。そこで、実際の救急現場における心肺停止状態の傷病者に対し、バイスタンダーとして心肺蘇生を実施した市民の割合を指標として設定する。	31.4% (H26) [2014]	36.2% (H28) [2016]	32.1% 以上 (H29) [2017]	37.2% 以上 (H33) [2021]	38.0% 以上 (H37) [2025]	救急現場において、バイスタンダーがいるか否か、心肺蘇生を実施できる環境であるかなど、環境的(人的)要因が大きいことから、目標値は計画策定期における過去5年間の心肺停止傷病者数の増加率(15人/年)及びバイスタンダーによる心肺蘇生実施数の増加率(8人/年)から、今後の増加数を予測し、心肺蘇生実施率を設定する。 ※H28(2016)の実績値が第3期の目標値を上回ったため、目標値を変更 ・第2期:33.0→37.2% ・第3期:33.9→38.0%

指標名 (指標の出典)		指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値		目標値の考え方		
			策定時	現状	第1期	第2期			
施策1-6-2 信頼される市立病院の運営									
直接目標 誰もが安心して暮らせる公的医療を提供する									
1 算出方法	入院患者満足度 外来患者満足度 (病院局調べ) 市立病院で実施している入院患者及び外来患者の満足度調査(有効回答数概ね300)において、満足～不満足の5段階のうち、満足(満足+やや満足)と回答した人の割合(市立3病院の平均値)	職員の対応や療養の内容など、市立病院が提供している医療サービスに対する患者の満足度は、医療の質を測る上で直接的な評価指標の一つであり、患者満足度を見ることで市立病院が取り組んでいる医療の質及び患者サービスの向上に向けた取組の成果を測ることができる。	入院 87.5% (H27) [2015]	入院 87.6% (H28) [2016]	入院 88.4% 以上 (H29) [2017]	入院 90.0% 以上 (H33) [2021]	入院 90.0% 以上 (H37) [2025]	一般社団法人日本病院会が実施しているQIプロジェクト(全国292病院参加)におけるH26(2014)患者満足度調査の平均値(入院患者満足度89.3%、外来患者満足度81.7%)を超えることを目標として設定しており、市立3病院ともに達成できるよう患者満足度の向上に向けた取組を推進する。	
2 算出方法	病床利用率(一般病棟) (病院局調べ) 病院のベッドの利用状況の割合 入院延患者数／年間の許可病床数(入院延患者数の受入最大値)×100(%) (市立3病院の平均値)	入院延患者数を確保し、病床を安定的に稼動させることは、より多くの入院患者に適切に医療を提供することになるとともに、安定的な病院経営にも資することから、市立病院の経営面での取組の成果を測ることができる。	72.9% (H26) [2014]	76.5% (H28) [2016]	83.0% 以上 (H29) [2017]	83.0% 以上 (H33) [2021]	83.0% 以上 (H37) [2025]	市立病院においては、救急医療機能の強化やがん診療機能強化・充実、さらには地域医療連携の推進を図ることで、入院患者の確保に努め、安定的な病床運営をめざす必要があることから、全国の類似自治体病院の状況等を参考としつつ、病床利用率の向上をめざす。	
3 算出方法	救急患者受入数 (病院局調べ) 夜間や休日等の診療時間外に診察等を受けた患者数及び診療時間内に救急車で搬送された患者数の合計 (市立3病院の合計値)	川崎病院は救命救急センター及び小児急救センター、井田病院及び多摩病院はそれぞれ救急告示病院の役割を担っている。各病院の役割に応じた救急患者を適切に受け入れることで、市立病院が市内救急医療体制の一翼を担っていることを示す指標とする。	49,873 人 (H26) [2014]	48,835 人 (H28) [2016]	50,800 人以上 (H29) [2017]	52,000 人以上 (H33) [2021]	52,500 人以上 (H37) [2025]	救急車の出動回数は年々増加しており、今後高齢化の進展に伴い、救急医療の更なる需要の増大が見込まれている。市立病院においては、救急専門医を安定的な確保を図るなど、引き継ぎ体制の整備に努め、今後も病院の役割に応じた救急患者を適切に受け入れていく必要があることから、過去の実績を参考としつつ、救急患者受入数の増加をめざす。	
施策1-6-3 健康で快適な生活と環境の確保									
直接目標 感染症・食品等による健康被害を防止するとともに、良好な生活環境を整える									
1 算出方法	麻しん・風しん予防接種の接種率 (健康福祉局調べ) 【第1期:1歳の間】 被接種者数(14,331人) ／対象者数(14,549人) ×100(%) 【第2期:小学校入学前の1年間】 被接種者数(12,251人) ／対象者数(13,140人) ×100(%)	感染症対策において、予防接種は極めて大きな役割を果たすものであり、そのためには、予防接種により国民全体会の免疫水準を維持することが必要であり、社会全体会として一定の接種率を確保することが重要である。 特に、麻しん及び風しんについては、排除(海外から持ち込まれたウイルス以外での患者の発生がない状態)達成及び排除状態の維持のため、予防接種を推進する必要があることから、接種率を指標としてすることで取組の成果を測ることができる。	第1期 98.6% (H26) [2014]	第1期 98.5% (H28) [2016]	第1期 98.6% 以上 (H29) [2017]	第1期 98.6% 以上 (H33) [2021]	第1期 98.6% 以上 (H37) [2025]	「麻しんに関する特定感染症予防指針」及び「風しんに関する特定感染症予防指針」において、第1期・第2期それぞれの接種率が95%以上とすることを目標と定められていることから、これを基本としつつ、既に高水準に達している第1期については、現状を維持することを目標とする。	
2 算出方法	感染症予防(手洗い・咳エチケット)の実施率 (市民アンケート) 市民アンケート(無作為抽出3,000人)における設問「インフルエンザの予防等に関して、手洗いや咳エチケットなどを、あなたはどの程度実践していますか。」に対し、「実践している」または「ある程度実践している」と回答した人の割合	感染症の予防及びまん延の防止のためには、市民一人ひとりが手洗い及び咳エチケット等を実施することが大変重要であることから、これを指標とすることにより、感染症予防の普及啓発等の取組の成果を測ることができる。	95% (H27) [2015]	94% (H28) [2016]	95% 以上 (H29) [2017]	95% 以上 (H33) [2021]	95% 以上 (H37) [2025]	H27に実施した市民アンケートの結果を踏まえ、政令指定都市平均(77.6%)を大幅に上回っていることから現状値を維持することを目標とする。	

指標名 (指標の出典)		指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方
			策定時	現状	第1期	第2期	第3期	
3 算出方法	食中毒の発生件数 (健康福祉局調べ)	飲食に伴う健康被害については、市民等の関心が高く、また、食中毒の予防のためには、監視指導や普及啓発等による、総合的な取組が求められることから、これを指標とすることにより、取組の成果を客観的に測ることができる。	8件 (H26) [2014]	13件 (H28) [2016]	8件 以下 (H29) [2017]	8件 以下 (H33) [2021]	8件 以下 (H37) [2025]	政令指定都市平均(17件)を大幅に下回っていることから、計画策定時の実績値の水準を維持することを目標とする。
4 算出方法	「食中毒予防の3原則」の実施率 (市民アンケート)	市民の自発的な食中毒予防が健康被害を防止するために重要であることから、その実施状況を指標とすることで、普及啓発等の取組の成果を測ることができる。	86.8% (H27) [2015]	84.1% (H28) [2016]	87% 以上 (H29) [2017]	88% 以上 (H33) [2021]	90% 以上 (H37) [2025]	H27(2015)に実施した市民アンケートに基づき、全国の政令指定都市の状況を踏まえつつ、取組の成果により着実に増加させることを目標とする。
5 算出方法	市が実施する衛生的な住環境に関する講習会の実施回数 (健康福祉局調べ)	シックハウス対策などの、市が市民や施設等を対象に実施する衛生的な住環境に関する講習会等の開催数は、講師派遣依頼数にも比例し、住民の生活環境に対するニーズの表れであると考えられるため、その実施数の変化を見ることで、健康被害防止及び良好な生活環境の向上に向けた普及啓発等の取組の成果を測ることができる。	95回 (H26) [2014]	93回 (H28) [2016]	116回 以上 (H29) [2017]	144回 以上 (H33) [2021]	172回 以上 (H37) [2025]	実施形態や周知方法を工夫するとともに、開催した対象団体等からの講師派遣再依頼により、開催数を着実に増やすことをめざし、目標値を設定する。
	環境衛生(住環境)等に関する講習会の年間実施回数の合計							

基本政策2 子どもを安心して育てるこことできるふるさとづくり

指標名 (指標の出典)		指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方		
策定時	現状		第1期	第2期	第3期					
政策2-1 安心して子育てできる環境をつくる										
施策2-1-1 子育てを社会全体で支える取組の推進										
直接目標		地域で子育てを支えるしくみをつくる								
1 算出方法	ふれあい子育てサポートセンターの利用者数 (こども未来局調べ)	地域で子育てを支えるしくみづくりに向け、育児の援助をしたい人と援助を受けたい人が子育てサポートセンターへ会員として登録し、会員相互により援助活動を行う事業を推進しており、その利用人数の推移を見ることで、取組の成果を測ることができる。	15,665 人 (H26) [2014]	15,596 人 (H28) [2016]	16,300 人以上 (H29) [2017]	16,600 人以上 (H33) [2021]	16,600 人以上 (H37) [2025]	本市における出生数は依然として高い水準にあり、子育てニーズも多様化してきている状況を踏まえ、計画策定時の値を上回る目標値を第1期計画期間の目標値とし、第2期計画期間以降については利用促進に向けた取組を推進することにより、第1期を上回る目標値を設定する。		
	各年の「ふれあい子育てサポートセンター実績報告書」の実績値									
2 算出方法	地域子育て支援センター利用者の満足度 (こども未来局調べ)	地域で子育てを支えるしくみづくりに向け、地域の中の親子で遊べる場づくりや子育てに関する情報提供、相談支援に取り組んでおり、地域での役割の一翼を担う地域子育て支援センターの利用者の満足度の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	8.9 (H27) [2015]	9.0 (H29) [2017]	8.9 以上 (H29) [2017]	9.0 以上 (H33) [2021]	9.1 以上 (H37) [2025]	在宅で子育てをする家庭を地域で支える取組として、多くの親子に、親子で遊べる場づくりや子育てに関する情報提供・相談支援を推進することにより、現状値以上とすることを目標とする。		
	「地域子育て支援センター利用者アンケート」(無作為抽出 利用者 1,390人)における各質問項目(10段階)の平均値 ※10点満点									
施策2-1-2 質の高い保育・幼児教育の推進										
直接目標		子どもを安心して預けられる環境を整える								
1 算出方法	待機児童数 (こども未来局調べ)	保護者が子どもを安心して預けられる環境づくりに向けて、認可保育所の整備等の待機児童対策を推進しており、保育所利用申請者のうちの待機児童数の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	0人 (H27.4) [2015.4] ※	0人 (H29.4) [2017.4]	0人 (H30.4) [2018.4]	0人 (H34.4) [2022.4]	0人 (H38.4) [2026.4]	本市では平成27(2015)年4月及び平成29(2017)年4月に待機児童解消を達成しているが、今後も認可保育等の整備や多様な手法による保育受入枠の拡充、区役所における利用者へのきめ細やかな相談・支援等を行い、待機児童の解消を継続していくため、引き続き待機児童ゼロを目標値として設定する。		
	厚生労働省「保育所等利用待機児童数調査要領」に基づく、翌年4月の集計値 ※計画策定期の値は、旧調査要領に基づき算出									
2 算出方法	認可保育所等利用者の満足度 (こども未来局調べ)	保護者が子どもを安心して預けられる環境づくりに向けて、保護者が安心して子どもを預けられるよう、認可保育所の整備等の待機児童対策と合わせて、保育の質の向上に向けた取組を推進しており、保育所等における利用者の満足度の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	7.9 (H27) [2015]	8.1 (H29) [2017]	8.0 以上 (H29) [2017]	8.2 以上 (H33) [2021]	8.4 以上 (H37) [2025]	子どもを安心して預けられる環境づくりに向けて、さらに保育の質の向上に向けた取組を進めることにより、段階的な上昇をめざす目標値を設定する。		
	「認可保育所等利用アンケート」(無作為抽出 利用者 2,000人)における各質問項目(10段階)の平均値 ※10点満点									
施策2-1-3 子どものすこやかな成長の促進										
直接目標		子どもがすこやかに成長するしくみをつくる								
1 算出方法	乳幼児健診の平均受診率 (こども未来局調べ)	子どもがすこやかに成長できるしくみづくりに向けて、子どもの成長発達や育児状況を把握し、子育て家庭に適切な支援を実施するため乳幼児健診を実施しており、その受診率の推移を見ることで、取組の成果を測ることができる。	97.2% (H26) [2014]	95.2% (H28) [2016]	97.3% 以上 (H29) [2017]	97.3% 以上 (H33) [2021]	97.4% 以上 (H37) [2025]	従来から高い水準にある3か月健診の受診率を踏まえ、政令指定都市トップの受診率を目標値として設定する。		
	厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」の各年齢(3か月児・1歳児・6か月児・3歳児)における「(健康診査受診実人数／健康診査対象人数)×100(%)」の平均値 (現状値： 14,159人 / 14,826人 = 95.59% (3か月児)-① 14,030人 / 14,447人 = 97.19% (1歳児6か月児)-② 6,375人 / 6,849人 = 93.1% (3歳児)-③ ①+②+③ ÷ 3 = 95.2%)									

指標名 (指標の出典)		指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方
策定時	現状		第1期	第2期	第3期			
2 算出方法	子育てが楽しいと思う人の割合 (こども未来局調べ)	子どもがすこやかに成長できるしくみづくりに向けて、育児不安や育児ストレス、孤立感などを抱えた親子に対して、直接や訪問等の親支援を強化する取組を進めており、子育てが楽しいと思う親の割合の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	97.5% (H27) [2015]	97.2% (H28) [2016]	97.6% 以上 (H29) [2017]	97.7% 以上 (H33) [2021]	97.8% 以上 (H37) [2025]	面接や訪問等を通じて、子育て家庭への支援を強化する取組を推進することにより、前期を上回る目標値を設定する。
3 算出方法	わくわくプラザの登録率 (こども未来局調べ)	子どもがすこやかに成長できるしくみづくりに向けて、すべての小学生を対象として、放課後等に児童が安全・安心に過ごせる場づくりとして市内 113 校の小学校内でわくわくプラザ事業を推進しており、その登録率の推移を見ることで、取組の成果を測ることができる。	46.3% (H26) [2014]	48.1% (H28) [2016]	47% 以上 (H29) [2017]	49% 以上 (H33) [2021]	51% 以上 (H37) [2025]	より広く児童に対し、放課後における居場所と健全な遊びを提供すべく、H37(2025)までに過半数以上の児童の登録をめざすものとして、目標値を設定する。
4 算出方法	わくわくプラザ利用者の満足度 (こども未来局調べ)	子どもがすこやかに成長できるしくみづくりに向けて、すべての小学生を対象として、放課後等に児童が安全・安心に過ごせる場づくりとして市内 113 校の小学校内でわくわくプラザ事業を推進しており、その利用者の満足度の推移を見ることで、取組の成果を測ることができる。	7.3 (H27) [2015]	7.3 (H29) [2017]	7.4 以上 (H29) [2017]	7.7 以上 (H33) [2021]	8.0 以上 (H37) [2025]	子育て家庭のニーズが多様化する中、放課後等に児童が安全・安心に過ごせる場づくりを進めるため前期を上回る目標値を設定する。

施策2-1-4 子どもが安心して暮らせる支援体制づくり

直接目標		子どもが安心して育つしきみをつくる						
1 算出方法	里親の登録数 (こども未来局調べ)	子どもが安心して育つしきみづくりに向けて、家庭で養育が困難な児童を家庭的な雰囲気で養育するため里親制度を実施しており、市民の社会的養護に対する意識の高さ、地域ぐるみで子育てを行う意識の高さについて、その登録数の推移を見ることで、取組の成果を測ることができる。	116 世帯 (H26) [2014]	133 世帯 (H28) [2016]	118 世帯 以上 (H29) [2017]	145 世帯 以上 (H33) [2021]	155 世帯 以上 (H37) [2025]	家庭で養育が困難な児童を家庭と同様の環境で養育するため、「川崎市社会的養護の推進に向けた基本方針」により取組を進めている。里親登録数について過去5年間の実績をもとに新規登録数を推計するとともに、現在の登録者の年齢構成等を踏まえ一定の辞退者数を見込み、H37(2025)の目標値を155世帯に設定する。 ※H28(2016)の実績値が第3期の目標値を上回ったため、目標値を変更 ・第2期:122→145世帯 ・第3期:126→155世帯
2 算出方法	地域で子どもを見守る体制づくりが進んでいると思う人の割合 (こども未来局調べ)	子どもが安心して育つしきみづくりに向けて、要保護児童対策地域協議会(市代表者会議、区代表者部会、個別支援会議)関係者アンケート調査(1,431人)において、子どもが安心して地域で暮らせるように、地域における関係機関との連携が進んでいる(とても進んでいる+進んでいる)と思う人の割合の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	30.8% (H27) [2015]	37.4% (H29) [2017]	36% 以上 (H29) [2017]	45% 以上 (H33) [2021]	54% 以上 (H37) [2025]	地域における子どもを見守る体制づくりに向けて、地域の関係機関間の連携強化の取組を推進することにより、段階的な上昇をめざす目標値を設定する。

指標名 (指標の出典)	指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値		目標値の考え方		
		策定時	現状	第1期	第2期			
政策2-2 未来を担う人材を育成する								
施策2-2-1 「生きる力」を伸ばし、人間としての在り方生き方の軸をつくる教育の推進								
直接目標		すべての子どもが社会で自立して生きていくための基礎を培う学校をつくる						
1	「難しいことでも、失敗を恐れないで挑戦している、どちらかといえばしている」と回答した児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査(毎年実施))	自分の中の肯定的なイメージをもつことは、自分自身を成長させることができ、向上心につながり、人生を充実させることができるものである。自尊感情を表す数値として、「難しいことでも、失敗を恐れないで挑戦をしている」児童生徒の割合を見ることで、すべての子どもが社会で自立して生きていくための基礎を培う学校をつくるための取組の成果を測ることができる。	75.9% (小6) 66.7% (中3) (H26) [2014]	78.8% (小6) 71.7% (中3) (H29) [2017]	77.0% 以上 (小6) 68.0% 以上 (中3) (H29) [2017]	81.0% 以上 (小6) 74.0% 以上 (中3) (H33) [2021]	82.0% 以上 (小6) 75.0% 以上 (中3) (H37) [2025]	すべての子どもが積極的に活動し、主体的に物事に取り組むことができることを目標とする。H29(2017)全国学力・学習状況調査においては小学校・中学校ともに全国平均(77.4%、71.0%)を上回っているが、さらに多くの子どもが積極的に活動できるように、段階的な向上をめざす。
2	「授業がわかる、どちらかといえばわかる」と回答した児童生徒の割合 (川崎市学習状況調査(毎年実施))	子どもたちが「授業が分かる」とことは学習意欲の向上に資するものであり、「生きる力」の育成、ひいては社会的自立につながるものであるため、「授業が分かる」児童生徒の割合を見ることで、すべての子どもが社会で自立して生きていくための基礎を培う学校をつくるための取組の成果を測ることができる。	88.3% (小5) 73.4% (中2) (H26) [2014]	90.9% (小5) 77.2% (中2) (H29) [2017]	90.0% 以上 (小5) 75.0% 以上 (中2) (H29) [2017]	93.0% 以上 (小5) 80.0% 以上 (中2) (H33) [2021]	94.0% 以上 (小5) 82.0% 以上 (中2) (H37) [2025]	H29(2017)全国学力・学習状況調査において小学校・中学校ともに全国平均(81.4%、72.2%)を上回っている状況にあるが、さらに多くの子どもが「分かる」を実感できるよう、H29(2017)の実績を踏まえ、段階的に数値を引き上げていくことを目標とする。 ※全国平均は、小学校6年生:国語・算数、中学校3年生:国語・数学の平均値
3	「学習が好きだ、どちらかといえば好きだ」と回答した児童生徒の割合 (川崎市学習状況調査(毎年実施))	子どもたちが「学習が好きだ」と思うことは、主体的に学習に取り組む態度を持つことにつながる。このことで、学びに向かう力・人間性等が涵養され、「生きる力」の育成、ひいては社会的自立につながるものであると考えられるため、「学習が好きだ」と思う児童生徒の割合を見ることで、すべての子どもが社会で自立して生きていくための基礎を培う学校をつくるための取組の成果を図ることができる。	77.8% 第2期実施計画から新たに設定 (H29) [2017]	80.0% 以上 (小5) 65.0% 以上 (中2) (H33) [2021]	81.0% 以上 (小5) 67.0% 以上 (中2) (H37) [2025]	97.0% 以上 (小5) 81.0% 以上 (中2) (H37) [2025]	H29(2017)全国学力・学習状況調査においては、小学校・中学校ともに全国(全国平均:63.2%、58.0%)とほぼ同程度の結果となっている。これらを踏まえ、小学校・中学校ともに更なる向上を目指し、段階的に数値を引き上げていくことを目標とする。 ※全国平均は、小学校6年生:国語・算数、中学校3年生:国語・数学の平均値	
4	「授業で学んだことは、将来、社会に出たときに、役に立つ、どちらかといえば役に立つ」と回答した児童生徒の割合 (川崎市学習状況調査(毎年実施))	子どもたちが「授業で学んだことは、将来、社会に出たときに、役に立つ」と思うことは、教科等を学ぶ意義を実感することにつながる。このことで、学びに向かう力・人間性等が涵養され、「生きる力」の育成、ひいては社会的自立につながるものであると考えられるため、「授業で学んだことは、将来、社会に出たときに、役に立つ」と思う児童生徒の割合を見ることで、すべての子どもが社会で自立して生きていくための基礎を培う学校をつくるための取組の成果を図ることができる。	93.8% 第2期実施計画から新たに設定 (H29) [2017]	96.0% 以上 (小5) 79.0% 以上 (中2) (H33) [2021]	97.0% 以上 (小5) 81.0% 以上 (中2) (H37) [2025]	97.0% 以上 (小5) 81.0% 以上 (中2) (H37) [2025]	H29(2017)全国学力・学習状況調査においては、小学校・中学校ともに全国(全国平均:88.5%、77.9%)とほぼ同程度の結果となっている。これらを踏まえ、小学校・中学校ともに更なる向上を目指し、段階的に数値を引き上げていくことを目標とする。 ※全国平均は、小学校6年生:国語・算数、中学校3年生:国語・数学の平均値	

指標名 (指標の出典)		指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方	
			策定時	現状	第1期	第2期	第3期		
5 算出方法	体力テストの結果 (全国体力・運動能力、運動習慣等調査(毎年実施))	小5男 川崎市(52.91 点)／神奈川県(52.92 点)×100 小5女 川崎市(53.81 点)／神奈川県(53.69 点)×100 中2男 川崎市(37.39 点)／神奈川県(40.14 点)×100 中2女 川崎市(44.70 点)／神奈川県(46.89 点)×100 ※神奈川県の平均値(体力合計点)を 100 とした際の本市の値 ※体力合計点は、種目ごとの測定値を点数化(10 点満点)し、その合計点を平均したもの 〔実施種目〕 握力、上体起こし、長座体前屈、反復横跳び、20m シャトルラン、持久走(中学生はシャトルランとの選択実施)、50m 走、立幅跳び、ソフトボール投げ(小学生)、ハンドボール(中学生)	体力テストは全国で同じ基準で実施するため、地域性の違いの少ない神奈川県の平均値との比較をすることにより、本市における子どもの体力の状況の変化や施策の効果を測ることができる。	99.7 (小5男) 99.4 (小5女) 92.9 (中2男) 94.5 (中2女) (H26) [2014]	100 (小5男) 100.2 (小5女) 93.1 (中2男) 95.3 (中2女) (H28) [2016]	100 以上 (小5男) 100 以上 (小5女) 100 以上 (中2男) 100 以上 (中2女) (H29) [2017]	101 以上 (小5男) 101 以上 (小5女) 100 以上 (中2男) 100 以上 (中2女) (H33) [2021]	102 以上 (小5男) 102 以上 (小5女) 100 以上 (中2男) 100 以上 (中2女) (H37) [2025]	全国と神奈川県との差は H26 と比べて縮まっている状況であり、引き続き地域性の違いの少ない神奈川県の平均値と比較することにより体力の状況変化や効果を測ることとする。 ※H28(2016)の小学校の実績が第3期の目標値を達成したため、小学生の目標値を変更 ・第2期:100→101 ・第3期:100→102

施策2-2-2 一人ひとりの教育的ニーズへの対応

直接目標		支援が必要な児童生徒の学習環境を向上させる						
支援の必要な児童の課題改善率(小学校) (教育委員会事務局調べ)								
1 算出方法	課題が解消・改善した児童数(6,504 人)／全小学校が把握した支援が必要な児童数(7,127 人)×100 (%)	課題の改善率の向上は、教育的ニーズのある児童の支援が適切に実施されていることを示している。課題の改善率を見ることで、支援が必要な児童の学習環境等の向上のための取組の成果を測ることができる。	81.8% (H26) [2014]	91.3% (H28) [2016]	88.0% 以上 (H29) [2017]	95.0% 以上 (H33) [2021]	97.0% 以上 (H37) [2025]	H29(2017)から児童支援コーディネーターが全校配置となったことから、H28(2016)の児童支援活動推進校(79 校)で達成した課題改善率 95%をめざすこととし、以降も段階的な改善を図る。
2 算出方法	1,000 人あたりの暴力行為発生件数(中学校) (教育委員会事務局調べ)	支援が必要な生徒の問題行動の一つとして、暴力行為があげられる。その発生件数の変化を見ることで、暴力行為を起こす生徒への対応や学習環境の向上のための取組の成果を測ることができる。	8.29 件 (H26) [2014]	7.56 件 (H28) [2016]	8.22 件 以下 (H29) [2017]	6.88 件 以下 (H33) [2021]	6.88 件 以下 (H37) [2025]	H28(2016)の本市の発生件数は、国の発生件数を下回っている状況であり、過去の調査の中でも最低の H27(2015)の実績(6.88 件)をめざす。
3 算出方法	いじめの解消率 (教育委員会事務局調べ)	「いじめ防止対策推進法」が施行され、「いじめ防止基本方針」を策定し、市民全体でいじめ防止への意識を高く持ち、いじめ問題への未然防止、早期発見・早期対応を図る取組を進めている。いじめの解消率の変化を見ることで、学校、家庭、地域においてのいじめ防止対策の成果を測ることができる。	65.8% (小学校) 83.2% (中学校) (H26) [2014]	83.2% (小学校) 91.8% (中学校) (H28) [2016]	80.0% 以上 (小学校) 90.0% 以上 (中学校) (H29) [2017]	85.0% 以上 (小学校) 92.0% 以上 (中学校) (H33) [2021]	85.5% 以上 (小学校) 92.0% 以上 (中学校) (H37) [2025]	いじめの態様が年々変容し、潜在化、巧妙化が進んで見えにくくなっている中、全ての小学校で児童支援コーディネーターを専任化し、いじめの早期発見・早期対応により認知件数が増加している。H28(2016)から「解消しているもの」の定義が文部科学省から示されたため、現状値を踏まえ、小学校は段階的に改善することを、中学校は、高水準を示しているため、実績を維持することをめざす。

指標名 (指標の出典)		指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方
			策定時	現状	第1期	第2期	第3期	
4 算出方法	不登校児童生徒の出現率 (教育委員会事務局調べ)	不登校はさまざまな要因を背景として現れるため、その出現率の変化を見ることで、支援が必要な児童生徒のニーズへの対応や学習環境の向上のための取組の成果を測ることができる。	0.38% (小学校) 3.48% (中学校) (H26) [2014]	0.52% (小学校) 3.82% (中学校) (H28) [2016]	0.30% 以下 (小学校) 3.39% 以下 (中学校) (H29) [2017]	0.30% 以下 (小学校) 3.34% 以下 (中学校) (H33) [2021]	0.30% 以下 (小学校) 3.34% 以下 (中学校) (H37) [2025]	児童生徒の増加が続く見込みの中、小・中学校ともに過去5年の最低水準まで改善することを目指とする。 ※すべて公立学校の平均値
施策2-2-3 安全で快適な教育環境の整備								
直接目標	安全で快適に過ごせる学習環境を整える							
1 算出方法	児童生徒の登下校中の事故件数 (教育委員会事務局調べ)	児童生徒の事故件数のうち、登下校時における事故件数を指標に設定することにより、通学路における交通状況の変化や、学校で実施する交通安全教室、通学路の安全対策などの施策の効果を測ることができる。	29件 (H22[2010]～H26[2014]) 平均)	28件 (H24[2012]～H28[2016]) 平均)	27件 以下 (H25[2013]～H29[2017]) 平均)	25件 以下 (H29[2017]～H33[2021]) 平均)	23件 以下 (H33[2021]～H37[2025]) 平均)	計画策定時における過去5年間の登下校時の事故件数のうち、最も件数が少ないH26(2014)の件数(23件)以下とすることをめざして、段階的に削減することを目指とする。
2 算出方法	老朽化対策及び質的改善が行われた学校施設の割合 (教育委員会事務局調べ)	安全で快適な学習環境を実現する上で大きな部分を占める、老朽化対策、普通教室やトイレなど教育環境の質的改善、環境対策をあわせて行う再生整備の進捗状況を指標化したものである。	24.1% (H27) [2015]	26.4% (H28) [2016]	28.7% 以上 (H29) [2017]	50% 以上 (H33) [2021]	80% 以上 (H37) [2025]	「学校施設長期保全計画」に基づく、第1期取組期間(H26[2014]から概ね10年間)での再生整備着手によって、教育環境の改善を図ることを目指とする。
施策2-2-4 学校の教育力の向上								
直接目標	教職員の資質を高め、保護者や地域と連携して、よりよい学習活動(授業等)を実現する							
1 算出方法	「家で、自分で計画を立て勉強をしている、どちらかといえ正在している」と回答した児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査(毎年実施))	「家で、自分で計画を立て勉強している」かどうかを見ることで、学びが学校内(授業)に留まらず、家庭学習を含む授業外にも波及しているか否かの効果を見ることができ、よりよい学習活動の実現に向けた取組の成果を測ることができる。	58.4% (小6) 45.0% (中3) (H26) [2014]	62.6% (小6) 50.3% (中3) (H29) [2017]	59.0% 以上 (小6) 45.5% 以上 (中3) (H29) [2017]	63.5% 以上 (小6) 51.0% 以上 (中3) (H33) [2021]	64.5% 以上 (小6) 51.5% 以上 (中3) (H37) [2025]	小学校・中学校とともにH29(2017)国平均(小6:62.6%、中3:42.1%)を下回っている現状があることから、段階的に国平均の水準まで改善していくことを目標とする。 ※H29(2017)の実績値を踏まえ、目標値を変更 ・第2期:60→63.5%(小6) 46→51%(中3) ・第3期:61→64.5%(小6) 46.5→51.5%(中3)
2 算出方法	「今住んでいる地域の行事に参加している、どちらかといえ正在している」と回答した児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査(毎年実施))	教職員が、保護者や地域と連携して教育活動を行うことにより、地域に開かれた、地域と共に歩む学校づくりが推進され、結果として児童生徒の地域への帰属意識、地域の一員としての自覚が高まると考えられる。そのため、地域の行事に参加する児童生徒の割合の変化を見ることで、よりよい学習活動を実現するための取組の成果を測ることができる。	53.6% (小6) 31.2% (中3) (H26) [2014]	47.4% (小6) 31.9% (中3) (H29) [2017]	55.0% 以上 (小6) 32.0% 以上 (中3) (H29) [2017]	57.5% 以上 (小6) 33.0% 以上 (中3) (H33) [2021]	60.0% 以上 (小6) 34.0% 以上 (中3) (H37) [2025]	地域差の大きい設問であり、本市に限らず都心部では数値が低い傾向にある。そのため、当面の目標として現状の神奈川県の平均値(小6:60.9%、中3:36.9%)に近づくことをめざす。

指標名 (指標の出典)		指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方
			策定時	現状	第1期	第2期	第3期	
3	「学校生活が楽しい、どちらかといえば楽しい」と回答した児童生徒の割合 (川崎市学習状況調査(毎年実施))	学校の教育力が向上すれば、児童生徒が学びの価値を自ら理解し、目的を持って楽しく学校に通うことができると考えられる。学校が楽しいと思う児童生徒の割合の変化を見ることで、よりよい学習活動を実現するための取組の成果を測ることができる。	93.3% (小5) 89.9% (中2) (H26) [2014]	94.4% (小5) 89.9% (中2) (H29) [2017]	93.3% 以上 (小5) 90.0% 以上 (中2) (H29) [2017]	94.0% 以上 (小5) 90.0% 以上 (中2) (H33) [2021]	94.0% 以上 (小5) 90.0% 以上 (中2) (H37) [2025]	これまで、小学校・中学校ともに90%前後を推移している。相当な高水準であり、小学校・中学校ともに現状の高水準を維持していくことをめざす。

政策2-3 生涯を通じて学び成長する

施策2-3-1 家庭・地域の教育力の向上

直接目標	大人と子どもなど、地域での多世代の交流を増やすとともに、家庭教育の悩みを軽減する
------	------------------------------------------

1 算出方法	親や教員以外の地域の大人と知り合うことができた割合 (寺子屋事業参加者アンケート)	子ども達が地域の大人と関わる機会をどれだけ作れたかを測ることで、寺子屋で大人と子どもが共に学び、地域で声をかけ合えるような関係づくりのための取組の成果を測ることができる。	87.6% (H26) [2014]	88.6% (H28) [2016]	90.0% 以上 (H29) [2017]	92.0% 以上 (H33) [2021]	93.0% 以上 (H37) [2025]	H28(2016)までの成果を踏まえ、実施手法を工夫することで、段階的な上昇をめざす。
2 算出方法	家庭教育事業を通じて悩みや不安が解消・軽減した割合 (家庭教育事業参加者アンケート)	家庭教育は、本来、家庭の責任において行われるべきものであるが、社会状況や地域の変化等により、子育てについての悩みや不安を多くの家庭が抱えている。それらの悩みや不安が、本事業によって軽減されているかを測るものである。	91.4% (H27) [2015]	92.4% (H28) [2016]	92.0% 以上 (H29) [2017]	92.5% 以上 (H33) [2021]	93.0% 以上 (H37) [2025]	アンケート結果等を分析しながら、事業実施手法を工夫改善し、段階的な上昇をめざす。

施策2-3-2 自ら学び、活動するための支援

直接目標	市民が生き生きと学び、活動するための環境をつくる
------	--------------------------

1 算出方法	教育文化会館・市民館・分館の社会教育振興事業参加者数 (教育委員会事務局調べ)	市民が広く社会的な課題等について学び、主体的に活動する場である社会教育振興事業の参加者数の推移を見ることで、学習や活動環境の状況を測ることができる。	89,660人 (H26) [2014]	8.9万人 (H28) [2016]	9万人 以上 (H29) [2017]	9.1万人 以上 (H33) [2021]	9.2万人 以上 (H37) [2025]	各施設の事業運営努力や広報、啓発活動等によって、地域社会のニーズを汲み取り、段階的な上昇をめざす。
2 算出方法	教育文化会館・市民館・分館施設利用率 (教育委員会事務局調べ)	教育文化会館・市民館等の年間利用率の変化を見ることによって、施設が生涯学習の拠点としてどの程度機能しているのか等、成果を客観的に測ることができる。	56.6% (H26) [2014]	56.7% (H28) [2016]	56.9% 以上 (H29) [2017]	57.3% 以上 (H33) [2021]	57.7% 以上 (H37) [2025]	現状の数値を基準として、各施設の事業運営努力や広報、啓発活動等によって、地域社会のニーズを汲み取り、段階的な上昇をめざす。

指標名 (指標の出典)		指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方
			策定時	現状	第1期	第2期	第3期	
3 算出方法	市立図書館・分館における図書館の入館者数 (教育委員会事務局調べ)	市立図書館の年間入館者数の変化を見ることによって、市民がどの程度、読書や調べ物等をしているか、また施設が生涯学習の拠点としてどの程度機能しているのかなど、成果を客観的に測ることができる。	4,337,308 人 (H26) [2014]	409.4 万人 (H28) [2016]	435 万人以上 (H29) [2017]	437 万人以上 (H33) [2021]	439 万人以上 (H37) [2025]	図書館の利用者人数(※1)は、H25(2013)の中原図書館移転での増加を除くと、直近3か年において全館で概ね減少傾向にあるものの、既存の体制でサービスの見直しや広報の強化等により利用の増進を図ることで、減少傾向を改善し、入館者数(※2)の段階的な増加をめざす。 ※1「利用者人数」…入館した上貸出や予約等記録に残るサービスを利用した者の数 ※2「入館者数」…入館した者の数。利用者人数に加え、例えば館内の読書のみの利用者等を含む。(H26[2014]から算出開始)
4 算出方法	学校施設開放の利用者数 (教育委員会事務局調べ)	学校施設を活用して生涯学習活動を実施した市民の数を測ることで、市民同士のつながりをつくり、自主的に生涯学習活動に取り組む市民を育む本施策の成果を測ることができる。	2,609,747 人 (H26) [2014]	267.2 万人 (H28) [2016]	261 万人以上 (H29) [2017]	267.7 万人以上 (H33) [2021]	268.1 万人以上 (H37) [2025]	これまで学校施設の活用促進のため、各学校1施設以上の開放をめざして施設整備等を着実に進め、開放可能な場所の整備がほぼ終了した。また、稼働率も非常に高い状況であることから、引き続き円滑な開放を維持し、緩やかな上昇をめざす。 ※H28(2016)の実績値が第3期の目標値を上回ったため、目標値を変更 ・第2期:261.5→267.7万人 ・第3期:262→268.1万人
5 算出方法	社会教育振興事業を通じて新たなつながりが増えた割合 (事業参加者アンケート)	社会教育振興事業の参加者にアンケートを行うことで、事業目的のひとつである、人ととのつながりの構築に向けた取組の成果を測ることができる。	67.5% (H27) [2015]	70.4% (H28) [2016]	69.0% 以上 (H29) [2017]	70.5% 以上 (H33) [2021]	72.0% 以上 (H37) [2025]	講座の対象や内容等により、つながりの構築の容易さに異なりがあるため、それぞれの事業において手法等を改善することにより、段階的な上昇をめざす。

基本政策3 市民生活を豊かにする環境づくり

指標名 (指標の出典)	指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方		
		策定時	現状	第1期	第2期	第3期			
政策3-1 環境に配慮したしくみをつくる									
施策3-1-1 地球環境の保全に向けた取組の推進									
直接目標	地球温暖化による市民生活などへの影響を減らす								
1 算出方法	市域の温室効果ガス排出量の削減割合 (環境局調べ)	温室効果ガス排出量について、基準年度である1990(H2)年度との削減割合を示すことにより、地球温暖化対策の取組の成果を測ることができる。 国の温室効果ガス総排出量算定方法ガイドラインに基づき川崎市域の温室効果ガス排出量を算定(平成29[2017]年3月ガイドライン改定より、実績値を修正)	1990 年度比 ▲13.8% (H25) [2013] 暫定値	1990 年度比 ▲16.8% (H27) [2015]	1990 年度比 ▲20% 以上 (H27) [2015]	1990 年度比 ▲20.3% 以上 (H31) [2019]	1990 年度比 ▲23.8% 以上 (H35) [2023]	パリ協定及び国の地球温暖化対策計画の目標値を踏まえ、地球温暖化対策推進基本計画を改定し、2030(H42)年度までに1990(H2)年度における市域の温室効果ガス排出量の30%以上の削減をめざす。 温室効果ガス排出量の算定結果は、2年遅れで暫定値が公表されるため、表示されている各期の指標の目標年次は、各期の末時点を把握できる2年前の年次を示している。 ※同計画の改定に伴い、目標値を変更 ・第2期:▲25→▲20.3% ・第3期:▲25→▲23.8%	
2 算出方法	市民や市内の事業者による環境に配慮した取組(省エネなど)が進んでいると思う市民の割合 (市民アンケート)	市民や市内の事業者による環境に配慮した取組(省エネなど)が進んでいると思う市民の割合を指標とすることにより、環境に配慮した取組の成果を測ることができる。	24.9% (H27) [2015]	27.7% (H28) [2016]	26% 以上 (H29) [2017]	28% 以上 (H33) [2021]	30% 以上 (H37) [2025]	計画策定時の実績値が、概ね政令指定都市平均であったことを踏まえ、更なる向上(+5%)をめざし、H37(2025)に30%以上を目標とする。	
政策3-2 地域環境を守る									
施策3-2-1 地域環境対策の推進									
直接目標	空気や水などの地域環境を守る								
1 算出方法	光化学スモッグ注意報の発令日数 (環境局調べ)	人が健康で快適に暮らすためには、良好な大気環境の保全が必要である。健康被害を引き起こす光化学オキシダントが高濃度になった場合に発令される注意報の発令日数の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができる。 年間に発令された日数	6日 (H26) [2014]	4日 (H28) [2016]	2日 以下 (H29) [2017]	0日 (H33) [2021]	0日 (H37) [2025]	「環境基本計画」に掲げる基本施策のうち、大気環境の保全の指標中、当面の目標として、高濃度の発生を抑制し、注意報の発令をゼロにすることを掲げており、同様の目標とする。	
2 算出方法	二酸化窒素の環境基準を達成した測定局の割合 (環境局調べ)	人が健康で快適に暮らすためには、良好な大気環境の保全が必要である。代表的な大気汚染物質である二酸化窒素の環境基準の達成状況を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	94.4% (H26) [2014]	100% (H28) [2016]	100% (H29) [2017]	100% (H33) [2021]	100% (H37) [2025]	「環境基本計画」に掲げる基本施策のうち、大気環境の保全の指標として環境基準を達成することを掲げており、同様の目標とする。	
3 算出方法	河川のBOD、COD環境目標値達成率 (環境局調べ)	人が健康で快適に暮らすためには、良好な水環境の保全が必要である。代表的な水質の指標であるBOD、CODの環境目標値の達成状況を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	100% (H26) [2014]	100% (H28) [2016]	100% (H29) [2017]	100% (H33) [2021]	100% (H37) [2025]	「水環境保全計画」の構成要素ごとの目標のうち、水質の指標として環境目標値を達成することを掲げており、同様の目標とする。	

指標名 (指標の出典)		指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方	
			策定時	現状	第1期	第2期	第3期		
施策3-2-2 持続可能な循環型のまちをめざした取組の推進									
直接目標		廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用を進める							
1 算出方法	1人1日あたりのごみ排出量 (環境局調べ)	持続可能な循環型のまちを実現するためには、特に発生抑制の観点から、できるだけごみを発生させないライフスタイルへの転換を促していくことが重要である。1人1日あたりのごみ排出量の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	998g (H26) [2014]	947g (H28) [2016]	971g 以下 (H29) [2017]	917g 以下 (H33) [2021]	898g 以下 (H37) [2025]	ごみの発生抑制に取り組むため、政令指定都市トップ(※)をめざし、1人1日あたりのごみ排出量を10年間で10%削減することを目標とする。 (※)環境省が公表している「一般廃棄物処理実態調査(2015(H27)年度実績)」によると、本市の1人1日あたりのごみ排出量は政令指定都市20市中3位となっている。 ※川崎市一般廃棄物処理基本計画第2期行動計画の策定に伴い、目標値を変更・第2期:935→917g	
	総処理量(家庭系・事業系(焼却ごみ・資源物)、道路清掃ごみ)(514,999t)/人口(1,489,477人)/日数(365日)								
2 算出方法	ごみ焼却量(1年間) (環境局調べ)	持続可能な循環型のまちを実現するためには、発生抑制、再使用、再生利用の取組が重要であり、また、ごみ焼却量の削減により、ごみ焼却処理施設の安定的な稼働や最終処分場の更なる延命化を図ることができる。1年間におけるごみ焼却量の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	37.1万t (H26) [2014]	36.6万t (H28) [2016]	36.0万t 以下 (H29) [2017]	34.4万t 以下 (H33) [2021]	33.0万t 以下 (H37) [2025]	ごみの発生抑制に取り組むため、1人1日あたりのごみ排出量を10年間で10%削減することをめざし、ごみの焼却量を4万トン削減することを目標とする。 ※川崎市一般廃棄物処理基本計画第2期行動計画の策定に伴い、目標値を変更・第2期:34.5→34.4万t	
	焼却処理量(普通ごみ・事業系ごみなど)								
政策3-3 緑と水の豊かな環境をつくりだす									
施策3-3-1 協働の取組による緑の創出と育成									
直接目標		多様な主体との協働、連携により緑を育む							
1 算出方法	緑のボランティア活動の累計か所数 (建設緑政局調べ)	緑のボランティア累計活動か所を把握することで、市民等のボランティア参加促進の取組の成果を測ることができる。	2,355 か所 (H26) [2014]	2,321 か所 (H28) [2016]	2,380 か所 以上 (H29) [2017]	2,420 か所 以上 (H33) [2021]	2,450 か所 以上 (H37) [2025]	ボランティア団体種別ごとに、近年の活動実績から年間の増加数を予測し、ボランティア活動の累計か所数の増加をめざす。	
	公園、街路樹、緑地などにおけるボランティア団体の活動実績数(H28[2016]管理運営協議会及び公園緑地愛護会881か所、街路樹等愛護会1,186か所、緑の活動団体登録数254か所)								
2 算出方法	市民100万本植樹運動による累計植樹本数 (建設緑政局調べ)	緑化指針に基づく植樹や緑化助成制度による思い出記念樹等の植樹、植樹祭などの植樹本数により、緑化推進の取組の成果を測ることができる。	61万本 (H26) [2014]	80万本 (H28) [2016]	75万本 以上 (H29) [2017]	90万本 以上 (H33) [2021]	100万本 以上 (H36) [2024]	市制100周年に向けて、H36までに100万本以上の植樹をめざす。	
	毎年、緑化指針に基づく植樹や緑化助成制度による思い出記念樹等の植樹、植樹祭などの植樹本数を合計し算出する。								
施策3-3-2 魅力ある公園緑地等の整備									
直接目標		豊かな市民生活を実現するため、都市に緑と水のオープンスペースを創出する							
1 算出方法	1人あたりの公園緑地面積 (建設緑政局調べ)	緑のオープンスペースの創出の結果として現れる指標の一つであるため、1人あたりの公園緑地面積の変化を見ることで、公園緑地整備事業の成果を測ることができる。	5.0 m ² /人 (H26) [2014]	5.0 m ² /人 (H28) [2016]	5.0 m ² /人 以上 (H29) [2017]	5.0 m ² /人 以上 (H33) [2021]	5.0 m ² /人 以上 (H37) [2025]	本市の公園緑地の面積は年々増加しており、今後も取得の見込みのある用地を着実に取得し、必要な整備を進めいくことをめざしている。 将来人口推計において本市の人口が増加傾向にあるため、人口の増加にあわせて公園面積を増やすし、1人あたりの公園面積を維持することを目標とする。	
	建設緑政局が管理している公園・緑地の面積(約7,482,800m ²)/本市の人口(約1,491,600人)(H28[2016]末)								

指標名 (指標の出典)		指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方		
			策定時	現状	第1期	第2期	第3期			
2	公園緑地の整備状況についての満足度 (市民アンケート)	身近にある公園緑地について、誰もが利用しやすい公園緑地として整備・維持管理されているか等についての満足度を把握することで、市民が求める魅力ある公園緑地等の整備に関する取組の成果を測ることができる。	第2期 実施計画から 新たに 設定	61.4% (H29) [2017]	—	63% 以上 (H33) [2021]	65% 以上 (H37) [2025]	多様なニーズを受け止める公園緑地の整備状況の満足度については、社会状況、世代及び個人等によって大きく変化するものであるが、魅力ある公園緑地の整備と効率的・効果的な維持管理の継続により、現状の満足度を上回る目標値とする。		
	算出方法 市民アンケート(無作為抽出3,000人)で「満足している」「やや満足している」人の割合									
施策3-3-3 多摩丘陵の保全										
直接目標		市域に残された緑地、里山を再生、保全し、次世代に継承する								
1	緑地保全面積 (建設緑政局調べ)	緑地保全の推進により、都市の景観向上、地球温暖化対策、生物保全の向上を図るために、さまざまな緑地保全施策を有効活用し、その面積を拡大することにより、効果的な緑地保全を進めることが重要であるため、その指標を設定することで取組の成果を測ることができる。	232ha (H26) [2014]	241ha (H28) [2016]	272ha 以上 (H29) [2017]	285ha 以上 (H33) [2021]	300ha 以上 (H37) [2025]	さまざまな緑地保全施策を有効活用し、その面積を拡大することにより、効果的な緑地保全をめざす。		
	算出方法 特別緑地保全地区の指定、緑の保全地域の指定、保安林の保全、緑地保全協定の締結、保存樹林の指定、ふれあいの森の契約を締結をした各面積の合計値									
2	企業・教育機関等の参加による保全活動累計か所数 (建設緑政局調べ)	企業・教育機関等との連携による保全活動か所数を把握することで、緑地保全におけるボランティア参加促進の取組の成果を測ることができる。	4か所 (H26) [2014]	4か所 (H28) [2016]	5か所 以上 (H29) [2017]	7か所 以上 (H33) [2021]	9か所 以上 (H37) [2025]	企業・教育機関等の参加を積極的に勧めることで、保全活動か所数の段階的な増加をめざす。		
	算出方法 企業・教育機関等の参加による保全活動か所数									
3	市民が利用できる緑地の累計か所数 (建設緑政局調べ)	市民が利用できる緑地の累計か所数を把握することで、市民等による効果的な緑地の活用を推進する取組の成果を測ることができる。	第2期 実施計画から 新たに 設定	26か所 (H29) [2017]	—	27か所 以上 (H33) [2021]	28か所 以上 (H37) [2025]	散策路や休憩施設等を整備することで、市民が利用できる緑地数の増加をめざす。		
	算出方法 散策路や休憩施設等が整備されているなど、市民利用が可能な緑地の数									
施策3-3-4 農地の保全・活用と「農」とのふれあいの推進										
直接目標		多面的な役割を果たしている貴重な農地を市民とともに継承する								
1	生産緑地の年間新規指定面積 (経済労働局調べ)	生産緑地制度は、市民生活に対し多面的な機能を果たす都市農地を、都市計画上の地域地区である生産緑地(500m²以上/か所)に指定し、営農継続の支援のため固定資産税の減額等を行うものである。市内農地が減少する中、新規指定により生産緑地面積の維持を図ることが、保全・活用の取組として必須であることから、成果指標として新規指定面積を設定する。	12,000 m² (H26) [2014]	10,528 m² (H28) [2016]	12,000 m²以上 (H29) [2017]	12,000 m²以上 (H33) [2021]	12,000 m²以上 (H37) [2025]	市街化区域内農地面積の7割を既に生産緑地として指定している状況の中、計画策定時の新規指定面積を目標値とし、生産緑地の維持を図ることを目標とする。		
	算出方法 年度における生産緑地地区の新規指定実績 ※H26(2014)生産緑地指定面積 290.7ha									
2	防災農地の年間新規登録数 (経済労働局調べ)	市民防災農地は、大地震による災害発生時に一時避難場所や復旧活動に役立てられるなど重要な役割を持ち、農地の持つ多面的な機能の一つであるため、新規登録数の推移を見ることで取組の成果を測ることができる。	7か所 (H26) [2014]	11か所 (H28) [2016]	8か所 以上 (H29) [2017]	8か所 以上 (H33) [2021]	8か所 以上 (H37) [2025]	市内の農地面積の減少傾向が続く中、防災農地の減少を抑えるため新規登録数がH26(2014)実績を上回る水準を維持していくことを目標とする。		
	算出方法 年度における防災農地の新規登録数									
3	市民農園等の累計面積 (経済労働局調べ)	市民農園は、農地の保全・活用の1つの手段となるとともに、市民に農と触れ合う機会を提供することで都市農業の理解を促進することにも繋がっており、市民農園の累計面積を見ることで取組の成果を測ることができる。	73,790 m² (H26) [2014]	98,961 m² (H28) [2016]	78,000 m²以上 (H29) [2017]	105,000 m²以上 (H33) [2021]	111,000 m²以上 (H37) [2025]	市民農園は人気が高く応募が多いことから、利用者ニーズに応えるため、段階的に増加を図る目標とする。 ※H28(2016)の実績値が第3期の目標値を上回ったため、目標値を変更 ・第2期:88,000→105,000m² ・第3期:98,000→111,000m²		
	算出方法 開設・運営主体が異なるさまざまなタイプの市民農園の面積の合計									

指標名 (指標の出典)	指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方		
		策定時	現状	第1期	第2期	第3期			
施策3-3-5 多摩川の魅力を活かす総合的な取組の推進									
直接目標 多くの市民が「憩い」「遊び」「学ぶ」多摩川の魅力を高める									
1 算出方法	多摩川に魅力を感じ、利用したことのある人の割合 (市民アンケート)	河川敷の運動施設や多摩川を訪れる市民の利便施設の再整備、河川敷利用のマナーアップに取り組むなど多摩川が市民の身近な存在になるように、魅力向上の取組を進めている。多摩川の利用状況や魅力の意識を指標とすることで、「多摩川の魅力を活かす総合的な取組」の効果を測ることができる。	37.7% (H27) [2015]	40.1% (H28) [2016]	38% 以上 (H29) [2017]	41% 以上 (H33) [2021]	42% 以上 (H37) [2025]	H27(2015)に実施した市民アンケートの郵送アンケートの結果を踏まえ、多摩川に魅力を感じ、利用する人の割合を着実に増やすことをめざす。 ※H28(2016)の実績値が第3期の目標値を上回ったため、目標値を変更 ・第2期:39→41% ・第3期:40→42%	
	渡し場イベントの参加者数 (建設緑政局調べ)	多摩川における賑わいの創出に向けて、多摩川の両岸を結ぶ重要な交通手段として古くから活用されていた「渡しの復活事業」の推進は、流域自治体とも連携して実施する重要な取組であることから、その参加者数の推移を見ることで、取組の成果を測ることができる。	第2期 実施計 画から 新たに 設定	2,400 人 (H28) [2016]	—	4,900 人 以上 (H33) [2021]	6,000 人 以上 (H37) [2025]	「新多摩川プラン」に基づき、目標年次(H37)[2025]までに6,000人の参加者をめざし、目標値を設定する。	
2 算出方法	年度における渡し場イベントの参加者数の集計								

基本政策4 活力と魅力あふれ力強い都市づくり

指標名 (指標の出典)	指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方		
		策定時	現状	第1期	第2期	第3期			
政策4-1 川崎の発展を支える産業の振興									
施策4-1-1 アジアを中心とした海外での事業展開支援の強化									
直接目標	海外展開する市内企業を支援し、海外で活躍する企業を増やす								
1 算出方法	市が支援したビジネスマッチングの年間成立件数 (経済労働局調べ)	市内企業の海外での販路開拓をめざし、本市は海外ビジネス支援センターや海外で開催される展示会への参加等を通じた支援を行っている。また、企業等のビジネスマッチングの機会を創出することをめざして、川崎国際環境技術展を開催している。それぞれの商談成立件数の把握により、取組の成果を測ることができる。	581件 (H26) [2014]	840件 (H28) [2016]	630件 以上 (H29) [2017]	800件 以上 (H33) [2021]	800件 以上 (H37) [2025]	本市の海外展開支援施策(海外への展示会出展、国際環境技術展の開催等)の充実による更なるビジネスマッチング機会の創出により、市内企業等の国内外でのビジネスマッチング件数を10年で100件以上を増加させることを目標とする。 ※H28(2016)の実績値が第3期の目標値を上回ったため、目標値を変更 ・第2期:660→800件 ・第3期:700→800件	
2 算出方法	グリーンイノベーションクラスターのプロジェクトの年間件数 (経済労働局調べ)	グリーンイノベーションの推進に向けて、クラスター会員企業等とのマッチングによる新規事業の創出をめざしていることから、クラスターを通じて形成されたプロジェクト件数により事業の成果を測ることができる。	2件 (H27) [2015]	2件 (H28) [2016]	5件 以上 (H29) [2017]	7件 以上 (H33) [2021]	10件 以上 (H37) [2025]	環境ビジネスによる産業活性化に向けて、H27(2015)に立ち上げたグリーンイノベーションクラスターに参画する企業等の連携による新規プロジェクトの創出件数を着実に増加させ、10年後のH37(2025)に年間10件のプロジェクトが稼動していることを目標とする。	
施策4-1-2 魅力と活力のある商業地域の形成									
直接目標	魅力と活力のある商業地域の形成や付加価値が高く競争力のある商品の供給により、商業を活性化させる								
1 算出方法	小売業年間商品販売額 (商業統計調査)	小売業年間商品販売額は、市内での消費活動が反映され、市内商業地域の状況を客観的に把握できることから、これを指標として設定することで取組の成果を測ることができる。	9,838億円 (H26) [2014]	—	1兆円 以上 (H29) [2017]	1兆円 以上 (H33) [2021]	1兆円 以上 (H37) [2025]	本市は、全国の状況と比べて人口が増加しているが、市民・商業者の高齢化が進む中で、年間商品販売額を維持していくことを目標とする。	
2 算出方法	市内商店街で行われる新たな顧客の創出や商店街の回遊性を高めるイベントの開催数 (経済労働局調べ)	市内商店街が活性化に向けて、新たな顧客の創出や商店街の回遊性の向上を目的に実施する「まちゼミ」や「街バル」などの商店街が実施するイベント回数を示すことで、取組の成果を図ることができる	第2期実施計画から新たに設定	17回 (H28) [2016]	—	22回 以上 (H33) [2021]	25回 以上 (H37) [2025]	商店街の活性化に向けて、専門家派遣事業や先進事例紹介等を通して、新たな顧客の創出や商店街の回遊性を高めるイベントに取り組む商店街数の着実な増加をめざす。	
3 算出方法	市場の年間卸売取扱量 (経済労働局調べ)	市場取扱量が、その市場の状況や規模を客観的に明確に示す最適な指標であることから、これを成果指標として設定することで取組の成果を測ることができる。	151,433t (H26) [2014]	133,290t (H28) [2016]	151,433t 以上 (H29) [2017]	151,433t 以上 (H33) [2021]	151,433t 以上 (H37) [2025]	全国的に市場経由率が低下し、市場を取り巻く環境が厳しい中、本市場においては、現状の市場機能の維持・持続を図り、取扱量の確保を目標とする。	

指標名 (指標の出典)		指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方		
策定時	現状		第1期	第2期	第3期					
施策4-1-3 中小企業の競争力強化と活力ある産業集積の形成										
直接目標	市内中小企業の技術を活かして事業展開できる環境を整備することで、経営を改善し、成長を促進させる									
1 算出方法	製造品出荷額等 (工業統計調査) 工業統計調査の直近3か年 の平均値	製造品出荷額等は、1年間の「製造品出荷額」、「加工貢収入額」、「修理料収入額」、「製造工程から出たくず及び廃物」の出荷額と「その他の収入額」の合計の数値であるため、その変化を見ることで、企業の経営を改善し、成長を促進するための取組の成果を測ることができる。	4兆 2,968 億円 (H23[2011] ～ H25[2013] 平均)	4兆 4,216 億円 (H25[2013] ～ H27[2015] 平均)	4兆 2,968 億円 (H27[2015] ～ H29[2017] 平均)	4兆 2,968 億円 (H31[2019] ～ H33[2021] 平均)	4兆 2,968 億円 (H35[2023] ～ H37[2025] 平均)	本市製造品出荷額等は、素材型の大企業の動向及び原油価格に左右される部分が大きい状況にある。その中で石油業界に対しては、需要の減少に伴う供給過剰を解消するため産業競争力強化法が適用されるとともに、市内に立地するエネルギー系企業の経営統合による製油所の統廃合等により石油化学関連の出荷額が減っていくことが見込まれるほか、他都市の状況を見ると、H25(2013)の製造品出荷額等は過去3年間の平均値に届いていない自治体が多く、市内事業所数の減少も見込まれるなど、複数の減少要因がある中で、計画策定時における過去3年間の平均値(政令指定都市トップ)の水準の維持を目標とする。		
2 算出方法	知的財産交流会におけるマッチングの年間成立件数 (経済労働局調べ) 年度ごとのマッチング成 立件数を交流会後のフォ ローアップにて把握	地域経済を担う中小企業が、将来にわたって持続的に成長発展していくためには、自社製品開発や技術の高付加価値化など、新たな事業展開に挑戦することが求められることから、大企業が保有する開放特許等の知的財産を中小企業に移転した件数を見ることで、中小企業の新事業展開の取組の成果を測ることができる。	4件 (H26) [2014]	3件 (H28) [2016]	4件 以上 (H29) [2017]	4件 以上 (H33) [2021]	4件 以上 (H37) [2025]	市の知的財産交流会が「川崎モデル」として国や他の自治体等から注目されていることから、今後も全国モデルの主導として成果を連続的に創出していくことを目標とする。		
施策4-1-4 都市農業の強みを活かした農業経営の強化										
直接目標	市内農家の農業経営を安定化・健全化させる									
1 算出方法	認定農業者累計数 (経済労働局調べ) 国の認定農業者制度に 則り、経営の改善計画を 市に申請し認定された農 業者経営体の数	認定農業者は地域農業を牽引する中心的な経営体であり、国の施策の方向性も認定農業者を重視したものに傾く中、本市においてもその確保・育成は喫緊の課題となっている。認定後の支援も大きな課題であるが、本市の農業振興のため、認定農業者の数を確保することも重要なことから、それを指標として取組の成果を測ることができる。	25人 (H26) [2014]	36人 (H28) [2016]	30人 以上 (H29) [2017]	40人 以上 (H33) [2021]	50人 以上 (H37) [2025]	三大都市圏における政令指定都市での全農家数に占める認定農業者数の割合を比較すると、本市の場合、その割合は他都市に比べ大きく下回っている。そのため、平均水準まで改善することを目標とする。		
2 算出方法	援農ボランティアの累計活動日数 (経済労働局調べ) 援農ボランティアが農業生産者の作業に関わった日数	農業生産における労働力確保は農業における課題の一つであり、労働力を補完する援農ボランティアとして育成する事業を実施している。育成した援農ボランティアの活動日数の増減で、援農ボランティア育成の取組の成果を測ることができる。	400日 (H26) [2014]	413日 (H28) [2016]	440日 以上 (H29) [2017]	520日 以上 (H33) [2021]	600日 以上 (H37) [2025]	援農ボランティアを農業者へ周知し、活用を促すとともに、新たなボランティアを育成し、人材確保により、計画策定時の値の1.5倍の活動日数を目標とする。		
政策4-2 新たな産業の創出と革新的な技術による生活利便性の向上										
直接目標	次代を支える産業を創出するため、市内での起業を盛んにする									
1 算出方法	起業支援による年間市内起業件数 (経済労働局調べ) 市の支援を通じて起業に至った件数	起業にあたっては、それぞれの業態や成長段階に応じたさまざまな支援が必要であり、本市では民間創業支援事業者等と連携した支援に取り組んでいることから、こうした支援を通じて起業に至った件数を取組の成果を把握するための指標として設定する。	62件 (H26) [2014]	39件 (H28) [2016]	80件 以上 (H29) [2017]	100件 以上 (H33) [2021]	120件 以上 (H37) [2025]	日本全体として開業率が低迷する中、創業支援施策の強化を図り、支援を通じて起業に至った件数を計画策定時の値から概ね2倍とすることを目標とする。		

指標名 (指標の出典)		指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方						
			策定時	現状	第1期	第2期	第3期							
2	かわさき新産業創造センターの入居率 (経済労働局調べ)	かわさき新産業創造センターは、新規分野での創業をめざす個人及び企業に対して事業スペースを提供し、入居者に対して、専門家によるアドバイスの提供や資金調達等の支援を行うなど、さまざまな起業支援を行う施設であることから、当該施設の入居状況により市内の起業希望者の実態を把握することで、入居への取組の成果を測ることができる。	90% (H26) [2014]	97% (H28) [2016]	90% 以上 (H29) [2017]	90% 以上 (H33) [2021]	90% 以上 (H37) [2025]	他都市と比較して高い施設入居率を、今後も維持することをめざす。また、H30(2018)中に産学交流・研究開発施設「AIRBIC」の本格供用開始を予定していることを踏まえて、第2期以降の目標値を設定している。						
	算出方法 入居面積(4,573 m ²)／全入居可能面積(4,738 m ²) × 100(%)													
施策4-2-2 地域を支える産業の育成・市内事業者等の新分野への進出支援														
直接目標		成長分野や地域課題解決に寄与する市内事業所等の新分野への進出を促進する												
1	ウェルフェアイノベーションフォーラムでのプロジェクト稼働件数 (経済労働局調べ)	ウェルフェアイノベーションフォーラムにおけるプロジェクトの稼働状況は、本市を結節点とした福祉産業振興の活性度そのものであるため、その変化を見ることで、新規進出をはじめとする福祉分野での産業振興の取組の成果を測ることができる。	10件 (H26) [2014]	21件 (H28) [2016]	20件 以上 (H29) [2017]	30件 以上 (H33) [2021]	30件 以上 (H37) [2025]	当面はプロジェクト稼動数の増加を図っていくが、一方でプロジェクトの自立化を図っていくことも重要である。新規創出による増と自立化による減を勘案して、第2期以降は稼動数を30件程度と設定する。						
	算出方法 各年度における稼働中のプロジェクトの件数													
2	コミュニケーションビジネス・ソーシャルビジネスの年間起業件数 (経済労働局調べ)	コミュニケーションビジネスの起業・創業についての支援を行っており、起業・創業の増が、市内でのコミュニケーションビジネスの振興度合いを測定する客観的で適切な指標であることから、これを設定することで取組の成果を測ることができる。	4件 (H26) [2014]	5件 (H28) [2016]	5件 以上 (H29) [2017]	6件 以上 (H33) [2021]	7件 以上 (H37) [2025]	起業に関する相談窓口設置やセミナー開催に加えて、既存事業者の地域での活動やネットワークづくりの支援等により、地域社会でのコミュニケーションビジネスの浸透を図ることによって、起業・創業希望者を増やし、着実に、段階的に起業者を生み出すことを目標とする。						
	算出方法 市の支援を通じて起業に至った件数													
施策4-2-3 科学技術を活かした研究開発基盤の強化														
直接目標		先端科学技術分野において、高付加価値で競争力の高い製品を創出する												
1	新川崎・創造のもり地区における特許保有累計件数 (経済労働局調べ)	新端科学技術分野の製品化を進めるにあたっては、当該技術の特許申請により製品化まで進む可能性のある案件を早期に把握できることから、特許保有件数を指標として設定することで、新産業創出の取組の成果を測ることができる。	94件 (H26) [2014]	144件 (H28) [2016]	96件 以上 (H29) [2017]	160件 以上 (H33) [2021]	180件 以上 (H37) [2025]	先端科学技術分野の研究開発については、製品化まで見据えた知財戦略の策定⇒特許申請⇒特許取得というプロセスに数年の時間を要することから、現在進んでいる研究の成果が特許となる時期をH30(2018)以降と想定するとともに、新たな産学交流・研究開発施設「AIRBIC」がH30(2018)中に本格供用開始することから、H34(2022)以降、年間5件以上の新規特許が生まれされることを目指とする。 ※H28(2016)の実績値が第3期の目標値を上回ったため、目標値を変更 ・第2期:100→160件 ・第3期:120→180件						
	算出方法 新川崎・創造のもり地区に拠点を有する企業、研究機関が保有する特許の累計件数													
2	ナノ医療イノベーションセンターの入居率 (臨海部国際戦略本部調べ)	ナノ医療イノベーションセンターは、先端医療を広く普及・浸透させるための「ナノ医療技術」の研究及び研究成果の実用化を進める施設であり、企業入居率は、オープンイノベーションへの取組の成果を測ることができる。	44% (H27.12) [2015]	42% (H28) [2016]	60% 以上 (H29) [2017]	90% 以上 (H33) [2021]	90% 以上 (H37) [2025]	平成27(2015)年4月に運営を開始し、6年間で入居率90%をめざす。その後は、入居企業による入退室が行われることを想定し、入居率90%を維持することを目指とする。						
	算出方法 入居部屋数(30部屋)／全入居部屋数(71部屋) × 100(%)													
3	川崎市コンベンションホールの稼働率 (経済労働局調べ)	企業・研究者・技術者等の交流機会の創出・拡大を通じて、オープンイノベーションを促進する新たな交流拠点として、川崎市コンベンションホールを整備することから、当該施設の稼働率を指標に設定することで、オープンイノベーションの促進に向けた取組の成果を測ることができる。	-	-	-	55% 以上 (H33) [2021]	60% 以上 (H37) [2025]	講演会、展示会、交流会等の開催により、コンベンション施設が効率的に活用され、施設の安定的な運営が図れるよう、H30(2018)の開館から稼働率の段階的な向上をめざし、最終的には60%以上の稼働率を目標とする。						
	算出方法 利用コマ数／全利用可能コマ数 × 100(%)													

指標名 (指標の出典)		指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値		目標値の考え方	
			策定時	現状	第1期	第2期		
施策4-2-4 スマートシティの推進								
直接目標		スマートシティの推進により、新たな産業やサービスを創出する						
1	算出方法	スマートシティに関するリーディングプロジェクト実施累計件数 (環境局調べ)	エネルギーの最適利用やICT・データの利活用により地域課題の解決を図る「スマートシティ」や、次世代のエネルギー源として期待される水素エネルギーの積極的な利活用を進める「水素戦略」の推進は、新たな施策領域であることから、創出したリーディングプロジェクトや実施中のリーディングプロジェクトの件数	7件 (H26) [2014]	24件 (H28) [2016]	16件以上 (H29) [2017]	28件以上 (H33) [2021]	40件以上 (H37) [2025]
一人ひとりが豊かさを感じるスマートで低炭素な社会の構築に向けて、多様な主体との連携により、毎年3件程度のリーディングプロジェクトの創出を目指す。								
施策4-2-5 ICT(情報通信技術)の活用による市民利便性の向上								
直接目標		ICTにより、行政サービスを一層手軽に利用できるようにする						
1	算出方法	提供しているオープンデータのデータセット数 (総務企画局調べ)	本市ホームページで提供するオープンデータのデータセット数を見ることで、行政の透明性等に向けた取組の成果を測ることができる。	27件 (H26) [2014]	69件 (H28) [2016]	100件以上 (H29) [2017]	300件以上 (H33) [2021]	500件以上 (H37) [2025]
2	算出方法	提供しているオープンデータのダウンロード数 (総務企画局調べ)	本市ホームページからのダウンロード数を見ることで、企業等によるオープンデータの活用に向けた取組の成果を測ることができる。	2,000件 (H26) [2014]	—	4,000件以上 (H29) [2017]	5,000件以上 (H33) [2021]	6,000件以上 (H37) [2025]
3	算出方法	電子申請システムの利用件数 (総務企画局調べ)	システム利用件数を集計することにより、ニーズにあった電子行政サービスが提供できているかについて、取組の成果を測ることができる。	103,400件 (H26) [2014]	142,900件 (H28) [2016]	108,000件以上 (H29) [2017]	172,000件以上 (H33) [2021]	200,000件以上 (H37) [2025]
平成27(2015)年4月時点における政令指定都市平均を上回るデータセット数を目標とし、利用ニーズの高い情報の提供を順次行うことから、第1期実施計画期間中にダウンロード数を現在の2倍に増加させるとともに、その後も漸次増加させることをめざす。 利用ニーズの高い情報の提供を順次行うことから、第1期実施計画期間中にダウンロード数を現在の2倍に増加させるとともに、その後も漸次増加させることをめざす。 ICTによる市民利便性の向上を測る指標として、過去の増加傾向を踏まえ、さらなる利用件数の増加を目標に、電子申請件数の多いものは総申請件数に対する電子申請件数の割合を年1%ずつ、それ以外は電子申請件数を年1%ずつ増加させることをめざす。 ※H28(2016)の実績値が第3期の目標値を上回ったため、目標値を変更 ・第2期:113,000→172,000件 ・第3期:118,000→200,000件								
政策4-3 生き生きと働き続けられる環境をつくる								
施策4-3-1 人材を活かすしくみづくり								
直接目標		市内での雇用を促進するとともに、市内の優れた技能を次世代に継承する						
1	算出方法	就業支援事業による就職決定者数 (経済労働局調べ)	「キャリアサポートかわさき」における年間就職決定者数 ※第1期実施計画では、「キャリアサポートかわさき」と「コネクションズかわさき」における就職決定者数を成果指標として示していたが、「コネクションズかわさき」は日本全体の経済情勢等の対外的な要因の影響を強く受けたことから、第2期実施計画では指標管理を施策の取組の成果がより反映される「キャリアサポートかわさき」における就職決定者のみに見直している。	465人 (H26) [2014]	472人 (H28) [2016]	—	490人以上 (H33) [2021]	495人以上 (H37) [2025]
将来的な雇用情勢や国事業の方向性が不透明ではあるものの、現状を上回る就職決定者数を維持していくことを目標とする。 ※成果指標の算出方法の見直しに伴い、目標値を変更 ・第2期:710→490人 ・第3期:720→495人								

指標名 (指標の出典)		指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方
			策定時	現状	第1期	第2期	第3期	
2 算出方法	かわさきマイスターのイベント出展等の活動回数 (経済労働局調べ)	市内最高峰の匠として認定された「かわさきマイスター」が、多くの市民に対して「ものづくり」に関わる極めて優れた技術や卓越した技能を披露できるイベントへの出展件数、熟練した技能の活用・継承、後継者育成の機会として小・中学校等における出前授業を行った件数や市民向け講習会等の開催数により、マイスター制度の取組の成果を測ることができる。	第2期実施計画から新たに設定	97件 (H28) [2016]	—	102件以上 (H33) [2021]	106件以上 (H37) [2025]	依頼先の増減により件数の変動があり不透明なものではあるが、広報手段の見直し等による市民への周知の徹底などにより毎年少なくとも1件以上増加することを目標とする。
	区民祭等のイベントにおけるかわさきマイスター出展件数、小・中学校等において出前授業を行った件数、ものづくりに関する市民向け講習会の開催数							
施策4-3-2 働きやすい環境づくり								
直接目標		誰もが働きやすい環境を整える						
1 算出方法	ワークライフバランスの取組を行っている事業所の割合 (経済労働局調べ)	ワークライフバランスを導入することにより幅広い仕事のあり方をそれぞれのライフステージにおいて実践することができ、少子高齢化による労働力不足が懸念される中、性別にかかわりなくその能力を十分に發揮できる機会が確保され、働きやすい職場環境の実現ができることから、それを指標として取組の成果を測ることができる。	67% (H26) [2014]	68% (H28) [2016]	70%以上 (H29) [2017]	75%以上 (H33) [2021]	80%以上 (H37) [2025]	計画策定時において横ばい又は微減の傾向にあったことから、労働情報等の周知等による効果的な啓発手法等を検討・実施し、毎年1%程度の増へと転換させることを目標とする。
	労働状況実態調査のアンケートに対する回答結果(100-「取組はいずれも行っていない」回答数(259件)／全回答数(800件)×100(%))							
2 算出方法	勤労者福祉共済の新規加入者数 (経済労働局調べ)	中小企業の従業員の福利厚生の充実を図ることを目的とした、川崎市勤労者福祉共済制度(かわさきハッピーライフ)への新規加入者数を見ることにより、ワーク・ライフ・バランスへの取組の成果を測ることができる。	第2期実施計画から新たに設定	398人 (H26[2014]) ～ 28[2016] 平均)	—	420人以上 (H33) [2021]	440人以上 (H37) [2025]	少子高齢化社会の進展により、全国的に生産年齢人口が減少傾向にある中、本市における中小企業従業者数についても、今後大幅な増加は見込まれないが、加入促進活動を積極的に行うことにより、新規加入者の確保を図り、概ね年5%増加することを目標とする。
	勤労者福祉共済システムに登録された新規加入者の数							
政策4-4 臨海部を活性化する								
直接目標		臨海部の戦略的な産業集積と基盤整備						
直接目標		臨海部の立地企業を増やし、生産活動を活発にする						
1 算出方法	川崎区の従業者1人あたりの製造品出荷額 (工業統計調査)	臨海部活性化の目的は、立地企業の業績が上がることであり、1人あたりの製造品出荷額等の変化を見ることで、生産人口減少下においても、生産性の向上により臨海部企業が活性化しているかを測ることができる。	1億4,500万円 (H25) [2013]	1億4,527万円 (H26) [2014]	1億5,700万円以上 (H29) [2017]	1億7,000万円以上 (H33) [2021]	1億8,400万円以上 (H37) [2025]	生産人口の減少や石油業界再編を踏まえ、生産性の向上等により現在の水準を維持することが重要と考える。一方で、国がインフレ目標を2%に設定していることから、年2%以上の増加を設定する。
	工業統計調査結果より算出(川崎区の製造品出荷額等(3兆5686億5300万円)÷川崎区の従業者数(24,565人))							
2 算出方法	キングスカイフロント域内外の企業等マッチング件数 (臨海部国際戦略本部調べ)	キングスカイフロントの立地機関と域内外の企業等との共同研究やビジネスマッチング等の機会を創出することは、市内経済の活性化につながる取組であり、マッチング件数を指標として設定することでその成果を測ることができる。	第2期実施計画から新たに設定	9件 (H29) [2017]	—	35件以上 (H33) [2021]	60件以上 (H37) [2025]	キングスカイフロントの拠点形成を進め、立地機関の研究・事業活動が市内経済の活性化に寄与するためには、立地機関と域内外の企業等とのイノベーション創出が重要となる。そのことから、交流連携事業や国際展示会などの機会を捉え、ビジネスマッチングの創出を増加させることを目標とする。
	市の支援を通じてキングスカイフロント立地機関と域内外の企業等とのマッチングに至った件数							
3 算出方法	キングスカイフロントにおける取組を知っていて、評価できると回答した人の割合 (市民アンケート)	がんや認知症の治療法などライフサイエンスに関する最先端の研究を行う機関等を誘致し、国際戦略拠点の形成を進めているキングスカイフロントにおける市の取組に対する評価を測ることができる。	第2期実施計画から新たに設定	9.6% (H29) [2017]	—	14%以上 (H33) [2021]	18%以上 (H37) [2025]	キングスカイフロントにおける拠点形成を進めるにあたっては、キングスカイフロントでの取組が市民に認知され、そこで行われている研究等に理解を得られることが重要である。そのことから、「市の取組を知っていて、その取組を評価できる」人の割合を、毎年1%以上増加させることを目標とする。
	市民アンケートにおいて「市の取組を知っており、取組を評価できる」と回答した人の割合							

指標名 (指標の出典)		指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方	
			策定時	現状	第1期	第2期	第3期		
施策4-4-2 広域連携による港湾物流拠点の形成									
直接目標 川崎港での物流を活発にする									
1 算出方法	川崎港取扱貨物量(公共埠頭) (港湾局調べ)	本市が管理する公共埠頭の取扱貨物量を見ることで、川崎港の物流の活性化に向けた取組の成果を測ることができる。	1,134 (H26) [2014]	1,044 (H28) [2016]	1,140 万t (H29) [2017]	1,210 万t (H33) [2021]	1,280 万t (H37) [2025]	公共埠頭貨物については、積極的なポートセールスや施設の整備等により川崎港港湾計画(H26[2014]改定)における将来推計値を上回る取扱量をめざす。	
2 算出方法	川崎港へ入港する大型外航船(3千総トン数以上)の割合 (港湾局調べ)	コンテナ船をはじめ、世界的に外航船舶が大型化している中で、港湾計画に基づいた計画的な施設整備や、利用しやすい港づくりを進めることによって船舶大型化への対応を行う必要がある。このため、川崎港に入港する外航船舶のうち総トン数3千以上の大型船の割合を指標とすることで、港の活性化への取組の成果を測ることができる。	70% (H26) [2014]	72% (H28) [2016]	73% 以上 (H29) [2017]	76% 以上 (H33) [2021]	79% 以上 (H37) [2025]	川崎港の外航入港船舶については、専用貨物の減少が見込まれる中、船舶の大型化に対応し、より効率的な港湾物流に貢献するとともに、世界的な船舶大型化の潮流に対応することにより、「川崎港港湾計画(H26[2014]改定)」における将来推計値を上回る水準の大型化割合をめざす。	
施策4-4-3 市民に開かれた安全で快適な臨海部の環境整備									
直接目標 川崎港の魅力を市民に広めるとともに、港の活力を高める									
1 算出方法	川崎マリエン利用者数(港湾振興イベント及びスポーツ施設等の利用者を含む) (港湾局調べ)	川崎港の魅力を高めるためには、より多くの市民が港を訪れる機会を増やすことが重要である。このため、川崎港の主要な市民向け施設である川崎マリエンの利用者数を指標とすることで、港の魅力を高める取組の成果を測ることができる。	40万人 (H26) [2014]	34.5 万人 (H28) [2016]	41万人 以上 (H29) [2017]	42万人 以上 (H33) [2021]	43万人 以上 (H37) [2025]	施設利用者の目標については、本市内の主要観光施設の中で計画策定期点での最多の入込観光客数を目標とする。	
2 算出方法	市内の海周辺施設を利用したことがあり、魅力を感じる人の割合 (市民アンケート)	川崎港の魅力を高めるためには、気軽に市民が立ち寄れる港とすることが重要である。このため、「市内の海周辺の施設を利用したことがあり、魅力を感じる」割合を指標とすることで、港の魅力を高める取組の成果を測ることができる。	11% (H27) [2015]	13.3% (H28) [2016]	13% 以上 (H29) [2017]	17% 以上 (H33) [2021]	21% 以上 (H37) [2025]	計画策定期において、港を有する政令指定都市の市民アンケートの平均値を下回っているため、その平均値をめざす。	
政策4-5 魅力ある都市拠点を整備する									
施策4-5-1 魅力にあふれた広域拠点の形成									
直接目標 川崎・武蔵小杉・新百合ヶ丘駅周辺の魅力を高める									
1 算出方法	広域拠点(川崎駅・武蔵小杉駅・新百合ヶ丘駅)の駅周辺人口 (川崎市統計書)	川崎、武蔵小杉、新百合ヶ丘駅周辺の整備を進め、各駅周辺の魅力が高まることで、各駅周辺の居住者の増加が見込まれるため、駅を中心に半径500m圏内の町丁目の人口を指標として設定する。	12.6万人 (H26) [2014]	13.1万人 (H28) [2016]	12.9万人 以上 (H29) [2017]	13.9万人 以上 (H33) [2021]	14.4万人 以上 (H37) [2025]	将来人口推計により算出した増減率を使用し、各年度の駅周辺人口の推計値を算出し、目標とする。 ※将来人口推計の見直しにより、目標値を変更 ・第2期:13.3→13.9万人 ・第3期:13.4→14.4万人	
2 算出方法	広域拠点(川崎駅・武蔵小杉駅・新百合ヶ丘駅)の駅平均乗車人員 (川崎市統計書)	川崎、武蔵小杉、新百合ヶ丘駅周辺の整備を進め、各駅周辺の魅力が高まることで、各駅周辺の来街者や就業者等の増加が見込まれるため、往来するための代表的な交通手段である鉄道駅の利用者数を指標として設定する。	52.4 万人/日 (H25) [2013]	56.4 万人/日 (H27) [2015]	53.8 万人/日 以上 (H28) [2016]	58.8 万人/日 以上 (H32) [2020]	59.8 万人/日 以上 (H36) [2024]	将来人口推計により算出した増減率を使用し、各年度の駅平均乗車人員の推計値を算出し、目標とする。 ※将来人口推計の見直しにより、目標値を変更 ・第2期:55.3→58.8万人 ・第3期:55.9→59.8万人	

指標名 (指標の出典)		指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方	
			策定時	現状	第1期	第2期	第3期		
施策4-5-2 個性を活かした地域生活拠点等の整備									
直接目標		新川崎・鹿島田、溝口、鷺沼・宮前平、登戸・向ヶ丘遊園駅周辺の魅力を高める							
1	地域生活拠点(新川崎・鹿島田駅、溝口駅、鷺沼・宮前平駅、登戸・向ヶ丘遊園駅)の駅周辺人口 (川崎市統計書)	新川崎・鹿島田、溝口、鷺沼・宮前平、登戸・向ヶ丘遊園駅周辺の整備を進め、各駅周辺の魅力が高まることで、各駅周辺の居住者の増加が見込まれるため、駅を中心半径 500m 圏内の町丁目の人口を指標として設定する。	17.5 万人 (H26) [2014]	18 万人 (H28) [2016]	17.6 万人 以上 (H29) [2017]	18.4 万人 以上 (H33) [2021]	18.7 万人 以上 (H37) [2025]	将来人口推計により算出した増減率を使用し、各年度の駅周辺人口の推計値を算出し、目標とする。 ※将来人口推計の見直しにより、目標値を変更 ・第2期: 17.8→18.4万人 ・第3期: 17.9→18.7万人	
	算出方法	地域生活拠点の駅を中心半径 500m 圏内の町丁目の川崎市統計書による人口を合計							
2	地域生活拠点(新川崎・鹿島田駅、溝口駅、鷺沼・宮前平駅、登戸・向ヶ丘遊園駅)の駅平均乗車人員 (川崎市統計書)	新川崎・鹿島田、溝口、鷺沼・宮前平、登戸・向ヶ丘遊園駅周辺の整備を進め、各駅周辺の魅力が高まることで、各駅周辺の来街者や就業者等の増加が見込まれるため、往来するための代表的な交通手段である鉄道駅の利用者数を指標として設定する。	47.3 万人/日 (H25) [2013]	48.3 万人/日 (H27) [2015]	47.8 万人/日 以上 (H28) [2016]	49.5 万人/日 以上 (H32) [2020]	50.0 万人/日 以上 (H36) [2024]	将来人口推計により算出した増減率を使用し、各年度の駅平均乗車人員の推計値を算出し、目標とする。 ※計画策定期の値の算出方法に誤りがあったため、将来人口推計の見直しも踏まえ、目標値を変更 ・第2期: 52.6→49.5万人 ・第3期: 52.9→50.0万人	
	算出方法	地域生活拠点の駅の川崎市統計書による乗車人員を合計							
政策4-6 良好的な都市環境の形成を推進する									
施策4-6-1 安全で安心して快適に暮らせる計画的なまちづくりの推進									
直接目標		都市環境と調和した暮らしやすく魅力的な都市空間を創出する							
1	新築される建築物のうち、環境に配慮した建築物の割合 (まちづくり局調べ)	建築物は、都市空間を構成する基本要素であり、環境性能(省エネ性能、緑化、景観、耐震性、バリアフリー等)に優れた建築物が増加することで、地域の暮らしやすく魅力的な都市空間の形成にも寄与するものと考えられるから、新築建築物に対する環境に配慮した建築物の割合の変化を見ることで、都市環境と調和した暮らしやすく魅力的な都市空間創出の取組の成果を測ることができる。	17% (H26) [2014]	21% (H28) [2016]	19% 以上 (H29) [2017]	21% 以上 (H33) [2021]	23% 以上 (H37) [2025]	計画策定期において、CASBEEを導入している政令指定都市の平均値を下回っている状況にあるため、段階的に CASBEEを導入している政令指定都市の平均値と同水準まで向上させていくことをめざす。	
	算出方法	環境に配慮した建築物の棟数*(1,167 件)/新築される建築物の棟数(5,514 件) ※ CASBEE 届出のうち B+ランク以上の評価件数、低炭素認定件数(棟数)、長期優良住宅認定件数(棟数)、建築物省エネ法届出等のうち基準適合件数の合計							
2	市街地開発事業等の制度を活用した取組の累積件数 (まちづくり局調べ)	市街地開発に関する各種取組を、地域の実情に応じて的確に誘導することが、魅力的な都市空間の創出に寄与することから、市街地開発事業等の制度を活用した取組の累積件数を指標として設定する。	6 件 (H26) [2014]	6 件 (H28) [2016]	7 件 以上 (H29) [2017]	9 件 以上 (H33) [2021]	11 件 以上 (H37) [2025]	県下で比較すると、本市は諸制度による事業の取組件数が多く、魅力的な都市空間の創出が着実に進行している。計画策定期における過去 5 年間の取組件数を踏まえつつ、社会経済状況に大きく左右される民間事業であることも考慮し、1件/2年の件数を目標とする。	
	算出方法	H22 以降の土地区画整理事業(施行認可等)、市街地再開発事業(組合設立認可等)、優良建築物等整備事業(事業採択)、民間都市再生事業計画(国土交通大臣認定)の累積件数							

指標名 (指標の出典)	指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方		
		策定時	現状	第1期	第2期	第3期			
施策4-6-2 地域の主体的な街なみ形成の推進									
直接目標	機能的で美しく、住んでここちよい街なみを創出する								
1 算出方法	「景観計画」等に位置づけられる景観形成基準が遵守されている割合 (まちづくり局調べ)	<p>「景観計画」では、本市の景観をさらに美しく魅力あるものとするとともに、身近な街なみを守り育て次世代へと継承していくため、市内全域を景観計画区域に指定し、地域特性に応じた景観形成方針やその地域にふさわしい色彩等について基準を定めている。</p> <p>本計画等に基づき、地域の街なみに影響を与える建築物等に対して、計画・設計段階で、適切な景観誘導を行うことで、基準に適合した建築物を着実に増やすことができることから、これを指標として個性と魅力ある良好な景観形成に向けた成果を測ることができます。</p>	15.5% (H26) [2014]	20.1% (H28) [2016]	22% 以上 (H29) [2017]	31% 以上 (H33) [2021]	41% 以上 (H37) [2025]	「景観計画」策定からこれまでの届出件数(H20[2008]～26[2014]までの累計1173件)の平均値(167件/年)に加え、今後、景観計画特定地区及び都市景観形成地区の指定・拡大に伴う件数増 ^{※1} を加味した目標値を設定する。	
	景観形成基準の累計適合件数(1,509 ^{※1})／届出対象の総数(7,523 ^{※2}) ※1:下記届出の合計 ①景観法に基づく市内全域が対象の件数(910件) ②景観法に基づく「景観計画特定地区」内の件数(122件) ③都市景観条例に基づく「都市景観形成地区」内の件数(477件) ※2:都市計画基礎調査より算出		<p>市民にとって、住んでいて心地よい街なみを創出するため、地区的住民が主体となって身近なまちの住環境の向上をめざすことが重要であることから、「地区まちづくり育成条例」に基づくグループ登録並びに団体及び構想の認定累計件数を指標とする。</p>	12件 (H26) [2014]	17件 (H28) [2016]	16件 以上 (H29) [2017]	24件 以上 (H33) [2021]	32件 以上 (H37) [2025]	政令指定都市の中で、同様の条例を制定しており、先進都市である横浜市は、63件／10年の登録・認定を行っていることから、都市の面積を勘案し、20件／10年を目標に、2件／年を目標とする。
2 算出方法	「地区まちづくり育成条例」は、住民発意の地区まちづくり活動の熟度に応じてステップアップする制度となっており、H22(2010)の制定以降、初動期のまちづくり活動を行おうとしている団体のグループ登録件数が11件、次の段階として具体的なまちづくり活動を推進している団体の認定件数が3件、最終段階としてまちづくりのルール等をまとめた構想の認定件数が3件								
政策4-7 総合的な交通体系を構築する									
直接目標	首都圏における円滑な交通網を整える								
1 算出方法	都市拠点から羽田空港までの平均所要時間 (まちづくり局調べ)	<p>都市拠点の形成や首都圏機能の強化に向け、国際化が進む羽田空港へのアクセスの強化を進めることが重要であることから、既存の鉄道・道路網を最大限に活かした広域的な交通機能の強化による本市拠点から羽田空港までの所要時間を指標として設定する。</p> <p>※本指標は、平成25年3月策定の「総合都市交通計画」の目標水準であり、「本市拠点」とは、広域拠点及び地域生活拠点を指す。</p>	44分 (H24) [2012]・ (H17) [2005]	45分 (H29) [2017]・ (H27) [2015]	⇒	⇒	約20% 以上短縮 (H44) [2032]	「総合都市交通計画」に位置づける施策・事業を展開することで実現をめざす値。ただし、「総合都市交通計画」に位置づける鉄道・道路ネットワーク形成事業の完成は、計画策定から概ね20年後とする計画期間を超える場合も想定している。	
	本市拠点から羽田空港までの「公共交通(鉄道)利用所要時間(H29[2017])」「国土交通省の調査データ(H27[2015])」「道路交通センサスなど」に基づく自動車利用所要時間の本市推計値の平均値		<p>鉄道の激しい混雑は、日々の通勤・通学をはじめとした市民の移動環境を大きく悪化させるだけでなく、列車の遅延を招き移動の確実性を低下させるなど、市民の経済活動に大きく関わる重要な課題であり、混雑率の緩和は重要な取組であることから、指標として設定する。</p>	195% (H26) [2014]	188% (H28) [2016]	⇒	185% 以下 (H33) [2021]	180% 以下 (H44) [2032]	
2 算出方法	JR南武線の最混雑時間帯における混雑率 (国土交通省 鉄道関係統計データ)								
	国土交通省による鉄道関係統計データ								

指標名 (指標の出典)		指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値		目標値の考え方	
			策定時	現状	第1期	第2期		
施策4-7-2 市域の交通網の整備								
直接目標		自動車での市内交通を円滑化する						
1 算出方法	都市計画道路進捗率 (建設省調査)	都市計画道路の整備は、経済活動を支える重要な都市基盤であり、その進捗率の変化を見ることで、道路ネットワーク整備の取組の成果を測ることができる。	68% (H26) [2014]	—	⇒	69% 以上 (H33) [2021]	71% 以上 (H37) [2025]	
2 算出方法	市内幹線道路における混雑時(朝夕ピーク時)の平均走行速度 (建設省調査)	平均走行速度の上昇は、市内交通の円滑化の目安になり、その平均走行速度の変化を見ることで、道路ネットワーク整備の取組の成果を測ることができる。	16.9 km/h (H26) [2014]	—	⇒	17.8 km/h 以上 (H37) [2025]	市内交通の円滑化が求められる中、道路整備プログラムに基づき、着実な道路ネットワークの構築が求められる中、都市計画道路の進捗率については、計画策定時における過去7年間の平均的な整備水準を維持していくことを今後もめざす。	
施策4-7-3 身近な交通環境の整備								
直接目標		地域の人々が生活しやすい交通環境を整える						
1 算出方法	市内全路線バスの乗車人員数(1日平均) (市統計書・交通局データ)	地域交通の課題は路線バスで対応することを基本としており、路線バスサービスの充実に向けた取組を進めることができ利用しやすい交通環境の提供につながることから、乗車人数を指標として設定する。	316,045 人 (市バス： H22〔2010〕 ～29〔2014〕 平均) (民間バス： H20〔2008〕 ～24〔2012〕 平均)	32.6 万人 (市バス： H24〔2012〕 ～28〔2016〕 平均) (民間バス： H22〔2010〕 ～26〔2014〕 平均)	32.0 万人 以上 (市バス： H25〔2013〕 ～29〔2017〕 平均) (民間バス： H23〔2011〕 ～27〔2015〕 平均)	33.1 万人 以上 (市バス： H29〔2017〕 ～33〔2021〕 平均) (民間バス： H27〔2015〕 ～31〔2019〕 平均)	34.0 万人 以上 (市バス： H33〔2021〕 ～37〔2025〕 平均) (民間バス： H31〔2019〕 ～35〔2023〕 平均)	
2 算出方法	自転車が関わる交通事故件数 (神奈川県警察交通年鑑)	道路を利用するすべての方々の安全・安心で快適な利用環境の構築をめざし、自転車通行環境整備を実施することから、自転車が関わる交通事故件数の減少により、取組の成果を測ることができる。	1,097 件 (H26) [2014]	899 件 (H28) [2016]	1,060 件 以下 (H29) [2017]	980 件 以下 (H33) [2021]	900 件 以下 (H37) [2025]	
施策4-7-4 市バスの輸送サービスの充実								
直接目標		安全で快適な市バス輸送サービスを持続的に提供する						
1 算出方法	有責事故発生件数 (走行距離 10万kmあたりの有責事故発生件数) (交通局調査)	責任割合 1%以上の事故を有責事故発生件数として把握することにより、市バス事業の使命である安全運行について、効果的な事故防止対策や研修等の一定の成果を測ることができる。	0.29 件 (H26) [2014]	0.38 件 (H28) [2016]	0.28 件 以下 (H29) [2017]	0.28 件 以下 (H33) [2021]	0.28 件 以下 (H37) [2025]	
安全運行のより一層の向上を図るために、東京都や横浜市などの大都市公営事業者の中でトップレベルにある安全水準を向上させる必要がある。 過去の実績値からの削減をめざすとともに、大都市公営事業者平均 0.77(H26)[2014]の水準以下をめざす。								

指標名 (指標の出典)		指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方
			策定時	現状	第1期	第2期	第3期	
2 算出方法	お客様満足度 (市バスお客様アンケート調査)	市バスサービス全般に対するお客様満足度を把握することにより、今後のサービス向上に向けた取組や研修等について一定の成果を測ることができる。	55.4% (H26) [2014]	59.2% (H28) [2016]	62.5% 以上 (H29) [2017]	68.0% 以上 (H33) [2021]	72.0% 以上 (H37) [2025]	お客様の声や満足度などの変化を踏まえ、お客様に満足いただけるサービスの提供を行い、満足度の向上につなげる。 H30〔2018〕までに65%以上の達成をめざすとともに、H31〔2019〕以降は、毎年1%以上の向上をめざす。
	市バスの乗車人数(1日平均) (交通局調べ)		127,993 人 (H22) [2010] ～H26 [2014] 平均)	130,982 人 (H24) [2012] ～H28 [2016] 平均)	12.9万人 以上 (H25) [2013] ～H29 [2017] 平均)	13.1万人 以上 (H29) [2017] ～H33 [2021] 平均)	13.3万人 以上 (H33) [2021] ～H37 [2025] 平均)	乗車人数の増減の変動が大きい中、中長期的なトレンドを踏まえながら、乗車人数の増加をめざす。 計画策定時の実績値に過去の増加人数の平均値を加え、各年度の推計値を算出し、それを上回る値を目標値として設定する。

政策4-8 スポーツ・文化芸術を振興する

施策4-8-1 スポーツのまちづくりの推進								
直接目標		スポーツを身近に感じ、楽しむ市民を増やす						
1 算出方法	週1回以上のスポーツ実施率 (市民アンケート)	スポーツを身近に感じ、楽しむ市民を増やすため、「スポーツ推進計画」において「する・観る・支える」の3つの観点からスポーツ推進に向けた取組を進めており、週1回以上スポーツをする人の割合を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	34.8% (H27) [2015]	40.6% (H29) [2017]	36% 以上 (H29) [2017]	42.5% 以上 (H33) [2021]	44.5% 以上 (H37) [2025]	H27(2015)に実施した市民アンケートに基づき、全国の政令指定都市トップをめざすために設定した第3期の目標値を第1期に達成したため、第2期の目標値はH28(2016)の全国平均(42.5%)とし、第3期の目標値は第1期実績から第2期目標値(見直し後)への伸び率を継続する値で設定する。 ※上記を踏まえ、目標値を変更 ・第2期:38→42.5% ・第3期:40→44.5%
	年1回以上の直接観戦率 (市民アンケート)		30.4% (H27) [2015]	26.1% (H29) [2017]	31% 以上 (H29) [2017]	33% 以上 (H33) [2021]	35% 以上 (H37) [2025]	H27(2015)に実施した市民アンケートに基づき、全国の政令指定都市平均をめざし、目標値を設定する。
3 算出方法	スポーツを支える活動に年1回以上参加した人の割合 (市民アンケート)	スポーツを身近に感じ、楽しむ市民を増やすため、「スポーツ推進計画」において「する・観る・支える」の3つの観点からスポーツ推進に向けた取組を進めており、年1回以上スポーツの観戦をする人の割合を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	5.7% (H27) [2015]	3.5% (H29) [2017]	6% 以上 (H29) [2017]	8% 以上 (H33) [2021]	10% 以上 (H37) [2025]	H27(2015)に実施した市民アンケートに基づき、全国の政令指定都市トップをめざし、目標値を設定する。
	スポーツセンター等施設利用者数 (市民文化局調べ)		2,618,847 人 (H26) [2014]	259.9万 人 (H28) [2016]	263万 人 以上 (H29) [2017]	276万 人 以上 (H33) [2021]	276万 人 以上 (H37) [2025]	第1期計画期間については、H29(2017)に予定される「スポーツ・文化総合センター」の開館や他施設の近年の利用実績を踏まえて目標値を設定し、第2期計画期間以降については、引き続き利用が促進されることを踏まえて目標値を設定する。
4 算出方法	スポーツセンター等施設利用者数 (市民文化局調べ)	スポーツセンター等施設(8か所)における利用者数の実績報告の合計値	2,618,847 人 (H26) [2014]	259.9万 人 (H28) [2016]	263万 人 以上 (H29) [2017]	276万 人 以上 (H33) [2021]	276万 人 以上 (H37) [2025]	第1期計画期間については、H29(2017)に予定される「スポーツ・文化総合センター」の開館や他施設の近年の利用実績を踏まえて目標値を設定し、第2期計画期間以降については、引き続き利用が促進されることを踏まえて目標値を設定する。

指標名 (指標の出典)		指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方						
			策定時	現状	第1期	第2期	第3期							
5	市障害者スポーツ大会競技参加者数 (市民文化局調べ)	障害者スポーツ大会は、障害者がスポーツの楽しさを体験する機会の一つであるため、その参加者数の推移を見ることで、障害者スポーツの普及促進の取組の成果を測ることができる。	359人 (H26) [2014]	402人 (H28) [2016]	383人以上 (H29) [2017]	415人以上 (H33) [2021]	447人以上 (H37) [2025]	計画策定時における過去5年間の参加者実績の増加率に加え、東京2020パラリンピックを契機とした「かわさきパラムーブメント」における各イベント、パラアスリートへの施設貸出、障害者スポーツ普及促進事業等の効果としてさらに1割増を上乗せして目標値を設定する。						
	算出方法 6競技の市障害者スポーツ大会参加者数の合計													
施策4-8-2 市民の文化芸術活動の振興														
直接目標		市内の文化芸術活動を推進し、一層市民に身近なものにする												
1	主要文化施設の入場者数 (市民文化局調べ)	市内の文化芸術活動を推進し、一層市民が文化芸術を身近なものとするため、主要文化施設における文化芸術の創造や地域の文化芸術活動の促進に向けた取組を推進しており、主要文化施設の入場者数の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	1,269,188人 (H26) [2014]	128.6万人 (H28) [2016]	135.6万人以上 (H29) [2017]	140.5万人以上 (H33) [2021]	140.5万人以上 (H37) [2025]	施設ごとに既に設定している目標値や計画策定時における過去の実績値などを踏まえ、目標値を設定する。						
	算出方法 主要文化施設*(8か所)における入場者数の実績報告の合計値 ※東海道かわさき宿交流館、市民ミュージアム、大山街道ふるさと館、藤子・F・不二雄ミュージアム、岡本太郎美術館、日本民家園、青少年科学館(かわさき宙と緑の科学館)、アートセンター													
2	年1回以上文化芸術活動をする人の割合 (市民アンケート)	市内の文化芸術活動を推進し、一層市民が文化芸術を身近なものとするため、市民主体の文化芸術活動を促進していくための環境づくりに取り組んでおり、年1回以上文化芸術活動をする人の割合の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	14.6% (H27) [2015]	12.8% (H28) [2016]	16%以上 (H29) [2017]	18%以上 (H33) [2021]	20%以上 (H37) [2025]	H27(2015)に実施した市民アンケートに基づき、全国の政令指定都市平均をめざし、目標値を設定する。						
	算出方法 市民アンケート(無作為抽出3,000人)の年1回以上文化芸術活動をする人の割合													
施策4-8-3 音楽や映像のまちづくりの推進														
直接目標		音楽や映像を活用して、都市の魅力向上や地域の活性化につなげる												
1	「音楽のまち」の環境が充実していると感じる人の割合 (市民アンケート)	音楽を活用して都市の魅力向上や地域の活性化につなげるため、多様な主体と連携しながら、音楽に関するイベントの振興等を図り、音楽を楽しめる環境づくりを進めており、そうした環境の充実に対する市民意識の割合の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	53.3% (H27) [2015]	54% (H28) [2016]	55%以上 (H29) [2017]	57%以上 (H33) [2021]	60%以上 (H37) [2025]	H27(2015)に実施した市民アンケートに基づき、全国の政令指定都市上位をめざし、目標値を設定する。						
	算出方法 市民アンケート(無作為抽出3,000人)の「音楽のまち」の環境が充実していると感じる人(そう思う+やや思う)の割合													
2	ミューザ川崎シンフォニーホール主催・共催公演の入場者率 (市民文化局調べ)	音楽を活用して都市の魅力向上や地域の活性化を図るため、音楽によるまちづくりの中核的施設であるミューザ川崎シンフォニーホールの魅力を発信するための公演内容等の充実等を図っており、その主催・共催公演の入場者率を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	72% (H26) [2014]	73% (H28) [2016]	73%以上 (H29) [2017]	74%以上 (H33) [2021]	75%以上 (H37) [2025]	計画策定時における過去5年間(東日本大震災による休館期間を除く)のミューザ川崎シンフォニーホールの入場者率は、リニューアルオープン(H25[2013])年度以外は70%から73%で推移していることから、最高値(73%)を起点として、目標値を設定する。						
	算出方法 主催・共催公演の入場者数(84,634人)/主催・共催公演の入場者定員数(115,966人)×100(%)													
3	「映像のまち」の取組を知っていて、評価できると回答した人の割合 (市民アンケート)	映像に関するイベントの振興等を図ることによって、映像を通じた地域活性化につなげる取組等を推進しており、こうした「映像のまち」の取組を知っていて、評価できると回答した人の割合の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	18.4% (H27) [2015]	19.1% (H28) [2016]	20%以上 (H29) [2017]	25%以上 (H33) [2021]	30%以上 (H37) [2025]	H27(2015)に実施した市民アンケートに基づき、全国の政令指定都市トップをめざし、目標値を設定する。						
	算出方法 市民アンケート(無作為抽出3,000人)の「映像のまち」の取組を知っていて、その取組を評価できると回答した人の割合													

指標名 (指標の出典)	指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方		
		策定時	現状	第1期	第2期	第3期			
政策4-9 戰略的なシティプロモーション									
施策4-9-1 都市イメージの向上とシビックプライドの醸成									
直接目標 市内外における市の認知度・好感度を高める									
1 算出方法	シビックプライド指標 市民の市に対する「愛着」 「誇り」に関する平均値 (都市イメージ調査)	<p>「シティプロモーション戦略プラン」において、プランの目標である「市民の川崎への愛着・誇り」の醸成度を測る指標として、川崎市独自の「シビックプライド指標」を使用している。</p> <p>本市に「愛着を持っているか」、「誇りを持っているか」等の、複数の設問に回答を求めており、それを指標として、取組の成果を測ることができる。</p>							
	都市イメージ調査(地域別インターネット調査4,000人)において「愛着」、「誇り」に関してそれぞれに3つの質問項目を設け、その評価を1点(最低点)~10点(最高点)とし、各項目の平均値を「愛着」、「誇り」それぞれの得点として算出	愛着 6.0 点 誇り 5.0 点 (H26) [2014]	愛着 5.9 点 誇り 4.9 点 (H28) [2016]	愛着 6.1 点 誇り 5.1 点 以上 (H29) [2017]	愛着 6.5 点 誇り 5.5 点 以上 (H33) [2021]	愛着 7.0 点 誇り 6.0 点 以上 (H37) [2025]	隣接都市(平均:愛着 6.3 点 誇り 5.3 点)と比較し、下回っている現状があるため、概ね 10 年後に、それを上回ることを目標とする。		
2 算出方法	隣接都市における、川崎市に良いイメージがあると感じている人の割合 (都市イメージ調査)	<p>「シティプロモーション戦略プラン」において、プランの目標の一つである「川崎の対外的な認知度やイメージの向上」を測る指標として、「隣接都市在住者における川崎のイメージを良いと思う人の割合」を使用しており、それを指標として、取組の成果を測ることができる。</p>							
	都市イメージ調査(地域別インターネット調査4,000人)において、「川崎市のイメージについて、どのように思いますか」という質問に対して、その評価を1点(最低点)~10点(最高点)とし、隣接都市居住者のうち6点~10点を選んだ割合	50.3% (H26) [2014]	42.0% (H28) [2016]	51% 以上 (H29) [2017]	53% 以上 (H33) [2021]	55% 以上 (H37) [2025]	調査時期における市内でのイベント開催や施設のオープンを踏まえ、本市のイメージを安定的に向上させることを目標とする。		
施策4-9-2 川崎の特性を活かした観光の振興									
直接目標 市内への集客及び滞在を増加させる									
1 算出方法	主要観光施設の年間観光客数 (経済労働局調べ)	<p>これまで取り組んできた地域特性を活かした観光振興を今後も推進し、更なる観光客数の増加をめざすため、その取組の成果を客観的に示す数値として主要観光施設の年間観光客数が最適であることから、これを指標として設定する。</p>							
	主要観光施設からの報告値等の集計	1,504 万人 (H26) [2014]	1,549 万人 (H28) [2016]	1,646 万人 以上 (H29) [2017]	1,856 万人 以上 (H33) [2021]	2,100 万人 以上 (H37) [2025]	本市の主要観光施設への観光客数については、これまでの観光振興の取組により、計画策定時における過去の実績で3%程度の伸びがあることから、今後もこの水準以上の観光客の増加を目標とする。		
2 算出方法	宿泊施設の年間宿泊客数 (経済労働局調べ)	<p>市内での観光客による消費を増加させるために、日帰り客だけでなく市内の宿泊客を増加させるための取組が必要であり、その成果を客観的に示す数値として市内宿泊施設における宿泊客数が最適であることから、これを指標として設定する。</p>							
	市内宿泊施設からの報告値等の集計	178 万人 外国人 15 万人 (H26) [2014]	183 万人 外国人 20 万人 (H28) [2016]	187 万人 以上 外国人 17 万人 以上 (H29) [2017]	198 万人 以上 外国人 23 万人 以上 (H33) [2021]	210 万人 以上 外国人 25 万人 以上 (H37) [2025]	近年の外国人観光客の増加や東京 2020 オリンピック・パラリンピックの開催も踏まえ、既存宿泊施設の稼働率増や新規宿泊施設の建設を念頭に、毎年約 3 万人以上の増加(外国人宿泊客数については全宿泊客数に占める外国人宿泊客の割合について H28(2016) の県内平均割合(11.5%)を超える 12% の達成を目指して増加)を目標とする。		
3 算出方法	工場夜景・産業観光ツアーワークの年間参加者数 (経済労働局調べ)	<p>産業観光については、本市の地域特性を活かした貴重な観光資源であり、今後も本市の観光施策の中心であることから、そのツアーワークの年間参加者数を、観光振興の取組の成果を客観的に示す指標として設定する。</p>							
	工場夜景ツアー及び産業観光ツアーの参加者数の集計	6,600 人 (H26) [2014]	5,416 人 (H28) [2016]	7,200 人 以上 (H29) [2017]	8,100 人 以上 (H33) [2021]	9,200 人 以上 (H37) [2025]	これまでの取組によって産業観光に関する認知や需要が高まってきており、今後もこれを継続することにより、観光客数の伸びに合わせて毎年 3% 程度以上の増加を目標とする。		

基本政策5 誰もが生きがいを持てる市民自治の地域づくり

指標名 (指標の出典)	指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値			目標値の考え方		
		策定時	現状	第1期	第2期	第3期			
政策5-1 参加と協働により市民自治を推進する									
施策5-1-1 市民参加の促進と多様な主体との協働・連携のしくみづくり									
直接目標	多様な主体が協働・連携して地域課題の解決を進める								
1 算出方法	地域貢献活動に関する取組にかかわったことのある人の割合 (市民アンケート)	市民自治のまちづくりには、地域に関わりを持つさまざまな主体が協力して地域を支えるしくみが必要であるため、市民活動団体、町内会・自治会、企業、大学などが身近な場所で行っている社会貢献活動にかかわったことがある市民の割合を指標とする。	19.8% (H27) [2015]	15.3% (H28) [2016]	21% 以上 (H29) [2017]	23% 以上 (H33) [2021]	25% 以上 (H37) [2025]	H27(2015)に実施した市民アンケートに基づき、全国の政令指定都市トップをめざし、目標値を設定する。	
2 算出方法	町内会・自治会加入率 (市民文化局調べ)	多様な主体が協働・連携して地域の課題解決を進めるため、市民同士の地域における支え合いの中心としてコミュニティ形成の核となる地縁組織である町内会・自治会の活動を支援しており、その加入率の推移を見ることで、取組の成果を測ることができる。	63.8% (H27) [2015]	63.2% (H28) [2016]	64% 以上 (H29) [2017]	64% 以上 (H33) [2021]	64% 以上 (H37) [2025]	人口の増加が続く中、これまでの町内会・自治会の加入率の中長期的な漸減傾向に歯止めをかけ、現状水準(平成27[2015]年4月1日現在の加入率)を維持していくことをめざし、目標値を設定する。	
3 算出方法	市内認定・条例指定NPO法人数 (市民文化局調べ)	多様な主体が協働・連携して地域の課題解決を進めるため、その担い手となるNPO法人の基盤強化の支援や寄附促進に向けた取組等を実施しており、NPO法人のうち、寄附者等の人数で地域から支持されているかどうかを測る「パブリックサポートテスト(PST基準)」や適正運営要件を満たした認定・条例指定NPO法人の法人数の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	8団体 (H26) [2014]	9団体 (H28) [2016]	14団体 以上 (H29) [2017]	22団体 以上 (H33) [2021]	30団体 以上 (H37) [2025]	神奈川県が県内約3,500団体に対して、毎年20団体増を目標としていることから、本市においても同様の水準となる、約350団体のうち毎年2団体増を認定・指定の目標値として設定する。	
施策5-1-2 迅速で的確な広報・広聴と市民に開かれた情報共有の推進									
直接目標	市民の意見を幅広く聴取するとともに、分かりやすい情報発信を行う								
1 算出方法	コンタクトセンター内サンキュークールかわさきの応対満足度 (総務企画局調べ)	広聴体制の1つである「サンキュークールかわさき」の応対に対する満足度を調査することにより、市に対する意見や相談を受ける体制に満足しているかを測ることができる。	4.9点 (H27) [2015]	4.9点 (H28) [2016]	4.9点 以上 (H29) [2017]	4.9点 以上 (H33) [2021]	4.9点 以上 (H37) [2025]	市政に関する問合せ、意見、相談等に応対する「サンキュークールかわさき」利用者の応対満足度について、現状の高い満足度の維持・向上をめざす。	
2 算出方法	必要な市政情報を得ることができると思っていると思う人の割合 (市民アンケート)	市政だよりや市ホームページ等による市政情報を迅速かつ分かりやすく発信する取組の成果は、必要な情報を得ることができているという市民の満足度の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	37.5% (H27) [2015]	39.9% (H28) [2016]	39% 以上 (H29) [2017]	42% 以上 (H33) [2021]	45% 以上 (H37) [2025]	H27(2015)に実施した市民アンケートに基づき、全国の政令指定都市平均以上をめざし、第1期計画期間までに年1.5%増、第2期計画期間以降は各期3%増を目標値として設定する。	

指標名 (指標の出典)		指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値		目標値の考え方	
			策定時	現状	第1期	第2期		
施策5-1-3 共に支え合う地域づくりに向けた区役所機能の強化								
直接目標 市民満足度の高い区役所サービスを提供する								
1 算出方法	区役所利用者のサービス満足度 (市民文化局調べ)	市民満足度の高い区役所サービスを提供するため、「区役所サービス向上指針」に基づき、PDCAサイクルを用いた区役所が主体となった、より一層のサービス向上を図っており、区役所利用者の満足度の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	97.1% (H27) [2015]	96.9% (H28) [2016]	98.0% 以上 (H29) [2017]	98.0% 以上 (H33) [2021]	98.0% 以上 (H37) [2025]	H28(2016)実績が第1期計画策定期より低下していることから、第2期では、まず第1期計画策定期の水準への回復、続いて更なる上昇をめざすというステップで目標達成を図ることとし、第3期においても、その水準を維持することを目標とする。
	個人番号カード交付率 (市民文化局調べ)	個人番号カードの普及により、コンビニエンスストアでの証明書発行等による市民サービスの向上や業務の効率化の取組を進めており、マイナンバーカードの新規交付率を見ることで、その成果を測ることができる。	H28.1 [2016] から交付開始	10% (H28) [2016]	7% 以上 (H29) [2017]	20% 以上 (H33) [2021]	26% 以上 (H37) [2025]	H28(2016)実績が第1期目標値より大きく達成していることから、第2期では、H29(2017)年度上半期の申請件数をもとに設定する。 ※H29(2017)の交付率の見込みをもとに年1.5%増を目標値として設定するが、第2期では更なる取組を推進することにより毎年2%増を目標値として設定する。 ・第2期:14→20% ・第3期:21→26%
政策5-2 人権を尊重し共に生きる社会をつくる								
施策5-2-1 平等と多様性を尊重した人権・平和施策の推進								
直接目標 平等と多様性を尊重する意識を高める								
1 算出方法	平等と多様性が尊重されていると思う市民の割合 (市民アンケート)	平等と多様性(ダイバーシティ)を尊重する意識を高めるため、人権意識の普及を推進しており、「平等と多様性が尊重されている」と思う市民の割合の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	40.6% (H27) [2015]	35% (H28) [2016]	41% 以上 (H29) [2017]	41% 以上 (H33) [2021]	41% 以上 (H37) [2025]	H28(2016)の実績値が第1期計画策定期より低下していることから、第2期では、まず第1期計画策定期の水準への回復、続いて更なる上昇をめざすというステップで目標達成を図ることとし、第3期においても、その水準を維持することを目標とする。
	子どもの権利に関する条例の認知度 (子どもの権利に関する実態・意識調査)	子どもの権利の保障が図られるため、市民の意識の向上や子どもの参加の促進などの取組を推進しており、条例認知度の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	45.0% (子ども) (H26) [2014]	49.7% (子ども) (H29) [2017]	47% 以上 (子ども) (H29) [2017]	52% 以上 (子ども) (H32) [2020]	55% 以上 (子ども) (H35) [2023]	H23(2011)以降の認知度は上昇傾向にあるが、更なる取組を推進することにより年約1%増を目標値として設定する。 ※H29(2017)の実績を踏まえ、目標値を変更 【子ども】 ・第2期:50→52% 【大人】 ・第2期:36→41% ・第3期:40→44%
2 算出方法	「子どもの権利に関する実態・意識調査」(無作為抽出子ども2,100人、大人900人)の「条例を知っている」「聞いたことがあるが内容がわからない」を合わせた回答者数/全回答者数×100(%)	31.9% (大人) (H26) [2014]	38.3% (大人) (H29) [2017]	33% 以上 (大人) (H29) [2017]	41% 以上 (大人) (H32) [2020]	44% 以上 (大人) (H35) [2023]		

指標名 (指標の出典)	指標の考え方	指標の実績値		指標の目標値		目標値の考え方		
		策定時	現状	第1期	第2期			
施策5-2-2 男女共同参画社会の形成に向けた施策の推進								
直接目標		性別に関わりなく誰もが個性や能力を発揮できる環境を整える						
1 算出方法	男女が平等になっていると思う市民の割合 (市民アンケート) 市民アンケート(無作為抽出 3,000人)の男女が平等になっていると思う市民(そう思う+やや思う)の割合	性別に関わりなく誰もが個性や能力を発揮できる環境づくりに向け、男性も女性もお互いの人権を尊重し合い、一人ひとりが個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野に参画することのできる男女共同参画社会に対する認識を深め、定着させるための意識普及に取り組んでおり、「男女が平等になっている」と思う市民の割合の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	31.2% (H27) [2015]	28.7% (H28) [2016]	33% 以上 (H29) [2017]	33% 以上 (H33) [2021]	33% 以上 (H37) [2025]	H28(2016)実績値が第1期策定時より低下していることから、第2期では、まず第1期策定時の水準への回復、続いて更なる上昇をめざすというステップで目標達成を図ることとし、第3期においても、その水準を維持することを目標とする。
2 算出方法	市の審議会等委員に占める女性の割合 (市民文化局調べ) 女性の委員数／本市の審議会等の委員総数 × 100(%)	男女共同参画社会の実現に向けて、市の政策決定過程やさまざまな方針等の決定の場への女性の参画を推進しており、川崎市審議会等委員への女性の参画状況の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができる。	31.5% (H26) [2014]	31.3% (H28) [2016]	37% 以上 (H29) [2017]	40% 以上 (H33) [2021]	40% 以上 (H37) [2025]	「第4期川崎市男女平等推進行動計画」及び「川崎市審議会等委員への女性の参加促進要綱」に基づき、H33(2021)までに委員に占める女性の割合が40%となることをめざして取組を推進していることから、第2期は40%以上を目標値とする。